

【表紙】

【提出書類】	有価証券報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2023年3月30日
【事業年度】	第8期(自 2022年1月1日 至 2022年12月31日)
【会社名】	ENECHANGE株式会社
【英訳名】	ENECHANGE Ltd.
【代表者の役職氏名】	代表取締役CEO 城口 洋平
【本店の所在の場所】	東京都中央区京橋三丁目1番1号
【電話番号】	(03)6837-6322(代表)
【事務連絡者氏名】	執行役員CFO 杉本 拓也
【最寄りの連絡場所】	東京都中央区京橋三丁目1番1号
【電話番号】	(03)6837-6322(代表)
【事務連絡者氏名】	執行役員CFO 杉本 拓也
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

(1) 連結経営指標等

回次	第4期	第5期	第6期	第7期	第8期
決算年月	2018年12月	2019年12月	2020年12月	2021年12月	2022年12月
売上高 (千円)	1,140,739	1,268,110	1,713,196	3,018,003	3,734,068
経常利益又は経常損失 () (千円)	104,924	304,907	6,216	2,400	1,156,664
親会社株主に帰属する当期純利益又は親会社株主に帰属する当期純損失 () (千円)	91,102	238,375	16,743	85,586	1,315,060
包括利益 (千円)	89,799	243,650	18,241	156,450	1,298,272
純資産額 (千円)	586,261	342,611	852,464	4,813,863	3,502,462
総資産額 (千円)	859,504	1,073,716	1,967,194	6,949,357	6,758,823
1株当たり純資産額 (円)	26.93	38.63	36.26	163.09	116.21
1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失 () (円)	4.34	11.35	0.78	3.25	44.01
潜在株式調整後1株当たり当期純利益 (円)	-	-	-	-	-
自己資本比率 (%)	65.8	30.6	42.6	69.2	51.7
自己資本利益率 (%)	18.0	-	-	-	-
株価収益率 (倍)	-	-	-	-	-
営業活動によるキャッシュ・フロー (千円)	219,577	310,049	139,545	481,692	1,910,932
投資活動によるキャッシュ・フロー (千円)	143,590	16,868	294,696	552,946	1,546,692
財務活動によるキャッシュ・フロー (千円)	18,329	125	1,285,951	4,302,971	958,454
現金及び現金同等物の期末残高 (千円)	530,932	204,693	1,334,449	5,571,870	3,067,058
従業員数 (人)	64	90	91	122	216

- (注) 1. 2020年9月17日付で普通株式1株につき3株の割合で株式分割を、2021年4月1日付で普通株式1株につき2株とする株式分割を、2022年1月1日付で普通株式1株につき2株とする株式分割を行っており、第4期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり純資産額及び1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失()を算出しております。
2. 第4期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式は存在するものの、当社株式は非上場であり、期中平均株価が把握できないため、記載しておりません。第5期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式は存在するものの、当社株式は非上場であり、期中平均株価が把握できないため、また、1株当たり当期純損失であるため、記載しておりません。第6期から第8期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式が存在するものの、1株当たり当期純損失であるため記載しておりません。
3. 第5期から第8期における自己資本利益率については、親会社株主に帰属する当期純損失を計上しているため、記載しておりません。
4. 第4期及び第5期の株価収益率については、当社株式は非上場であるため、記載しておりません。第6期から第8期の株価収益率については、親会社株主に帰属する当期純損失を計上しているため、記載しておりません。
5. 従業員数は就業人員(当社グループからグループ外への出向者を除き、グループ外から当社グループへの出向者を含む。)であり、臨時雇用者数(パートタイマー、人材会社からの派遣社員、季節工を含む。)は、年間の平均臨時雇用者数の総数が従業員数の100分の10未満であるため、記載を省略しております。
6. 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準29号 2020年3月31日)等を当連結会計年度の期首から適用しており、当連結会計年度に係る主要な経営指標等については、当該会計基準等を適用した後の指標等となっております。

(2) 提出会社の経営指標等

回次	第4期	第5期	第6期	第7期	第8期
決算年月	2018年12月	2019年12月	2020年12月	2021年12月	2022年12月
売上高 (千円)	990,581	1,058,907	1,505,110	2,840,640	3,354,638
経常利益又は経常損失 () (千円)	87,892	264,745	6,579	29,241	1,139,725
当期純利益又は当期純損失 () (千円)	85,601	244,723	15,278	112,027	1,153,947
資本金 (千円)	642,755	642,755	906,802	3,036,055	3,061,665
発行済株式総数					
普通株式	1,750,000	950,000	5,781,476	14,733,190	30,076,640
A種優先株式	-	200,000	-	-	-
B種優先株式 (株)	-	110,000	-	-	-
C種優先株式	-	30,000	-	-	-
D種優先株式	-	220,000	-	-	-
E種優先株式	-	240,000	-	-	-
純資産額 (千円)	587,475	342,751	855,568	4,913,100	3,630,525
総資産額 (千円)	818,703	1,044,832	1,939,320	6,989,532	6,849,684
1株当たり純資産額 (円)	27.30	38.62	36.38	166.46	120.46
1株当たり配当額 (円)	-	-	-	-	-
(うち1株当たり中間配当額)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)
1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失 () (円)	4.08	11.65	0.71	4.26	38.62
潜在株式調整後1株当たり当期純利益 (円)	-	-	-	-	-
自己資本比率 (%)	70.0	31.4	43.4	70.2	52.9
自己資本利益率 (%)	16.6	-	-	-	-
株価収益率 (倍)	-	-	-	-	-
配当性向 (%)	-	-	-	-	-
従業員数 (人)	47	75	79	99	181
株主総利回り (%)	-	-	-	162.6	76.6
(比較指標：東証マザーズ指数) (%)	(-)	(-)	(-)	(82.6)	(61.0)
最高株価 (円)	-	-	4,900	6,770 1 9,180 2 2,232	2,019
最低株価 (円)	-	-	2,125	3,800 1 1,682 2 1,953	502

(注) 1. 2020年9月17日付で普通株式1株につき3株の割合で株式分割を、2021年4月1日付で普通株式1株につき2株とする株式分割を、2022年1月1日付で普通株式1株につき2株とする株式分割を行っており、第4期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり純資産額及び1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失()を算出しております。

2. 第4期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式は存在するものの、当社株式は非上場であり、期中平均株価が把握できないため、記載しておりません。第5期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式は存在するものの、当社株式は非上場であり、期中平均株価が把握できないため、また、1株当たり当期純損失であるため、記載しておりません。第6期から第8期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式は存在するものの、1株当たり当期純損失であるため、記載しておりません。

3. 第4期及び第5期の株価収益率については、当社株式は非上場であるため、記載しておりません。第6期から第8期の株価収益率については、当期純損失を計上しているため、記載しておりません。

4. 第5期から第8期の自己資本利益率については、当期純損失を計上しているため記載しておりません。
5. 1株当たり配当額及び配当性向については、配当を実施していないため、記載しておりません。
6. 従業員数は就業人員（当社から社外への出向者を除き、社外から当社への出向者を含む。）であり、臨時雇用者数（パートタイマー、人材会社からの派遣社員、季節工を含む。）は、年間の平均臨時雇用者数の総数が従業員数の100分の10未満であるため、記載を省略しております。
7. 定款及び2020年9月1日開催の取締役会決議に基づき、A種優先株式（200,000株）、B種優先株式（110,000株）、C種優先株式（30,000株）、D種優先株式（220,000株）、E種優先株式（240,000株）の全てを自己株式として取得し、対価として普通株式800,000株を交付しております。なお、当社が取得したA種優先株式、B種優先株式、C種優先株式、D種優先株式、E種優先株式につきましては、2020年9月1日開催の取締役会決議に基づき2020年9月16日をもって全て消却しております。また、2020年9月1日開催の臨時株主総会決議により、定款の一部変更を行っており、これにより、2020年9月16日付でA種乃至E種優先株式に関する定款の定めが廃止されております。
8. 2020年12月23日付をもって東京証券取引所マザーズに株式を上場いたしましたので、第4期から第6期までの株主総利回り及び比較指標については記載しておりません。
9. 最高株価及び最低株価は、2022年4月4日より東京証券取引所グロース市場におけるものであり、それ以前は東京証券取引所マザーズにおけるものであります。なお、2020年12月23日付をもって同取引所に株式を上場いたしましたので、それ以前の株価については記載しておりません。
10. 1は、2021年4月1日付で行った普通株式1株につき2株の割合とする株式分割による権利落後の最高・最低株価を記載しております。
11. 2は、2022年1月1日付で行った普通株式1株につき2株の割合とする株式分割による権利落後の最高・最低株価を記載しております。
12. 「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準29号 2020年3月31日）等を当事業年度の期首から適用しており、当事業年度に係る主要な経営指標等については、当該会計基準等を適用した後の指標等となっております。

2【沿革】

当社の前身であるCambridge Energy Data Lab Limitedは、日本の電力自由化を契機とした規制緩和後の市場における事業開発及びスマートメーターデータの研究開発を目的に、2013年6月英国ケンブリッジ市において設立されました。Cambridge Energy Data Lab Limitedにて、2014年4月に日本の電力自由化を見据えた家庭向け電力・ガス特化型メディア「エネチェンジ」を開始した後、2015年4月に東京都墨田区にエネチェンジ株式会社が設立され、同年6月Cambridge Energy Data Lab Limitedから事業譲渡を受けた後に、現在の事業を本格的に開始しました。

年 月	概 要
2013年6月	英国ケンブリッジ市においてCambridge Energy Data Lab Limited 設立
2014年4月	家庭向け電力・ガス特化型メディア「エネチェンジ」開始
2015年1月	家庭向け格安SIM・スマホ比較サイト「SIMチェンジ」開始
2015年4月	東京都墨田区においてエネチェンジ株式会社を設立
2015年6月	Cambridge Energy Data Lab Limitedからエネチェンジ株式会社への事業譲渡を実施
2016年1月	電力自由化に対応した電力切替プラットフォーム開始
2016年1月	電力会社向け電気料金シミュレーションASPサービスの提供開始
2016年2月	英国ケンブリッジ市においてSMAP ENERGY LIMITED設立
2016年6月	法人向け電力・ガス切替プラットフォーム「エネチェンジ Biz」開始
2017年6月	SMAP ENERGY LIMITED（現連結子会社）を子会社化
2017年8月	本社オフィスを東京都千代田区に移転
2018年5月	「ENECHANGE株式会社」へと商号変更
2018年8月	電力会社向け電気料金シミュレーションASPサービスに機能追加し、「EMAP」サービスとしてリニューアル
2019年7月	家庭向け格安SIM・スマホ比較診断サービス「SIMチェンジ」事業の譲渡を実施
2019年12月	電力データ解析技術を用いた再生可能エネルギー発電所の運営効率化・ファンド運営事務サービス「JEF」開始
2020年12月	東京証券取引所マザーズに株式を上場
2021年9月	海外特化型脱炭素テックファンド「Japan Energy Capital 2号ファンド」設立
2021年11月	オーベラス・ジャパン株式会社の発行済株式を100%取得し子会社化（その後2022年5月に当社に吸収合併）
2021年11月	EV充電サービス「EV充電エネチェンジ」開始
2021年12月	公募による新株式発行及び株式売出しを実施
2022年7月	新電力コム株式会社の発行済株式を100%取得し子会社化（その後2022年12月に当社に吸収合併）
2022年7月	本社オフィスを東京都中央区に移転
2022年10月	ENECHANGE EVラボ株式会社設立
2022年10月	EV業界のメディア・アプリサービスであるEVsmart事業を事業譲受

3【事業の内容】

当社グループは、「エネルギーの未来をつくる」というミッションを掲げ、世界的な課題である脱炭素社会（カーボンゼロ）の実現に向けて、グリーン・トランスフォーメーション（GX）を推進する企業です。脱炭素社会の実現のためには、電力網の脱炭素化と交通の電化等の手段が有効とされており、当社グループではそれらに貢献する事業を展開しております。また、エネルギー革命の軸となる「エネルギーの4D」、すなわち自由化（Deregulation）、デジタル化（Digitalization）、脱炭素化（Decarbonization）、分散化（Decentralization）であり、当社グループは、発電や小売を直接行わず、エネルギーに関連するテクノロジーサービスを中立的に提供する、エネルギー分野特化型のエネルギーテック企業として、「エネルギーの4D」におけるデジタルトランスフォーメーション（DX）（注1）を推進し、エネルギーテック領域におけるカテゴリーリーダーとなることを目指しております。

当社グループは、（I）消費者向けに電力・ガス会社の最適な選択をサポートする「エネルギープラットフォーム事業」、（II）電力・ガス会社向けにクラウド型DXサービスを提供する「エネルギーデータ事業」、（III）電気自動車（EV）の普及に伴い必要とされるEV充電インフラの導入・運用について、ハードウェア、ソフトウェアの両面でサービスを提供する「EV充電事業」を展開しております。

「エネルギープラットフォーム事業」においては、主に「エネチェンジ」（家庭向け電力・ガス切替プラットフォーム）及び「エネチェンジBiz」（法人向け電力・ガス切替プラットフォーム）の2サービスを展開しております。

「エネルギーデータ事業」においては、主に電力・ガス会社向けにクラウド型で提供するデジタルマーケティング支援SaaS「エネチェンジクラウドMarketing（注2）」及び家庭向けデマンドレスポンスサービス「エネチェンジクラウドDR（注3）」等を展開しています。

「EV充電事業」においては、脱炭素社会の実現に向けた電気自動車（EV）の普及に必要なEV充電インフラの整備に関わる事業を展開し、「EV充電エネチェンジ」のブランド名で、駐車場を持つ施設のオーナー向けに、EV充電器の導入・運用をハードウェア、ソフトウェアの両面で支援するサービスを提供しております。

当社グループは、当該3事業による顧客基盤・ノウハウの相互活用を通じた事業展開を競争力の源泉とし、業界内におけるユニークなポジショニングを構築しているものと考えております。

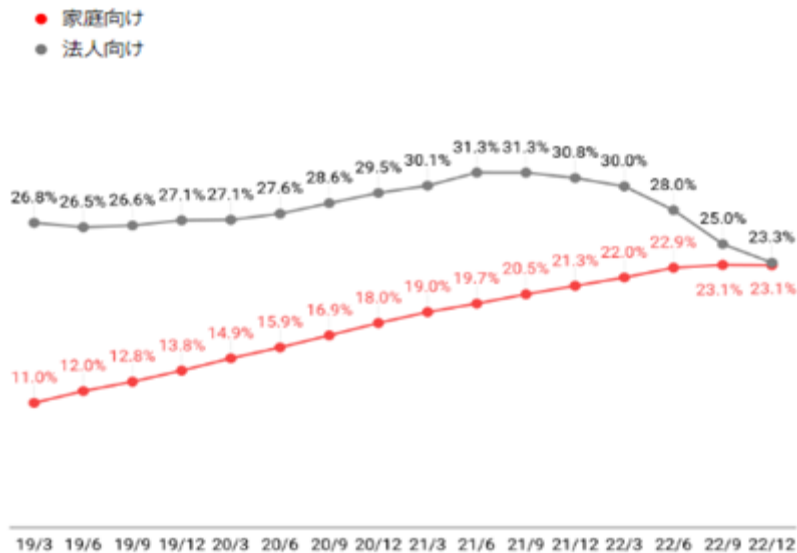
当該3事業は「第5 経理の状況 1 連結財務諸表等（1）連結財務諸表 注記事項」に掲げるセグメントの区分と同一です。

なお、当社グループは、当社に加え、連結子会社SMAP ENERGY LIMITED、ENECHANGE EV ラボ株式会社、持分法適用関連会社Japan Energy Capital 1 L.P.、Japan Energy Capital 2 L.P.、持分法非適用関連会社Japan Energy Capital 合同会社で構成されています。EV充電事業におけるEV充電器の仕入れや設置工事等はENECHANGE EV ラボ株式会社が、中東地域での再生可能エネルギー発電所への投資はJapan Energy Capital 1 L.P.が、海外のエネルギーベンチャー企業への投資は主にSMAP ENERGY LIMITED及びJapan Energy Capital 2 L.P.が、ファンド運營業務等はJapan Energy Capital 合同会社が、それ以外のサービスは当社が運営しております。

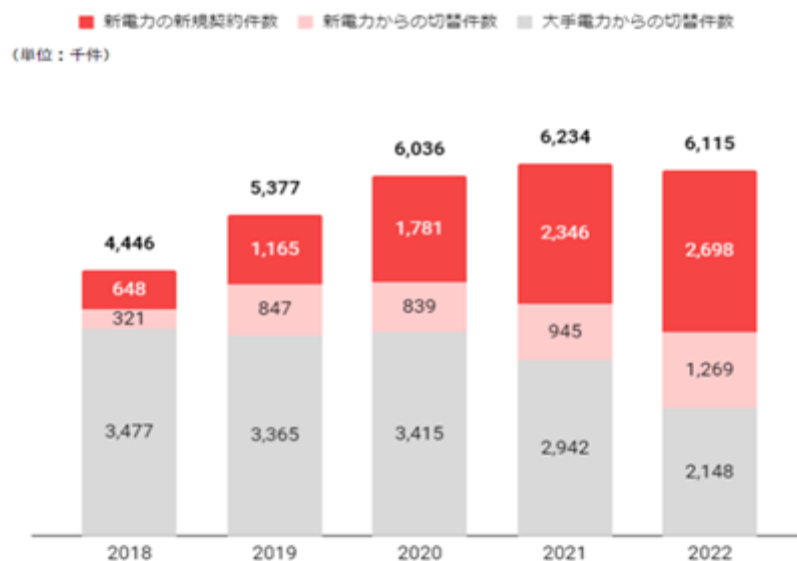
現在当社グループが提供するエネルギープラットフォーム事業、エネルギーデータ事業並びにEV充電事業の概要は以下のとおりです。なお、当連結会計年度より開示情報の充実化を企図して、報告セグメントの区分を変更しており、新たに「EV充電事業」セグメントを追加しております。

(1) エネルギープラットフォーム事業
 (電力市場及び電力自由化の概況)

2022年は日本におけるグリーントランスフォーメーション(GX)が進展した1年となりました。日本政府によるGX実行会議が2022年中に合計5回開催され、2022年12月22日の会合において「GX実現に向けた基本方針～今後10年を見据えたロードマップ～」が掲示され、150兆円のGX投資を官民で実現していくため、日本政府としても20兆円規模の先行投資支援を実行する旨の意見表明がなされ、また2023年2月10日には「GX実現に向けた基本方針」が閣議決定されました。こうしたGXの動きの中心となる電力業界においては、2022年における電力販売額は約18兆円(注4)となり、今後、オール電化やEVの普及に伴う都市ガス・LPガス市場並びにガソリン市場の取り込みにより、2050年に向けて一定程度増加すると見込まれております(注5)。日本国内の電力自由化は2000年に法人向けの特別高圧区分、2004年に高圧区分で開始されました。2016年4月に家庭向け(低圧電灯・低圧電力)の小売市場の自由化が開始されたことを機に、新規参入事業者の増加による競争環境の激化や、電力・ガス会社の切替に対する認知度の拡大により、家庭向け、法人向けともに新電力シェアが拡大しました。しかしながら、2022年2月のロシアによるウクライナ侵攻、資源価格が高騰し電力会社の収益性が悪化し電力会社のユーザー獲得意欲が後退、法人向けを中心として新電力のシェアは減少しました。2022年12月時点の契約口数ベースの新電力のシェアは、家庭向けでは23.1%、法人向けは23.3%となりました(注6)。



家庭向けにおいて主となる低圧部門の小売市場においては、2016年の全面自由化以降、電力契約の切替が進んでおります。電力契約切替数の年間推移(注7)は次のとおりです。



低圧部門の新電力の年間の契約件数に関しては、2022年では約611万件となっております。この内訳としては、年間約214万件の大手電力から新電力への切替、約126万件の新電力から新電力への切替、約269万件の新電力の新規契約によるものとなります。

大手電力からの切替需要は、電力自由化の認知向上により、安定的に推移しておりましたが、資源価格の高騰を受けて電気料金が高騰、電力自由化の経過措置として提供されていた大手電力会社の規制料金が相対的に割安となったことから、2022年は減少となりました。

新電力からの切替需要は、主に一度新電力に切り替えたユーザーが、より良い料金プラン等を探る需要によるものと考えております。一度切り替えたユーザーは、電力・ガス切替に対する心理的ハードルが低くなり、また切替に関するメリットも認識しているため、継続的により良い電力・ガス会社を探る傾向にあるものと考えられます。特に初回切替に関しては、電力・ガス会社による直接的な営業活動により受動的に切替を実施しているユーザーが多いものと考えられ、そうしたユーザーが2回目以降に切り替える場合は、能動的に電力・ガス会社を比較して検討する、すなわち当社のような切替サービスを活用する需要が高まるものと考えております。

新電力の新規契約需要は、引越し等の機会に電力・ガス契約を新規契約する際に、大手電力ではなく新電力を選択するユーザーの需要があるためと当社では認識しており、ライフイベントに契機とした安定した契約需要が見込め、新電力によるより良い料金プランの提供により需要は増加していくものと考えております。

なお、2023年4月以降、大手電力会社の規制料金の値上げが見込まれており、業界環境が改善し新電力の競争力が増すことで、新電力のシェア及び切替数は増加傾向に戻るものと見込んでおります。

市場規模としては、2022年の電力販売額の総額約18兆円に、電力切替後の電気料金に対する継続報酬の売上料率相場である2%（注8）を乗じた約3,600億円が、エネルギープラットフォーム事業におけるTAM（注9）と捉えております。

（事業の概況）

当社グループのエネルギープラットフォーム事業は、家庭向けユーザーに対しては、電力・ガス切替プラットフォーム「エネチェンジ」、法人向けユーザーに対しては、電力・ガス切替プラットフォーム「エネチェンジBiz」の2サービスを展開しております。「エネチェンジ」「エネチェンジBiz」はともに最適な電力・ガス会社等を選択するための比較・診断・切替申込機能を、インターネット上でワンストップにて提供する電力・ガス切替プラットフォームであり、当該サービスを電力の消費者である家庭や法人のユーザーに対して無償で提供することで、電力・ガス切替のデジタルトランスフォーメーションに取り組んでいます。

当社は、複数の電力・ガス会社と戦略的な業務提携を結んでおり、それら電力・ガス会社とのネットワークにより、価格面での訴求だけでなく、電気・ガスセットでの提供や、再生可能エネルギー100%の電力プランの取り扱いなど、幅広いユーザーのニーズに合わせたサービス展開を行っています。

集客面に関しては、自社メディアを経由したオンラインでの集客を基本とし、家庭から法人ユーザーまで幅広く集客を実施しております。加えて、パートナーの拡大にも努めており、オンライン・オフラインでのパートナー経由の集客も行なっております。これらにより、電力・ガス切替プラットフォームとして、ユーザーとの接点を拡大しております。

これらの取組みにより、ユーザー数（家庭向けユーザー数と、法人向けユーザー数の一般家庭換算値との合計値）は、2022年12月末時点において、約46万1千件となっております。



(各サービスの特徴)

<エネチェンジ>

「エネチェンジ」は「電力会社を選ぶ」をサポートする家庭向け電力・ガス特化型メディア兼電力・ガス会社切替プラットフォームです。当社は2016年1月より本格的にサービスを開始し、2022年1月から12月までの平均で月間ユニークユーザー数が約200万人を超える規模にまで成長しました。

ユーザーは、オンライン上で居住地域の郵便番号や世帯人数、在宅状況や電気の使用量といった情報を簡易的に入力することで、地域ごとの気象条件やロードカーブ(注10)を考慮したアルゴリズムの診断結果に基づいた最適な電力・ガス会社の比較情報を、様々なランキング形式で得ることができます。また、診断と比較だけではなく、オンライン上で電力・ガス会社の切替(注11)手続きまでを一気通貫で実施できるサービス設計となっているため、ユーザーにとっては利便性の高いサービスとなっています。なお、家庭向け都市ガスの小売全面自由化が開始された2017年4月に先駆けて、2017年1月より都市ガス料金の比較診断サービスも提供しております。また、2019年11月より順次買取期間が終了する固定価格買取制度(FIT)(注12)にあわせた電気の買取や、環境価値調達を支援する「トラッキング付FIT非化石証書」の提供など、関連するサービスの展開も行ってあります。

<エネチェンジBiz>

「エネチェンジBiz」は、主に高圧と呼ばれる法人の電力・ガスユーザーを対象とした一括見積取得及び電力会社切替プラットフォームです。大手新電力を中心とした電力・ガス会社と提携し、法人ユーザーに対して無料で一括見積と申込手続きを代行するサービスを全国規模で提供しております。当社は2016年6月より本格的にサービスを開始し、2022年12月末時点において、月間問い合わせ件数が400件を超える規模にまで成長しました。

法人ユーザーは、無料診断登録を実施し、過去12か月分の電気使用量を記載した明細書を提出することで、複数の電力・ガス会社からの新しい電気料金単価での見積提案の取得から、電力会社の切替手続きまでのプロセスを、一括して当社に委託できます。そのため、初期費用が不要であり、かつ書類上の手続きのみで固定費の削減が可能となります。

(収益モデル)

ユーザーが、当社の展開する切替プラットフォームサービス上で提携する電力・ガス契約の切替を実施すると、当社は、電力・ガス会社より一定の報酬を受領します。当該報酬は、当社の売上高として計上されます。

報酬には下記の2つの種類があります。

(1) ストック型の切替報酬：プラットフォームサービス上で切替を実施したユーザーが電力・ガス会社に対して支払う毎月の電力代・ガス代に、あらかじめ定められた料率を乗じた金額を、切替以降、原則として電力・ガス小売供給契約が継続する限り、毎月継続的に受領する報酬となります。プラットフォームサービスを通じた申し込みが行われ、累積申込数が増大すると、契約数に比例して報酬が増大するストック型の報酬です。

(2) その他報酬：電力・ガス契約の切替時に、上記のストック型切替報酬に加えて、追加で電力・ガス会社から受領する切替の一時報酬や、メディアとしての「エネチェンジ」及び「エネチェンジBiz」における宣伝効果を期待する電力・ガス会社からの広告掲載依頼・配信活動に伴い受領する広告収入等があります。これらは申込数や広告件数に応じて売上高が増減します。

(II) エネルギーデータ事業

(エネルギー業界のITシステム市場の概況)

日本国内においても、自由化の進展による電力・ガス会社間の競争激化、スマートメーターの設置・普及による電力データ量の増加、AI(注13)やRPA(注14)等の技術の進化、再生可能エネルギー発電所の大量導入を背景とした弾力性・柔軟性のある電力系統運用の必要性等により、電力・ガス会社におけるデータの解析ニーズがあるものと認識しております。このように電力データ活用の関連分野は、デジタル化領域のみに限定されるものではなく、「エネルギーの4D」の分野で横断的に生じるものと考えております。

当社グループがエネルギーデータ事業において展開するサービスの対象であるエネルギー業界のIT投資の金額は、電力・ガスの小売全面自由化、発送電分離、スマートメーターの普及、再生可能エネルギーの増加等の業界構造の変革に伴い、「エネルギーの4D」に関連する新規システム投資需要が増加していることで、近年拡大傾向にあるものと見ております。当社としては、2022年の電力販売額の総額約18兆円に、ITシステム予算比率である1%(注15)を乗じた約1,800億円が、エネルギーデータ事業におけるTAMと捉えております。

(事業の概況)

当社グループのエネルギーデータ事業は、電力・ガス自由化、スマートメーターのデータ解析、EV充電情報サービス等、「エネルギーの4D」の進行に伴い必要となる新たなITシステムを、エネルギー事業者やEV充電サービス事業者向けにクラウド型で提供しています。現在は、主に2サービス(エネチェンジクラウドMarketing、エネチェンジクラウドDR)を展開しております。これらのサービスは、独自データを活用した電力・ガス業界特化型のシステムを汎用的に展開することに特徴があり、デジタル化を軸としながらも、「エネチェンジ」「エネチェンジBiz」によって蓄積される大量のユーザーデータを活用した「エネチェンジクラウドMarketing」、スマートメーターデータの解析を軸とした「エネチェンジクラウドDR」とそれぞれ異なる特徴を有しております。

当社グループは、国内の電力・ガス会社との戦略的な業務提携をはじめとして、国内外の電力・ガス会社等に対してこれらのサービスを提供しております。これらのサービスはいずれもクラウドベースで行われることにより、サービス提供を通じて様々なデータの蓄積が可能であり、またそれらのデータを解析・活用することで更なるサービス品質や機能の強化に繋がるため、当該サービス提供を通じ競争力を高めていくことが可能であるものと認識しております。

これらの取組みにより、サービス導入社数は2022年12月末時点で56社となっております。



(各サービスの特徴)

<エネチェンジクラウドMarketing>

「エネチェンジクラウドMarketing」は、当社が提供するエネルギー事業者向けデジタルマーケティング支援SaaSのサービス名称です。「エネチェンジクラウドMarketing」サービスの特徴は、当社が電力・ガス切替プラットフォーム「エネチェンジ」を運営する中で得た知見・情報・技術資産を基にした、電力・ガス小売の現場へのデジタル化・効率化サービスをSaaS型で提供している点です。2016年1月より電力・ガス会社への提供を開始し、以降様々な改善・機能追加を施しながら運用実績を積み重ね、2022年12月末時点においては東京電力エナジーパートナー株式会社や、東京瓦斯株式会社、北陸電力株式会社をはじめとした電力・ガス会社にサービス提供をしております。「エネチェンジクラウドMarketing」サービスの導入にあたり、標準的なパッケージが用意されているため、速やかにセットアップを行うことが可能な形でサービス提供を行っております。また運用開始後も、システムの死活監視や、定期的な保守、燃料費調整額(注16)の定期更新といったメンテナンスまで、ワンストップで提供しております。

<エネチェンジクラウドDR>

「エネチェンジクラウドDR」は、当社グループが提供する電力小売事業者向けデマンドレスポンスサービス名称です。デマンドレスポンスとは、電気の需要(消費)と供給(発電)のバランスをとるために、需要側の電力を制御する技術のことであり、再生可能エネルギーの普及による発電の変動に伴い、今後重要になる技術と考えております。「エネチェンジクラウドDR」サービスの特徴としては、スマートメーターを経由して送られてくるユーザーの電力使用量(kWh:キロワットアワー)の30分値データを様々な観点で解析・予測するサービスをSaaS型で提供している点です。「エネチェンジクラウドDR」ではデマンドレスポンスを実施するために必要となる、電力需要解析技術を活用した節電量の分析、ポイント還元によるユーザー向けインセンティブ付与、これらを一覧して管理するユーザー向けページなどを、一通り提供しております。

(収益モデル)

電力・ガス会社を中心とするサービス提供先の企業から、サービス提供の対価として一定の報酬を受領します。当該報酬は、当社グループの売上高として計上されます。エネルギー業界に特化したサービスのため、直接的なサービス対象顧客は電力・ガス会社を中心となりますが、利用者数に応じた従量課金体系を一部採用することで、電力・ガスを利用するエンドユーザーを間接的なサービス対象顧客としている点が特徴となります。

報酬には下記の2つの種類があります。

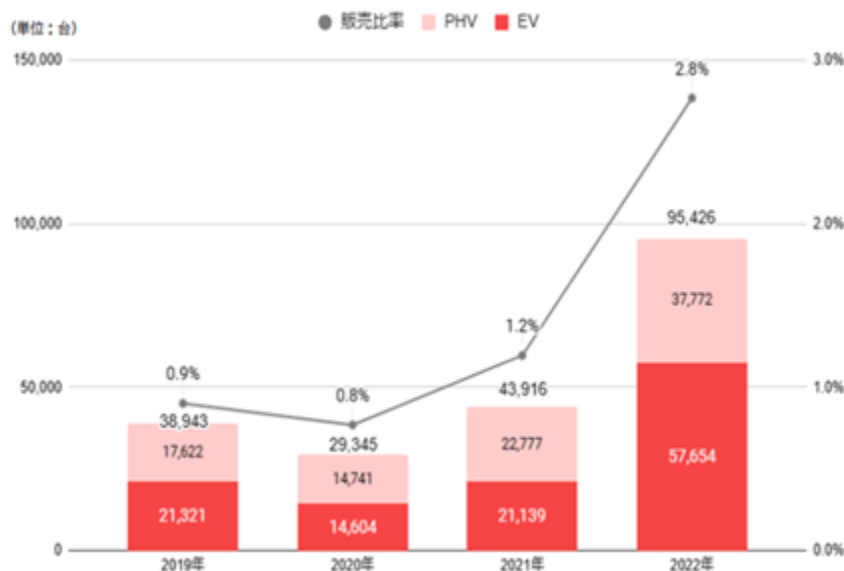
(1) スtock型のライセンス報酬：サービス提供に対して毎月継続的に受領する報酬であり、当社のプロダクトを電力・ガス会社に対してSaaS型のライセンス課金形式で提供するStock型の収益と、エンドユーザー（需要家、スマートメーター数等）に連動する従量報酬を基本としております。「エネチェンジクラウドMarketing」「エネチェンジクラウドDR」の報酬は主にサービス提供数に連動しております。

(2) その他報酬：「エネチェンジクラウドMarketing」「エネチェンジクラウドDR」には初期導入時やカスタマイズ時の開発料、コンサルティング料等の一時報酬があります。初期導入時やカスタマイズ時の開発料はその後のサービスの提供に応じて売上高が計上されます。

(III) EV充電事業

(EV及びEV充電を取り巻く環境の概況)

2023年2月10日に日本政府によって閣議決定された「GX実現に向けた基本方針」において、乗用車の新車販売における電気自動車（EV）をはじめとした電動車（注17）比率を2035年までに100%とする目標が掲げられ、EV充電設備等の整備に対する支援など、EVの普及及びEV充電インフラの需要が高まることが見込まれております。日本においては、2009年以降、量産EVの販売が開始し、2022年の新車販売台数に占めるEV及びPHVの比率は2.8%（注18）となりました。



EVの普及に並行して、EV充電インフラの整備が始まっております。EVの本格的普及とともにEV充電のインフラ整備の重要性も増しており、経済産業省の示す「2050年カーボンニュートラルに伴うグリーン成長戦略」では、（公共）普通充電器は、2030年までに12万基を設置すると目標設定されています。

当社としては、国内のガソリンスタンド売上高約9兆円（注19）に、目的地充電の利用率10%（注20）を乗じた約9,000億円が、EV充電事業におけるTAMと捉えております。

（事業の概況）

EV充電は、自宅やオフィスにおける「基礎充電」、移動途中における「経路充電」、滞在先駐車場における「目的地充電」の3パターンに類型されます。「基礎充電」と「目的地充電」は、ガソリン車との対比で一般的にEVのメリットとして挙げられる駐車中に充電を行うものであり、充電設備としては多くは3kWまたは6kW出力の普通充電器でサービス提供されます。一方「経路充電」は、移動中の電欠を防止するために行うものであり、充電設備としては高出力で短時間に充電を行う急速充電器が利用されます。

当社グループのEV充電事業は、「目的地充電」及び「基礎充電」を対象とし、主に6kW出力の普通充電器の設置工事からユーザー向け課金アプリの提供、アフターサポートまでをオールインワンで提供するEV充電サービス「EV充電エネチェンジ」を、日本全国で展開しております。



（サービスの特徴）

<EV充電エネチェンジ>

「EV充電エネチェンジ」は、「基礎充電」「目的地充電」に注目し、マンションなどの自宅や、レジャー施設や商業施設などの目的地を中心にEV充電器を設置することで、EVユーザーにとっての充電機会の拡大を図ることを目的としています。2027年までにEV充電器を国内で3万台設置することを目標に掲げ、全国にサービスを拡大しています。

ハードウェアの面では、日本で主に使用されている3kW出力普通充電器と比較して、2倍の速度での充電を実現する6kW出力普通充電器を採用、さらに経済産業省で実施しているEV充電インフラ向け補助事業に対応した機器を採用することにより、施設オーナーにとって初期費用負担が軽減されたサービス提供を行っております。

ソフトウェアの面では、当社の充電器に限らず全国の充電器情報を網羅して集めたEV充電情報アプリを提供し、またアプリを通して「EV充電エネチェンジ」利用時の決済まで可能とすることで、充電器を探す、充電する、支払うというプロセスに対するサービスをワンストップで提供しています。

加えて、国内のEV充電インフラネットワークを構築している株式会社e-Mobility Power（eMP社）と事業提携することにより、自動車メーカー等が発行している充電カードをかざすだけでEV充電エネチェンジでの決済が可能となる予定です。これにより、当社独自のアプリを通さなくても、多くのEVドライバーが当社のサービスを利用することが可能となります。

（収益モデル）

充電器の設置場所となる施設オーナーのニーズに応じた複数の料金プランを展開し、フロー型としてハードウェア売上で、ストック型としてソフトウェアの月額利用料または充電料金の従量報酬が発生します。

報酬には下記の2つの種類があります。

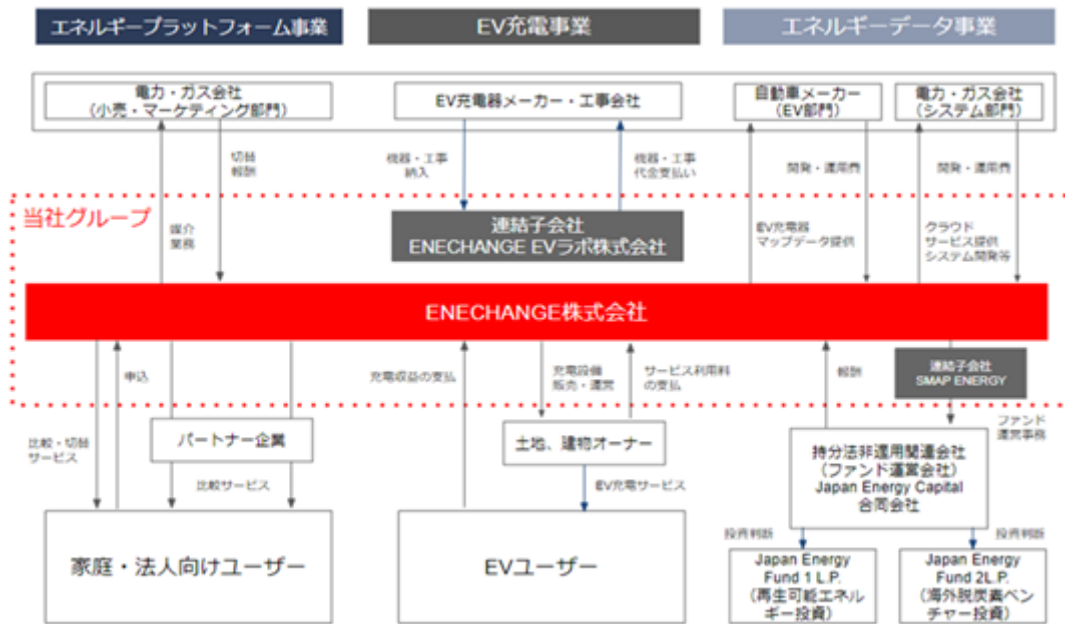
（1）ハードウェア売上：充電器の販売や付随して発生する設置工事等に関して発生する売上であり、充電器の納入や設置に応じて発生する一時報酬となります。

（2）ソフトウェアの月額利用料または充電料金の従量報酬：料金プランに応じて、施設オーナーからのソフトウェアの月額利用料やEVオーナーからの充電料金を受領します。設置した充電器の利用に応じて計上されるストック型の収益となります。

- (注) 1. デジタルトランスフォーメーション(DX)とは、「企業がビジネス環境の激しい変化に対応し、データとデジタル技術を活用して、顧客や社会のニーズを基に、製品やサービス、ビジネスモデルを変革するとともに、業務そのものや、組織、プロセス、企業文化・風土を変革し、競争上の優位性を確立すること。」(「デジタルトランスフォーメーションを推進するためのガイドライン(DX推進ガイドライン)Ver. 1.0」経済産業省、2018年12月)を指します。
2. EMAPより名称変更。
 3. SMAP DRより名称変更。
 4. 電力・ガス取引監視等委員会「電力取引報結果」より、2022年1月から2022年12月の電力販売額の合計。
 5. 資源エネルギー庁「第6次エネルギー基本計画」(2021年10月22日)より。
 6. 電力・ガス取引監視等委員会「電力取引報結果」より、家庭向けは低圧電灯、法人向けは高圧における契約口数を参照。
 7. 電力・ガス取引監視等委員会「電力取引報結果」を基に当社で作成。
 8. 電気料金に対する継続報酬売上料率、当社調べ。
 9. Total Addressable Marketの略称。当社グループが現状想定する最大の市場規模を意味する用語であり、事業に係る客観的な市場規模を示す目的で算出されたものではなく推定値も含む。
 10. ロードカーブとは、電力需要が時間とともにどのように変動するかを表す曲線を指し、別名「電力負荷曲線」とも言われています。ロードカーブの最大値は一定期間の最大電力消費量を指します。
 11. 切替とは、電力広域的運営推進機関が運営する「スイッチング支援システム」を通じて、電力小売事業者から別の電力小売事業者へ契約を切り替えることを指します。
 12. 固定価格買取制度(FIT)とは、「電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法」(再エネ特措法、またはFIT法)に基づき、電気事業者(電気事業法上に定義された、小売電気事業、一般送配電事業、送電事業、特定送配電事業、発電事業を営む事業者の総称)が再生可能エネルギーで発電された電力を固定価格で買い取る制度を指します。
 13. AIは、Artificial Intelligence(人工知能)の略称。コンピュータープログラムを用いて、人間と同等、もしくはそれ以上の知的能力を実現させるための基礎技術及びシステムを指します。
 14. RPAは、Robotic Process Automationの略称。ルールエンジン、機械学習、人工知能等の認知技術を活用し、従来は人間のみが対応可能とされていたオフィス業務を代行・代替し、効率化や自動化を図る取組みを指します。
 15. 一般社団法人日本情報システム・ユーザー協会「企業IT動向調査」のエネルギー業界(社会インフラ)の売上高に占めるIT予算比率。
 16. 燃料費調整額とは、燃料費調整制度の下で電気の使用料金に応じて算定された金額を指します。燃料調整費制度は、電気料金のコストのうち、燃料費は経済情勢(為替レートや原油価格等)の影響を大きく受けることから、電力会社の経営効率化の成果を明確にするため、燃料費の変動を迅速に電気料金に反映させる制度です。
 17. 電動車は電気自動車(EV)、プラグインハイブリッド車(PHV)、燃料電池車(FCV)、ハイブリッド車(HV)を含む。
 18. 一般社団法人日本自動車販売協会連合会「燃料別販売台数(乗用車)」、一般社団法人全国軽自動車協会連合会「軽四輪車通称名別新車販売確報」より当社試算。
 19. 帝国データバンク「ガソリンスタンド経営企業の総売上高」(2017年)より。
 20. マッキンゼー・アンド・カンパニー「Building the electric-vehicle charging infrastructure America needs」(2022年4月18日)をもとに当社想定。

本章にて述べた事業の系統図は以下のとおりであります。

[事業系統図]



4【関係会社の状況】

名称	住所	資本金 又は出資金	主要な事業の内容	議決権の所有割合又は被所有割合(%)	関係内容
(連結子会社) SMAP ENERGY LIMITED (注)4	英国 ロンドン	202.70 (ポンド)	エネルギーデータ事業 (エネルギーデータを 分析・活用するプロダ クトの開発)	99.95 [0.05]	役員の兼任 従業員の出向 管理業務の提供 オフィスの賃貸 資金の貸付 業務の受託
ENECHANGE EV ラボ 株式会社 (注)4, 5	東京都 中央区	5,000千円	EV充電事業 (EV充電器の仕入れ、 販売や設置工事等)	95.00 [5.00]	役員の兼任 従業員の出向 管理業務の提供 オフィス賃貸 資金の貸付
(持分法適用関連会社) Japan Energy Capital 1 L.P.	英国領 ケイマン諸島	22,737 (千米ドル)	エネルギーデータ事業 (再生可能エネルギー 発電所への投資事業)	22.91	出資の引受
Japan Energy Capital 2 L.P.	英国領 ケイマン諸島	10,736 (千米ドル)	エネルギーデータ事業 (エネルギーベン チャー企業への投資事 業)	23.80	出資の引受

- (注)1. 「主要な事業の内容」欄には、セグメントの名称を記載しております。
2. 特定子会社に該当する会社はありません。
3. 有価証券届出書又は有価証券報告書を提出している会社はありません。
4. 議決権の所有割合の[]内は、緊密な者又は同意している者の所有割合で外数となっております。
5. 債務超過会社であり、2022年12月末時点で債務超過額は22,789千円であります。
6. Japan Energy Capital合同会社については、実質的な影響力を持っているため関連会社に該当しますが、持分法を適用していない関連会社であるため、記載を省略しております。

5【従業員の状況】

(1) 連結会社の状況

2022年12月31日現在

セグメントの名称	従業員数(人)
エネルギープラットフォーム事業	57
エネルギーデータ事業	63
EV充電事業	71
報告セグメント計	191
全社(共通)	25
合計	216

- (注) 1. 従業員数は就業人員(当社グループからグループ外への出向者を除き、グループ外から当社グループへの出向者を含む。)であり、委任型執行役員を含み、臨時雇用者数(パートタイマー、人材会社からの派遣社員、季節工を含む。)は、年間の平均臨時雇用者数の総数が従業員数の100分の10未満であるため、記載を省略しております。
2. EV充電事業は、新規に開始した事業により増加しております。
3. 全社(共通)として記載されている従業員数は、管理部門に所属しております。

(2) 提出会社の状況

2022年12月31日現在

従業員数(人)	平均年齢(歳)	平均勤続年数(年)	平均年間給与(円)
181	34.3	1.4	5,597,654

セグメントの名称	従業員数(人)
エネルギープラットフォーム事業	57
エネルギーデータ事業	42
EV充電事業	57
報告セグメント計	156
全社(共通)	25
合計	181

- (注) 1. 従業員数は就業人員(当社から社外への出向者を除き、社外から当社への出向者を含む。)であり、委任型執行役員を含み、臨時雇用者数(パートタイマー、人材会社からの派遣社員、季節工を含む。)は、年間の平均臨時雇用者数の総数が従業員数の100分の10未満であるため、記載を省略しております。
2. 平均年間給与は、賞与及び基準外賃金を含んでおります。
3. EV充電事業は、新規設立により従業員数が前期と比較して著しく増加しております。
4. 全社(共通)として記載されている従業員数は、管理部門に所属しております。

(3) 労働組合の状況

当社グループにおいて労働組合は結成されておりませんが、労使関係は円満に推移しております。

第2【事業の状況】

1【経営方針、経営環境及び対処すべき課題等】

当社グループの経営方針、経営環境、経営戦略並びに対処すべき課題等は以下のとおりです。なお、文中の将来に関する事項は、別段の表記がない限り、本書提出日現在において当社グループが判断したものです。

(1) 経営の基本方針

当社グループは、「エネルギーの未来をつくる」をミッションとして掲げ、エネルギー業界における「エネルギーの4D」という構造変革に対して、IT技術を駆使したデジタルトランスフォーメーション(DX)を推進する事業を展開しております。

日本のエネルギー業界は、東日本大震災による世界的なエネルギー業界の転換により、100年に1度ともいえる構造変革を迫られていると認識しております。2050年の脱炭素社会の実現に向けて、「エネルギーの4D」を軸としたイノベーションを加速させ、新産業を創出していく必要があるものの、電力ガス小売全面自由化は主要先進国の中では最後発であり、長らくの規制業種としての遅デジタル化・非効率性が依然残るため、抜本的な構造改革が必要であると考えております。

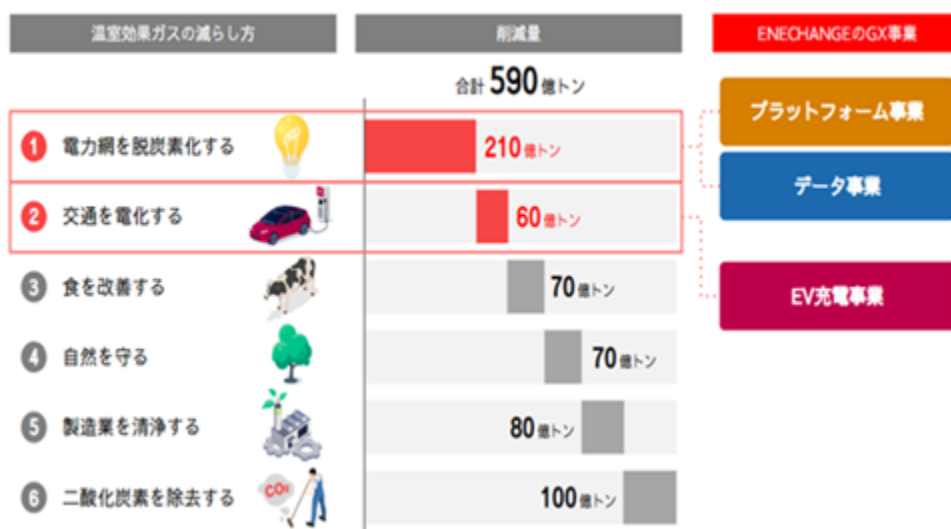
「エネルギーの4D」とは、Deregulation(自由化)、Digitalization(デジタル化)、Decarbonization(脱炭素化)、Decentralization(分散化)を指します。日本のエネルギー業界は、「自由化」においては2011年3月の東日本大震災を契機として発足した「電力システム改革」に代表される制度改革による競争原理の導入、「デジタル化」においてはDX推進による効率化やスマートメーターの普及に伴う電力データ活用の更なる進捗、「脱炭素化」においては今後大量導入が見込まれる再生可能エネルギーの基幹電源化、及びそれに付随して生じる電力供給における天候要因等の不確実性に対するデータやAI技術を活用した精緻な予測技術の進展、「分散化」においては電気自動車や蓄電池等を組み合わせたスマートグリッド(注1)やVPP(注2)による柔軟な需給調整の必要性、といった規制緩和・技術の進展等に伴い、エネルギーデータの活用を軸とし、「エネルギーの4D」が相互に連動しながら変革が進むことが見込まれます。

脱炭素社会を実現するためには、電力網の脱炭素化、交通の電化、食の改善、自然保護、製造業の浄化、二酸化炭素の除去といった手法が有効とされており(注3)、当社グループでは電力網の脱炭素化及び交通の電化に貢献する事業を展開しております。

電力網の脱炭素化においては、電力の送配電や小売側の技術革新が必要と考えております。当社グループは、エネルギーテック事業者として、変化する環境下において最適と判断するサービスを各種ステークホルダーに提供していく方針です。また、エネルギー業界の構造転換に柔軟に対応しつつ、規制及び環境の変化によって生み出される潜在的なニーズに対してエネルギーデータ解析技術を軸として高い精度のオペレーションを継続することによってそのニーズを満たしていくことが必要であり、それを実現するための施策に継続的に取り組んでいく方針です。

交通の電化においては、EVの普及と同時にEV充電インフラを整備することが急務であると考えております。EVドライバーにとっては、どこでも簡単に充電できる環境の整備が必要とされており、駐車場を持つ施設のオーナーにとっては、駐車場を利用するEVドライバーのニーズに対応するため、EV充電器の導入・運用を安定的に行うサービスが求められています。当社グループとしては、これらのニーズを満たすため、EV充電サービス事業者として、EV充電器の導入・運用にかかる手間を最小限に抑えたオールインワンのサービスを提供し、日本全国に積極的にEV充電器を設置、快適なEV充電の利用環境の整備に継続的に取り組む方針です。

。カーボンゼロへの到達法



(注) 1. スマートグリッドとは、IT技術によって、供給側・需要側の双方から電力量をコントロールできる送電網のことを指します。「次世代送電網」とも呼ばれます。

2. VPPとは、Virtual Power Plant の略。電力系統に直接接続されている発電設備、蓄電設備の保有者もしくは第三者がエネルギーリソースを制御することで、発電所と同等の機能を提供する仕組みを指します。
3. ジョン・ドア著「Speed & Scale」参照。

(2) 経営環境

足元の電力業界を取り巻く環境は、世界的な資源価格の高騰や深刻度を増しているロシア・ウクライナ情勢の影響の波及が懸念される状況が続いています。一方で、中長期的な我が国の電力総需要の市場規模は、将来的には人口減少や省エネ機器の普及・性能の向上等の影響による減少要因はあるものの、オール電化の普及や電気自動車・プラグインハイブリッド自動車の普及によるエネルギー二次利用（ガス・ガソリン産業）の電化等により、電力需要が最大40%増加（注1）すると予想されており、電力販売額が拡大していくことが見込まれます。

自由化というトレンドについては、新電力の電力販売量は電力販売量全体の18.7%（注2）となっております。新電力と契約している家庭・法人ユーザーは、一度電力・ガス契約の切替をすることで、切替に関する心理的ハードルが低くなり、また切替に関するメリットも認識しているため、継続的により良い電力・ガス会社を探す傾向にあると考えております。また、引越し時に電力会社を新規に契約する際、大手電力ではなく新電力との契約を選択するユーザーも増加傾向にあると考えております。足元の状況においては、一部の電力会社においては、ロシア・ウクライナ危機を契機とした資源高の影響によるコスト高により、特に利幅が比較的薄い法人ユーザーの新規獲得意欲が減退し、新電力における高圧部門の契約口数が減少する動きが見られましたが、こうした影響も徐々に沈静化するとともに、新電力による料金プランの変更等によりユーザー獲得活動は徐々に再開し、中長期的には電力・ガス小売市場における切替は継続的に発生すると当社では見込んでおります。

デジタル化というトレンドについては、スマートメーターの普及を背景として、電力・ガス会社が取得可能なデータ量が増加している状況にあります。使用地点毎の電力使用量を30分おきに計測し、無線ネットワークを介して電力・ガス会社のシステムにデータを送るスマートメーターは、全国平均で91.1%（2022年3月末時点）の普及率となっており、2024年度末までには全国への普及が見込まれております（注3）。また今後スマートメーター普及に伴い取得可能なデータ量が増加すると、電力データの解析ニーズがより高まるものと見込んでいます。加えて、スマートメーターで得られる電力データに関して、電力データの利活用を推進する内容が、電気事業法及び再エネ特措法の改正案として第201回通常国会で可決され、2022年4月から施行されています（注4）。2022年4月の施行の段階では、一部の取組みにとどまっておりますが、将来的にはこの制度改革によって、電力データの利活用が電力小売事業者以外でも可能となるため（所謂「電力データ自由化」）、様々な事業者による電力データ活用市場の活性化が見込まれます。

脱炭素化・分散化というトレンドについては、2015年12月に開かれた気候変動枠組条約第21回締約国会議（COP21）において採択された「パリ条約」を契機として、温室効果ガスの排出量を削減することを目的とした再生可能エネルギーの普及が世界各国で進んでいます。世界では太陽光・風力発電所への投資機会が増えているものと見られ、それに伴い、データ解析技術を軸とした発電所の査定や設備保守点検等の需要も高まり始めています。加えて、エネルギー効率や温室効果ガスの排出量の観点から優位性を持つ電気自動車（EV）の普及拡大や、それに伴うEV充電インフラの整備及びEV充電インフラを活用した電力の需給調整機能等、電力データを活用したサービス需要の高まりも見込まれています。日本においても、2021年6月18日に経済産業省より「2050年カーボンニュートラルに伴うグリーン成長戦略」の具体案が公表され、2021年10月22日には「第6次エネルギー基本計画」が閣議決定されグリーン・トランスフォーメーション（GX）への道筋が示されました。日本政府によるGX実行会議は2022年中に合計5回開催され、2022年12月22日の会合において「GX実現に向けた基本方針～今後10年を見据えたロードマップ～」が掲示され、150兆円のGX投資を官民で実現していくため、日本政府としても20兆円規模の先行投資支援を実行する旨の意見表明がなされ、また2023年2月10日には「GX実現に向けた基本方針」が閣議決定されました。当社グループでは、脱炭素化・分散化の国際トレンドを注視するとともに、そのような状況下において、EV充電インフラの拡充や電力データ分析技術の観点からの事業展開を進めていきます。

- (注) 1. 経済産業省「2050年カーボンニュートラルに伴うグリーン成長戦略」（2021年6月18日）。
2. 電力・ガス取引監視等委員会「電力取引報」より、2022年12月時点の電力販売量から算出。
3. 資源エネルギー庁「第52回電力・ガス基本政策小委員会」資料3「電力・ガス小売全面自由化の進捗状況について」（2022年7月20日）。
4. 資源エネルギー庁「総合資源エネルギー調査会基本政策分科会持続可能な電力システム構築小委員会（第5回）」の配布資料「持続可能な電力システム構築に向けた詳細設計」（2020年7月20日）。

(3) 経営戦略等

単一制度におけるエネルギー自由化市場としては世界最大規模の電力市場(注1)を有し、近年の電力・ガス自由化、スマートメーターの普及等により競争環境が整備されつつある日本市場において、当社グループの強みは、「エネルギーテック」企業グループとして、エネルギー分野に特化した技術開発力を基盤としたデータ分析力と、幅広い顧客基盤を有していることにあると認識しております。

当社グループのTAMについては、「第1 企業の概況 3. 事業の内容」に記載のとおり、「エネルギープラットフォーム事業」は約3,600億円(2022年の電力市場規模18兆円に、電力切替後の継続報酬料率相場である2%を乗じて試算)、「エネルギーデータ事業」は1,800億円(2022年の電力市場規模18兆円に、売上高IT予算比率1.00%を乗じて試算)、「EV充電事業」は9,000億円(国内のガソリンスタンド売上高約9兆円に、目的地充電の利用率10%を乗じて試算)と推定しております。

なお、電力・ガス自由化以降の競争環境の整備、スマートメーター設置の普及等「エネルギーの4D」の浸透、さらには「2050年カーボンニュートラルに伴うグリーン成長戦略」において産業・運輸・家庭部門の電化によって現状より最大40%電力需要が増加すると想定されているとおり、電力市場の規模は今後も継続的に拡大するものと想定しております。

当社グループでは、以下の戦略を持って、シェア拡大に取り組んでおります。

「エネルギープラットフォーム事業」においては、中立的な立場でサービス提供をすることが、提携する電力・ガス会社や取得可能なデータ量の拡大に繋がっていると認識しております。今後も当社グループでは、中立的な立場でのサービス提供を前提に、オンラインのみならず、不動産仲介業者や金融機関等とのパートナーシップを拡大することで、オフラインでの集客力を強化し、ユーザー数の拡大に努めてまいります。また、電力切替に加えて、ガスセットでの切替、クリーンエネルギーの付加価値販売等のクロスセルを通じたARPU(注2)の向上により収益基盤の強化を目指してまいります。

「エネルギーデータ事業」においては、今後、電力・ガス会社間での競争がより激化すると見込んでおり、顧客開拓から電力調達に至るまでの電力・ガス会社にとってのバリューチェーン全体におけるデータ活用に対するニーズがより一層高まると考えております。当社グループはそのようなニーズに対して、「エネルギーデータ事業」で展開しているデジタルマーケティング支援や、電力データ解析サービスによる業務効率化支援を行うことで、電力・ガス会社のデジタル化推進のサポートを通じた競争力強化により事業成長を目指してまいります。

「EV充電事業」においては、今後EVの普及とともにEV充電インフラの需要が高まるものと認識しております。当社グループでは、2027年中にEV充電器を累計3万台受注することを目標に掲げており、これの実現に向けて、営業体制及びパートナー連携の強化に取り組むと同時に、駐車場を持つ施設オーナー並びにEVドライバー双方にとって利便性の高いサービス開発に取り組んでまいります。

これら3事業の経営による顧客基盤・ノウハウの相互活用を通じた事業展開が、当社グループの競争力強化に繋がると考えております。

(注)1. Central Intelligence Agency「The World Factbook」(2022年3月時点)。日本の電力需要は中国、アメリカ、インドに次ぐ4位。アメリカは一部の州で自由化実施、その他の国は自由化未実施の状況です。

2. ARPUは、Average Revenue Per Userの略称であり、1ユーザー当たりの平均収益を意味しております。

(4) 経営上の目標の達成状況を判断するための客観的な指標等

当社グループは、長期においてはフリーキャッシュ・フローの最大化による企業価値の向上、そして中期においては売上高の成長を重視しております。2027年12月期において売上高100億円を目標に掲げており、2020年12月期以降の売上高の年平均成長率30%以上を継続して実現する計画です。



「エネルギープラットフォーム事業」においては、「顧客数」を当社プラットフォームを通じた家庭・法人ユーザーのユーザー数とし、「ARPU」をユーザーあたりの売上高としております。家庭・法人ユーザーともに切替件数はこれまで堅調な拡大を続けており、今後も市場の堅調な切替需要と当社のプラットフォームとしての競争力を背景として、継続的な成長を見込んでおります。ユーザー数の推移は、以下のとおりです。

年度	家庭向けユーザー数 (件)	法人向けユーザー数 換算値(件) (注1)	ユーザー数合計 (件)(注1)	ARPU(円) (注2)
2018年12月期末	37,114	62,759	99,873	5,208
2019年12月期末	58,179	106,137	164,316	3,814
2020年12月期末	98,963	144,252	243,215	4,067
2021年12月期末	158,555	229,159	387,714	5,714
2022年12月期末	187,128	274,425	461,553	5,580

2018年12月期から2019年12月期にかけて、ストック型収益重視の経営方針へと変更し、大半の電力・ガス会社から受領する報酬を、切替時の一時報酬から、ストック型の報酬(ユーザーが電力・ガス会社に対して支払う毎月の電力・ガス代に、あらかじめ定められた料率を乗じた金額を、切替以降、電力・ガス小売供給契約が継続する限り、毎月継続的に受領する報酬体系)へと契約内容を変更いたしました。これにより、分母となるユーザー数が増加したため、ARPUはそれ以前と比較すると低くなったものの、その後、競争環境の高まりによる一時報酬単価の上昇等の要因により、ARPUが上昇しております(なお、一部の電力・ガス会社とは引き続き一時報酬での報酬体系での契約となっております)。

また、ユーザー数の拡大を目的としたプロモーション活動やパートナーシップの拡大において、LTV/CAC(注3)を重視して、健全性の目安とされる3.0倍以上を維持しながらユーザー獲得活動を推進してまいります。LTV/CACの推移は以下のとおりです。

	第8期(自2022年1月1日至2022年12月31日)			
	第1四半期	第2四半期	第3四半期	第4四半期
LTV/CAC(倍)	3.1	3.7	3.2	4.9

「エネルギーデータ事業」においては、「顧客数」をエネルギーデータ事業において展開するサービスを導入している企業数とし、「ARPU」を当該顧客あたりの売上高としております。当社グループが提供するサービスへのニーズの高まりにより、電力・ガス会社を中心とした顧客数はこれまで順調に伸びており、今後は電力データの自由化に伴う新サービスの導入に伴い、電力・ガス会社以外の対象顧客の拡大を見込んでおります。顧客数の推移は、以下のとおりです。

年度	顧客数（社数）	ARPU（千円）（注2）
2018年12月期末	15	32,026
2019年12月期末	25	23,466
2020年12月期末	32	22,626
2021年12月期末	50	16,052
2022年12月期末	58	16,713

2022年12月期末の顧客数は58社となっています。電力販売量上位100社を主な対象顧客とした関係構築を実現したと判断し、今後は、主要な電力会社へのサービス提供拡大に注力することで、ARPUの向上に取り組む方針です。

「EV充電事業」においては、積極的な投資による事業立ち上げ期にあるため、現在は累計の受注台数を重要指標としております。事業開始以来、組織体制の拡大やパートナー提携に取り組み、受注台数は順調に増加しております。今後は、安定して受注台数を積み上げていくとともに、設置済み充電器の利用回数・利用時間の増加に向けて取り組む方針です。

	第8期（自 2022年1月1日 至 2022年12月31日）			
	第1四半期	第2四半期	第3四半期	第4四半期
累計受注台数 （台）	-	541	1,467	2,475

- （注）1．一般家庭ユーザーの電力容量は平均的に4キロワットとみられているため、法人ユーザーの累計切替件数に加えて、法人ユーザーの総獲得容量から割り戻した一般家庭ユーザー相当への換算値を併記しており、エネルギープラットフォーム事業における累計切替件数の算出に当たっては、当該換算値と家庭ユーザーの累計切替件数の合計値を用いております。
- 2．エネルギープラットフォーム事業においては、ARPUを「セグメント売上高を、該当する期間末時点でのユーザー数（家庭向けユーザー数と、法人向けユーザー数の一般家庭換算値との合計値）で除した上で、それまでの月額平均値を12か月分に年換算した数値」としており、季節性による月変動は考慮されておりません。エネルギーデータ事業においては、ARPUを「セグメント売上高を、該当する期間末時点での顧客件数（当社のサービスを導入しており1か月以上継続した取引実績もしくは契約締結して売上が計上された企業数。解約を加味した上で、重複分は控除。）で除した上で、それまでの月額平均値を12か月分に年換算した数値」としております。
- 3．LTV（Lifetime Valueの略で顧客生涯価値）とCAC（Customer Acquisition Costの略で顧客獲得単価）の比率で、マーケティング活動の投資効率性を表しております。

(5) 優先的に対処すべき事業上及び財務上の課題

規制緩和が続くエネルギー業界において当社グループが継続的に安定した成長を続けていくためには、現状の「エネルギープラットフォーム事業」における各種サービス（「エネチェンジ」「エネチェンジBiz」）の顧客満足度を高め、ユーザーと電力・ガス会社とを繋ぐプラットフォームとしての地位を確固たるものにするるとともに、ユーザーの拡大・解約防止や他商材のクロスセルを通じた収益基盤の強化を着実に実施していく必要があると認識しております。「エネルギーデータ事業」においては、ARPUの向上に向けて、より多様なソリューションを提供できるプロダクトの開発を進める必要があると認識しております。「EV充電事業」においては、目的地充電及びマンション充電の領域で、早期にトップシェアの地位を獲得するため、駐車場を持つ施設のオーナーとEVドライバーにとって付加価値の高いサービス開発を進める必要があると認識しております。

その上で、当社グループとして取り組むべき主な課題は以下の項目と認識しており、課題の解決に向けた取り組みを進めています。

<競争優位性の確保について>

ストック型収益基盤の強化

当社グループは「エネルギープラットフォーム事業」「エネルギーデータ事業」「EV充電事業」を展開しておりますが、今後持続的な成長を維持するためには、ストック型収益基盤のより一層の強化が必要であると考えています。

「エネルギープラットフォーム事業」においては、家庭・法人ユーザーの電力契約切替以降、提携電力・ガス会社より継続的に収受するストック型の切替報酬並びにプラットフォームの基本利用料が、ストック型収益の基盤であり、そのため、ユーザーの電気・ガス代の従量制で継続的に発生するストック型の切替報酬の対象となる継続報酬対象ユーザー数が重要な指標となります。電気・ガスの利用自体は、長期にわたり予見性が高いインフラであることを考慮すると、今後もストック型収益基盤は拡大していく見込みです。また、LTV/CACを考慮しながら、効果的なプロモーション活動やパートナーシップの拡大を継続していき、「エネチェンジ」ブランドの知名度を向上させる方針です。

「エネルギーデータ事業」においては、月額ソフトウェアライセンス料（保守運用費を含む）がストック型収益の基盤であるため、当社の提供サービスを導入している顧客数が重要な指標となります。また、エネルギー業界特化型のSaaS事業者としては、直接的な対象顧客は電力・ガス事業者であることから社数が限定的になるため、利用者数に応じた従量課金体系を採用することで、電力・ガスを利用するエンドユーザーを、サービスの間接的な顧客として収益基盤の継続的な拡大を目指しています。そのためにも「エネチェンジクラウドMarketing」及び「エネチェンジクラウドDR」の継続的なプロダクト開発と営業活動を推進してまいります。

「EV充電事業」においては、施設オーナーから受け取るソフトウェアライセンス料と、充電器利用に応じて受け取る充電収益がストック型収益の基盤となります。今後、当社グループの充電設備の設置が進むことで、ストック型収益基盤は拡大する見込みです。加えて、国内にEVが普及していくことで充電器の利用回数が増加し、充電器1台あたりのストック型収益のさらなる増加が見込まれるため、積極的なプロモーションを実施して知名度を向上させるとともに、目的地充電の分野で早期にトップシェアの地位を確立することを目指します。

電気自動車（EV）分野における新規事業推進

急速に変化し続けるエネルギー業界において、当社グループが企業価値を向上させ、高い成長を実現していくためには、既存事業の規模の拡大と収益源の多様化に加え、積極的な新規事業の発掘と育成が課題と認識しております。このような環境下において、当社グループは、「エネルギーの4D」の全てにおいて総合的にデジタルトランスフォーメーション（DX）を推進するサービスを提供することでエネルギー分野における競争優位性を確立していくことが重要と考えています。当社グループは、既に自由化・デジタル化・脱炭素化領域での取り組みを進めており、残された分散化領域、すなわち太陽光発電や風力発電等の小規模な分散型電源、電気自動車やその他蓄電技術が広く普及していく中での事業検討については、Japan Energy Challengeというアクセラレーションプログラムの運営を通じ、海外の有望な電気自動車、蓄電池制御関連のエネルギーベンチャーとの協業検討を中心に進めてきました。

電気自動車分野においては、ガソリン業界9兆円市場（注1）を取り込む可能性を秘めており、日本政府においても、「2050年カーボンニュートラルに伴うグリーン成長戦略」の中でEV充電器2030年までに15万基設置する目標が掲げられ、さらに「GX実現に向けた基本方針～今後10年を見据えたロードマップ～」の中で電動車関連インフラに約1兆円の投資が計画されるなど、カーボンゼロの実現に向けて、「交通の電化」はGXを推進するうえでも、大きな貢献分野であると考えております。

当社グループにおいては、2021年11月からEV充電サービスの提供を開始し、「EV充電エネチェンジ」のブランド名で、積極的な事業展開を推進しております。脱炭素化や政府によるGXの推進といった社会的要請に加え、国内におけるEVの普及拡大とともに高まるEV充電インフラ需要に応えるため、「EV充電事業」の早期の事業立ち上げとシェア拡大は急務であると考えております。

電力会社との提携強化

国際的なエネルギー価格の高騰が、深刻度を増しているロシア・ウクライナ情勢の影響によりさらに進行し、電気料金における燃料調整費の増加や電気料金自体の値上げにつながり、電力使用者の負担が大きくなっています。エネルギー価格の高騰による発電コストの上昇や日本卸電力取引所（JEPX）での電力取引価格の上昇により、一部の電力会社は事業撤退やユーザー獲得の一時停止、販売促進費用の削減（当社における一時報酬の減少）を行うなどの影響がみられました。一方で、電気料金値上げに伴うユーザーのコスト意識の向上により電力切替へのニーズが高まっています。当社グループとしては、引き続き今後の状況を注視するとともに、ユーザー獲得意欲の高い提携電力会社との提携強化や、電力小売事業を行わない中立的な立場での政策提言等を行うことにより、外部環境の変化に対応してまいります。

エンジニア主体によるプロダクト開発の強化

エネルギー業界においては、今後のデジタル化の更なる進展に伴い、ビッグデータ解析やAIといった技術を活用したプロダクト開発の重要性がますます増してくるものと見込まれます。そのような中、当社グループでは、エンジニア出身である両代表取締役を中心として、高いエンジニア比率を有する組織構造を保つことでエンジニア主体によるプロダクト開発を強化しています。コア技術を自社開発することを基本方針として、技術部門の陣容を強化しつつ、必要に応じてライセンス調達等を組み合わせながらプロダクトの開発強化を推進してまいります。これらの実現には、高い採用力を維持・強化することが必要であり、今後も採用活動には人的・資金的投資を積極的に行い、当社グループのミッションへの共感を軸とした採用力強化に注力していきます。

（注）1．帝国データバンク「ガソリンスタンド経営企業の総売上高」（2017年）より。

<管理体制の強化について>

情報管理体制の強化

当社グループが運営する事業においては、企業情報や個人情報などを多く取り扱っており、これらの情報管理体制の一層の強化が重要であると考えております。

当社並びに当社子会社であるSMAP ENERGY LIMITEDの日本支店はプライバシーマークを取得しており、関連する個人情報保護法令等に基づき、個人情報の適切な取り扱いに十分配慮しながら事業を遂行しております。また、「個人情報保護方針」を含む社内規程の整備並びに運用の徹底、個人情報に関する内部監査や社内研修の実施を通じて、これらの情報については厳正に管理しております。引き続き社内システムの一層のセキュリティ強化、社内研修の整備等を図り、情報管理体制を強化していく方針です。

システムの安定的な稼働

当社グループが提供する各種サービスはインターネットを利用したサービスであり、システムの安定的な稼働が不可欠です。そのため、「システム管理規程」に基づき、不正アクセス対策、コンピュータウイルス対策、データの管理等の徹底を図っております。データベースについては、原則としてクラウドサービス上で構築・運用をすることでセキュリティを担保しており、クラウドサービスでカバーされない範囲については、データベースの暗号化やセキュリティパッチの自動適用等、必要と考えられる対策を行っております。今後はユーザー数の増加や取り扱いデータ容量の拡大に伴うシステム投資、適切な人員体制の拡充を計画的に行うとともに、データのバックアップ体制強化についても努めてまいります。

組織体制の強化

組織の拡大と成長速度を両立させるためには、意思決定のプロセスの迅速化と優秀な人材を確保し続けていくことが重要であると考えております。これらの課題に対処するために、当社は執行役員制度を導入し、取締役会と執行役員との間で経営の監督と執行の分離を行うことで、取締役会は重要な意思決定や、業務執行取締役・執行役員のパフォーマンス・執行状況の確認を中心に活動する一方、執行役員への権限委譲により意思決定を迅速化することで、経営効率の向上と組織力の強化を図っています。また、広報活動等を通じた自社知名度の向上、採用活動の強化による最適な人材の確保・育成、当社グループのミッション等の役職員への浸透を通じた当社としての行動規範の遵守、教育・研修の拡充等を通じた優秀な人材の確保と定着により一層努めてまいります。

内部管理体制の強化

当社グループは社歴が浅く、内部管理体制も小規模です。今後継続的に当社グループが成長を遂げていく上では、求められる管理機能の拡大や高度化が見込まれるため、経営上のリスクを把握し、当該リスクを適切にコントロールするためにも、内部管理体制の強化を行っていく必要があると考えています。具体的には、当社グループのミッション等の役職員への浸透を通じた当社としての企業倫理の確立及び遵守、経営執行会議やコンプライアンス・リスク管理委員会を通じた経営上のリスクの適時・適切な把握、財務・人事・IR・法務等、それぞれの分野でコア人材となりうる高い専門性や豊富な経験を有している人材の採用、各種のコンプライアンス研修等社内教育による人材育成、業務のマニュアル化等によるリスクの低減等を通じて、内部管理体制のより一層の充実化を図っております。また、コンプライアンス・ホットラインの整備を行う他、「コンプライアンス規程」等の各種関連規程を導入し、外部専門家との連携を密に行うことで、健全なコンプライアンス体制の構築に取り組んでおります。このような取組みを継続的に実施することで、今後も更なる内部管理体制の強化に努めてまいります。

<財務面の強化について>

財務体質の強化

当社グループの連結貸借対照表の状況は、2022年12月期末において有利子負債1,979百万円、純資産3,502百万円（有利子負債／純資産比率0.57倍）、現金及び預金は3,067百万円となっており、また、営業活動によるキャッシュ・フローは1,910百万円の支出となっております。「エネルギープラットフォーム事業」における効果的なプロモーション活用やパートナーシップの拡大並びにM&Aの推進、「エネルギーデータ事業」における「エネチェンジクラウドMarketing」及び「エネチェンジクラウドDR」の継続的なプロダクト開発や積極的なプロモーション・営業活動等、「EV充電事業」における「EV充電エネチェンジ」のサービス展開に必要な積極的なプロモーション・営業活動、社内体制の構築等に関して、成長をより加速させるための資金需要が生じる可能性があり、資金需要が顕在化した際には、適時に資金調達を検討してまいります。

2【事業等のリスク】

当社グループの事業展開上のリスク要因となる可能性があると考えられる主な事項を記載します。また、必ずしも事業上のリスクに該当しない事項についても、投資家の投資判断上、重要であると考えられる事項については、投資家に対する情報開示の観点から積極的に開示します。

当社グループは、これらのリスク発生の可能性を認識した上で、発生の回避及び発生した場合の対応に努める方針ではありますが、当社株式に関する投資判断は、以下の記載事項及び本項以外の記載事項を慎重に検討した上で行われる必要があると考えています。

なお、文中における将来に関する事項は、本書提出日現在において当社グループが判断したものであり、将来において発生の可能性があるすべてのリスクを網羅するものではありません。

(1) 事業環境に関するリスクについて

電力小売市場について

当社グループが事業展開をしている電力業界においては、2016年4月の小売全面自由化以降、家庭向け（低圧電灯）、法人向け（特高・高圧）ともに切替数が順調に増加しております。また、社会全体でのデジタルトランスフォーメーション（DX）への要望が高まっており、エネルギープラットフォーム事業ではオンラインでの切替需要増加、エネルギーデータ事業では、電力ガス事業者からのDXサービスの導入需要増加等当社グループの業績にとっては好影響になる要素も多いと考えております。しかしながら、今後エンドユーザーの切替意欲の減退による切替数の鈍化や、新電力の競争力低下に伴うシェアの伸び悩み等の要因により、切替が進行しなかった場合、或いは電力ガス事業者に対するDXサービスの導入が順調に進捗しなかった場合は、当社グループの経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

電力制度改革について

当社グループが事業展開するエネルギー分野においては、東日本大震災を契機に、再生可能エネルギー固定価格買取制度の創設、電力・ガス小売の全面自由化や送配電事業の法的分離の実施、ベースロード市場や容量市場の整備等大規模な改革が政府主導で行われてきました。そうした電力制度改革を更に推進すべく、2020年に電気事業法及び再エネ特措法の改正案が第201回通常国会で可決され、電力データの活用促進や分散型電源の推進に向けたアグリゲーター事業者の法的位置付けの整理、計量法規制の合理化、再生可能エネルギーの買取価格の市場連動型（FIP制度）の導入等が制定されており、今後も様々な制度変更が行われる見込みです。これらの制度変更は、市場の競争環境における公平性の担保を強化し、市場活性化を促す施策であり、当社グループにとっては追い風であると考えております。しかしながら、これら事業環境に影響を及ぼす規制緩和や制度改革が計画のとおりに行進しなかった場合や、想定外の形での法規制の変更等があった場合は、当社グループの経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

EV及びEV充電インフラに関する政策動向について

長期的な観点でのエネルギー業界を取り巻く環境におきましては、日本政府によるグリーントランスフォーメーション（GX）推進の方針のもと、EV及びEV充電インフラの普及に向けて政府による補助事業等が展開されております。当社グループの「EV充電事業」において、EV及びEV充電インフラに対する政府の補助事業を前提として経営戦略立案及び営業活動を行っているため、大きな方針変更があった場合、EV充電事業の受注高やEV充電器設置可能台数が減少し、経営成績に影響する可能性があります。

その他関連市場について

当社グループの展開するサービスは主にインターネットを通じて提供されているため、使用環境の改善や利用可能な端末の増加等を通じたインターネット関連市場の更なる発展が、当社グループの成長のためには重要であると考えています。また、当社グループがサービス展開を行う上での基盤となるクラウド関連市場やビッグデータ関連市場については、今後拡大が見込まれており、当社グループとして積極的に関連サービスを多角的に展開する方針です。

しかしながら、これら当社グループが事業展開する上での基盤となる関連市場が、新たな規制やその他予期せぬ要因により急激な変化に見舞われ、使用環境への制限等を通して発展が阻害された場合は、当社グループの事業展開に支障が生じ、当社グループの経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

(2) 事業内容及び提供サービスに関するリスクについて

電力・ガス会社への依存について

当社グループの「プラットフォーム事業」及び「データ事業」においては、取引先の電力・ガス会社からの収益が主な収益源となっています。そのため、資源価格や日本卸電力取引所（以下「JEPX」）における電力取引価格の想定外の高騰、自然災害や突発的な事象等予期せぬ事態、などの影響により取引先電力・ガス会社の経営状態が悪化した場合、また電力・ガス会社における集客チャンネルに関する戦略の変更等により、当社グループ以外のチャンネルの重要度が高まった場合には、既存契約の条件見直しや解消、新規発注の停止等につながる可能性があります。当社グループとしては、取引先電力・ガス会社の分散を通じてリスクの低減に努めていますが、特定の時期にかかる事象が集中発生した場合は、当社グループの経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

大型案件について

当社グループの「エネルギーデータ事業」においては、顧客の個別ニーズや予算規模により受注案件が大型化した場合、売上計上が可能となるサービスのリリースに至るまでに長期間を要する可能性があります。一部大型案件の受注可否については、特定顧客の動向や判断に左右される部分が多いため、当該案件の受注が計画のとおりに進まなかった場合は、当社グループの経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

サービスのライフサイクルについて

当社グループの「エネルギープラットフォーム事業」においては、当社サービスを經由して電力・ガス会社の契約切替を行ったユーザーの小売供給契約期間は基本的に1年間となっていますが、その後ユーザーの意思に従って契約の更新又は解約がなされます。当社としてはユーザーにとっての最適な小売供給契約の締結をサポートするために、契約締結後もカスタマーサポートの提供や営業活動を通じた顧客ニーズの継続的な把握等に努めており、追加的な電力・ガス会社の切替ニーズが発生した場合は、そのサポートも実施することで継続的な切替報酬を収受しております。しかしながら、当社提携外の電力・ガス会社からの営業活動等により、ユーザーが小売供給契約を当該電力・ガス会社に切替えた場合は手数料収入が減少するため、当社グループの経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

競合他社の状況について

当社グループの「エネルギープラットフォーム事業」において、家庭向け・法人向けユーザーに電力・ガス切替プラットフォームを展開する事業者は複数存在しており、また電力・ガス会社が自ら直接・間接的に顧客に対して営業行為を行っているため、一定程度の競争環境は存在するものと認識しております。前者の競合に対しては、提携電力・ガス事業者数の拡大、サービス価値の向上及びSEO対策や積極的なマーケティング施策をベースにしたオンラインでの集客力強化、パートナーシップの拡大によるオフラインでの集客力強化を図ってまいりました。後者の競合に対しては、複数の電力・ガス会社から最適な事業者を選択できるというサービスモデルを差別化要因として競争力の向上に努めてまいりました。その結果として、本書提出日現在での競争環境は限定的なものと認識しております。

「エネルギーデータ事業」においては、一部顧客管理システムや需給管理システムを対象にした商材展開を行っている事業者が存在しております。しかしながら、「エネチェンジクラウドMarketing」においては「エネルギープラットフォーム事業」で蓄積された独自データベースを活用しオンライン上での顧客獲得を推進させるという、ユニークなポジショニングでのサービス展開を実施しているため、本書提出日現在では競争環境は比較的軽微なものと認識しております。今後新たな競合が参入した場合も、電力・ガス比較サイト「エネチェンジ」で培ったマーケティングの知見や蓄積されたデータベース、データ解析技術等を差別化要因として、競合に対する優位性は保てるものと認識しております。また「エネチェンジクラウドDR」においては、今後スマートメーターの普及とともに国内外の競合他社が増加し、競争環境が激化してくる可能性があります。国内外の顧客企業へのサービス提供を通じて蓄積された独自データベースを活用したプロダクトの開発やデータ活用に関する知見、導入実績の積み上げにより競争力の向上に努めてまいります。

しかしながら、今後他に優れた技術やビジネスモデルを持ち合わせた競合の参入により、当社グループの事業領域における競争激化の結果として当社グループユーザーの解約や電力・ガス会社との契約単価の下落が生じた場合、若しくは当社グループサービスの導入が進まなかった場合は、当社グループの事業及び経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

検索エンジンのロジック変化について

当社グループの「エネルギープラットフォーム事業」においては、検索エンジン（Google及びYahoo!Japan等）から多くのユーザーを集めており、今後についても、検索エンジンからの集客を強化すべくSEO対策等の必要な対策を実施する方針です。しかしながら、検索エンジンを提供する企業が、検索アルゴリズムのロジックを変更することで検索結果の表示順位が変更された場合、または新たな検索エンジンが主流になった場合、当社の提供サービスへの集客に影響が発生し、当社グループの経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

技術革新等について

当社グループが事業展開するエネルギー分野においては、電力ビッグデータのAI技術による解析の他、電気自動車、蓄電池といった分野における技術革新や、技術の普及に伴う価格競争力の強化によって、従来にはなかった様々なサービスの誕生が見込まれており、それに伴った顧客ニーズの変化も発生するものと予想されます。当社グループは、これらの変化に対応するため、ENECHANGE Insight Venturesというアクセラレーションプログラムの運営を通じた海外の有望な電気自動車、蓄電池制御関連のエネルギーベンチャーとの連携を率先して行う等情報収集・連携に努めております。また、それらの技術を実用化するために必要な技術者の確保や体制の整備に努めていますが、今後当社グループが技術革新や顧客ニーズの変化に適時に対応できない場合、または、変化への対応のためにシステム投資や人件費等多くの費用を要する場合、当社グループの経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

海外展開について

当社子会社のSMAP ENERGY LIMITEDは英国に本拠を置き、プロダクト開発や欧州地域における顧客開拓を実施しております。また、関連会社であるJapan Energy Capital 1 L.P.は主に中東地域での再生可能エネルギー発電所への投資を行っており、関連会社であるJapan Energy Capital 2 L.P.は海外のエネルギーベンチャー企業への投資を行っております。これらの取組みに関して、海外における当社グループの事業に係る法規制等の成立・改正等が実施された場合、政治情勢により事業運営に支障をきたす事態が生じた場合、予期せぬ自然災害、人為災害、テロ、戦争や感染症等が発生した場合等は、当社グループの経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

システム障害等について

当社グループの事業は、電力やガス等のインフラ関連企業の継続的なサービス提供が前提となっています。また当社グループのサービスは、主にインターネットを介して提供されており、そのサービス基盤はインターネットに接続するための通信インフラに依存しております。従って、自然災害、人為災害、テロ、戦争等に伴いシステム障害が発生することでサービスの提供が困難となり、当社グループの事業及び業績に影響を及ぼす可能性があります。当社グループでは、事業別コンティンジェンシープランを作成し、役職員に対して周知することでこれら不測の事態に対する対応を定めていますが、かかる事態が発生した場合には、当社グループの経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

当社が出資するファンドの投資コミット金額について

当社グループの「JEF」サービスにおいては、Japan Energy Capital合同会社より、主に海外の再生可能エネルギー発電所への投資を行うファンドであるJapan Energy Capital 1 L.P.及び海外の脱炭素化ベンチャー企業への投資を行うファンドであるJapan Energy Capital 2 L.P.のファンド運営業務等を独占的に受託しており、Japan Energy Capital 2 L.P.の運営業務等に係る報酬はJapan Energy Capital 2 L.P.の投資コミット金額に連動します。従って、当該ファンドの投資コミット金額が計画のとおり増加しない場合には、当社グループの経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。なお、Japan Energy Capital 1 L.P.への出資は完了し、今後のJapan Energy Capital 1 L.P.の運営業務等に係る報酬はJapan Energy Capital 1 L.P.の投資残高に連動します。

サプライチェーンについて

当社グループの「EV充電事業」においては、取り扱うEV充電機器を主に海外から仕入れ、販売いたします。製造や仕入れにかかる国において、予期せぬ自然災害、人為災害、テロ、戦争や感染症等が発生し、仕入れ元において製造や出荷が困難になった場合には、当社のEV充電事業の継続に影響し、当社グループの経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

(3) 業績変動に関するリスクについて

四半期毎の業績変動等について

当社グループの「エネルギープラットフォーム事業」における売上高は、特定の電力・ガス会社の撤退等に伴う切替先の電力・ガス会社を探すユーザーの増加により切替報酬が一時的に増加するといった外部環境の要因や、引越の繁忙期における切替報酬増加、または暖冬・冷夏等の特定の気象状況下における切替報酬減少等、季節要因の影響により変動します。

「エネルギーデータ事業」における売上高は、新規受注や新規機能のサービスリリースに伴う一時的な売上が発生する等の要因で変動する傾向にあります。また人材の確保を円滑に進めるための採用活動に伴う費用や、新規ユーザーを獲得するための各種プロモーション施策に係る費用が一部四半期に集中することもあります。これらの要因により、収益が年間を通じて平準化されず、四半期決算の業績が変動する可能性があります。

「EV充電事業」における売上高は、政府が実施している補助金に対応するため、EV充電器設置工事を行う時期に偏りが生じる可能性があります。そのため、設置工事完了時に認識される売上高の計上時期が特定の時期に集中することで、四半期決算の業績が変動します。

第7期及び第8期の各四半期連結会計期間の業績は次のとおりです。

	第7期(自2021年1月1日至2021年12月31日)				
	第1四半期	第2四半期	第3四半期	第4四半期	年度計
売上高(千円)	657,640	728,419	800,316	831,626	3,018,003
売上総利益 (千円)	560,997	635,938	677,444	707,700	2,582,080
営業利益又は 営業損失() (千円)	33,072	26,395	78,289	96,882	40,875
	第8期(自2022年1月1日至2022年12月31日)				
	第1四半期	第2四半期	第3四半期	第4四半期	年度計
売上高(千円)	1,105,270	1,045,869	668,968	913,960	3,734,068
売上総利益 (千円)	928,813	875,662	495,147	636,100	2,935,723
営業損失() (千円)	71,688	151,278	308,888	589,848	1,121,703

事業領域の拡大について

当社グループが取り組む事業領域では、市場の規制撤廃や新たな技術革新やサービスモデルの誕生が見込まれております。本書提出日時点において、当社グループの収益は、「エネルギープラットフォーム事業」及び「エネルギーデータ事業」による売上の影響を大きく受けている状況であるため、当社グループは、「エネルギーの4D」に則した新たな収益源を常に模索し、事業の拡大と安定化に取り組んでおり、現在は「EV充電事業」を注力分野としています。しかしながら、事業領域を拡大し、新たな分野に進出することで、人材採用、システム開発、営業体制構築等の投資を実施したにも関わらず、当該分野における収益化が進まない場合、当社グループの経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

為替変動について

当社グループでは、海外子会社の現地通貨建ての財務諸表を日本円に換算した上で、連結財務諸表を作成しております。また、一部外貨建ての出資や債権債務、外貨建てで収入若しくは支出が発生する取引が存在します。従って、為替相場の変動が当社グループの経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

(4) コンプライアンス・法的規制等に関するリスクについて

法的規制について

当社グループが事業展開する電力業界においては、電気事業及びその関連事業を行う者に対し電気事業法が課せられています。当社は小売電気事業者と一般ユーザーとの間の小売供給契約締結の「媒介」（注）を行う事業者として取引に関与しており、電気事業法及び同法施行規則で定められた義務や、経済産業省が公表する「電力の小売営業に関する指針」上のガイドラインに基づいて事業を行っています。また当社は、小売電気事業者として経済産業省へ登録（法人番号6010601047805）を行っております。

これら関連法規制やガイドラインへの対応については、外部弁護士の見解確認を踏まえて四半期毎のコンプライアンス・リスク管理委員会において慎重に判断を行っていますが、新たな法令等の制定や、当社グループが想定しない形での既存法令等の解釈変更等がなされた場合には、当社グループの経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

（注）「媒介」とは、「他人（小売電気事業者及び小売供給を受けようとする者）の間に立って、当該他人を当事者とする法律行為（小売り供給契約）の成立に尽力する事実行為」をいいます。また「媒介」の他にも「取次ぎ」「代理」のパターンがあり、「取次ぎ」とは「自己の名をもって、他人（小売供給契約）の計算において、法律行為（小売供給契約）をすることを引き受ける行為」をいい、「代理」とは、「他人（小売電気事業者）の名をもって、当該他人のためにすることを示して行う意思表示」をいいます（「電力の小売営業に関する指針」）。

知的財産権について

当社グループが事業活動を行うにあたり、第三者が保有する商標権、著作権等の知的財産権を侵害しないよう細心の注意を払っており、損害賠償請求や特許権侵害の訴訟等は現在ありません。しかしながら、万が一、第三者の知的財産権を侵害した場合、当該第三者より、損害賠償請求、使用差止め請求、ロイヤリティの支払要求等が発生する可能性があります。その場合には、当社グループの事業展開、財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

情報管理について

当社グループでは、企業情報及び個人情報を取り扱っております。当社並びに当社子会社であるSMAP ENERGY LIMITEDの日本支店においては、個人情報取扱事業者として適切な管理体制を構築するため、プライバシーマークを取得し、他の情報についても厳密なセキュリティルールを施して管理することに加え、情報管理に関する社員研修も毎年受講必須とする等、社員教育・運用面の徹底もしております。また、情報管理に關しての適切な運用遵守状況を内部監査室が組織横断的に確認しております。しかしながら、万が一不測の事態によりこれらの情報が流出・漏洩した場合には、当社グループへの損害賠償請求や社会的信用の失墜により、当社グループの経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

メディアコンテンツの品質維持について

当社グループでは、「エネルギープラットフォーム事業」で運営しているメディアのコンテンツとして、電気やガスをはじめとしたライフサポート領域に関する記事の制作の一部を、「EV充電事業」で運営しているメディアのコンテンツとして、EVや充電器に関する記事の制作の一部を外部委託しております。かかるコンテンツの内容については公開前に自社ガイドラインと照らし合わせた厳正なチェックを行っており、また、その運用状況を内部監査にて確認することで、著作権侵害やコンテンツの盗用等の事態を未然に防止するような体制を構築しております。しかしながら、当社の意図せざる事態によってメディアの一部コンテンツが第三者の権利侵害等を発生させていると認定された場合、当該第三者より使用差止め請求や損害賠償請求、ロイヤリティの支払い要求等が発生する可能性があり、かかる場合において当社グループの経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

広告掲載について

当社グループの「エネルギープラットフォーム事業」において掲載される広告については、当社独自の広告掲載基準による確認を実施し、景品表示法等の関連法令に違反する広告や公序良俗に反する広告の排除に努めています。しかしながら、人為的な過失等に起因して広告掲載内容に瑕疵が発生した場合や広告掲載が行われなくなった場合においては、当社グループの経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

訴訟等について

当社グループでは、「エネルギープラットフォーム事業」におけるウェブサービスにおいて、サービス利用規約を定めてサービス利用者からの同意を得ることで利用者との間での紛争防止に努めています。また、当社の社内規程として、「コンプライアンス規程」及び「リスク管理規程」を定め、役職員に対して当該規程を遵守させるとともに、コンプライアンス違反の恐れのある事象については経営執行会議やコンプライアンス・リスク管理委員会等に報告する仕組みを構築・運用することで、法令違反や損害賠償等の発生リスクの低減に努めています。しかしながら、当社グループの提供するサービスに関連して顧客、取引先、及びその他第三者との間で予期せぬトラブルが生じた結果、訴訟に発展する可能性があります。かかる訴訟の内容及び結果によっては、訴訟対応費用の発生や社会的信用の失墜等により、当社グループの経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。なお、当社グループでは、本書提出日現在、重大な訴訟を提起されている事実はありません。

(5) 事業運営体制に関するリスクについて

特定人物への依存について

当社の代表取締役CEO、当社子会社のSMAP ENERGY LIMITED CEO、その他関連会社1社にて主要役職を兼職している城口洋平は、当社グループの事業に深く関与しており、また、電力業界及びスマートメーターデータ解析に関する深い造詣を有しており、経営戦略の構築やその実行に際して重要な役割を担っています。当社グループは、特定の人物に依存しない体制を構築すべく、エネルギー事業に関しての深い知見・経験と、上場企業として求められる水準の開示・内部管理体制構築における造詣を有している社外取締役が過半数を占める取締役会体制の構築や執行役員制度の導入等による組織体制の強化を図り、代表取締役に過度に依存しない経営体制の整備を進めています。しかしながら、同氏の当社グループにおける業務執行が困難になった場合、当社グループの経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

人材の確保・育成について

当社グループでは、事業の持続的な成長を支える優秀な人材を確保することが事業運営上重要であると考えています。このため、新型コロナウイルス感染症の流行拡大を受け、「ウィズコロナ宣言」を発表し、テレワークの恒久化、オフィススペースの縮小、テレワーク手当の支給等、コロナ禍においてもより優秀な人材を惹きつけることができるような取組みを積極的に実施しております。今後も優秀な人材の採用を積極的に推進し、当社グループの企業理念及び経営方針を理解した社員の確保・育成を行ってまいります。雇用情勢の変化等により、計画のとおり人材が確保できない場合には、事業運営や開発計画に支障をきたし、当社グループの経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

小規模組織であることについて

当社グループは小規模組織であり、ガバナンス体制や内部管理体制は当社グループの組織規模に応じたものとなっています。これらの体制については組織規模に関わらず高い水準を構築・維持することが重要であるとの考えのもと、当社グループは、コーポレートガバナンス・コードを念頭に置いた内部管理体制の構築を図っています。具体的には、各専門分野における豊富な経験を有した人材を採用するとともに、各種のコンプライアンス研修等社内教育による人材育成を進めることで、事業規模の拡大や多様化に合わせ、内部管理体制を充実・強化していく方針であります。しかしながら、同氏の当社グループにおける業務執行が困難になった場合、当社グループの経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

海外子会社について

当社子会社のSMAP ENERGY LIMITEDは英国を本拠として、主にJapan Energy Capital 2 L.P.を通じて行う海外のエネルギーベンチャー企業への投資を行う際の、投資対象先企業の発掘や調査業務等を実施しております。今後、現地における競争環境の激化等の要因により、同社の経営成績が悪化した場合は、当社グループの経営成績に影響を及ぼす可能性があります。また、SMAP ENERGY LIMITEDのガバナンス・内部統制に関しては、当社代表取締役CEOの城口洋平がSMAP ENERGY LIMITEDのCEOを兼務したうえで、原則として当社と同等の基準を適用し、その遵守状況を内部監査にて確認しております。しかしながら、現地において内部統制上の問題を抱えたり、法令に違反したりする可能性があります。かかる事態において問題の早期発見と是正措置の実施ができない場合、当社グループの信頼性や企業イメージの低下により、当社グループの経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

(6) その他のリスクについて

減損会計の適用について

当社グループでは、継続的に行う開発投資に係る人件費等の一部をソフトウェア資産として計上しております。今後、これらの資産を利用して提供するサービスの収益性が著しく低下した場合、当該資産について減損損失の計上が必要となる可能性があります。

また、過去に実施した株式取得や事業譲受によって生じたのれんは、当該株式取得や事業譲受による期待収益及び将来のシナジー効果が発揮された結果得られる将来の収益力を適切に反映したものと想定しております。しかしながら、事業環境や競合状況の変化等により期待する成果が得られないと判断された場合等においては、減損損失が発生し、当社グループの経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

EV充電事業における新規性について

当社グループの「EV充電事業」は、2022年第1四半期から独立したセグメントとしての開示を開始しております。事業開始からの期間が短いEV充電事業に関して、補助金受領を含む新しい取引や事象が他セグメントと比較して多く発生する可能性が高いことが想定されます。様々な前提条件を事前に検証したうえで事業をおこなっておりますが、当初の想定と異なる事象が発生した場合等、当社グループの経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

Japan Energy Capital 1 L.P.への出資について

当社が出資するJapan Energy Capital 1 L.P.は、主として太陽光発電所に代表される再生可能エネルギー発電所への投資を海外にて行う、ケイマン籍のリミテッドパートナーシップ形態のファンドです。当該ファンドはキャピタルコール方式をとっており、当社の2022年12月末時点における出資額は8.9百万米ドル、回収額は3.7百万米ドルです。本ファンドにおいては、当社グループは電力データ解析技術を活用し、ファンドの投資先である発電所の運営効率化業務を積極的に果たしていくことが期待されており、当該業務を独占的に受託する業務委託先として、この種の枠組みでの事業を日本で運営する際に求められる必要な拠出額を出資コミットしております。そのため、その役割に応じて追加の出資コミットメントが要請される可能性があります。当社としましては、当該要請に対しては、取締役会において慎重な議論を経て適切に判断してまいります。また、かかる出資は、一定期間以上稼働実績のある太陽光発電所を中心とした既設再生可能エネルギー発電所を主な投資対象とし、米国ドルでの決済とする等、為替リスクを限定的とするストラクチャーを採用したうえで、想定されるリスク・リターンを精緻に分析した上で行われておりますが、当該ファンドにおける投資実行の遅れ、日射量の低下に伴う売電収入の減少、自然災害・テロ等の発生による投資対象資産の損傷、地政学的リスクの高まり等による対象国における再生可能エネルギー発電事業への影響等により、当初想定されたリターンが得られず、当社グループの経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

Japan Energy Capital 2 L.P.への出資について

当社が出資するJapan Energy Capital 2 L.P.は、主として脱炭素社会の実現を目的とした海外のエネルギーベンチャー企業への投資を行う、ケイマン籍のリミテッドパートナーシップ形態のファンドです。当該ファンドはキャピタルコール方式をとっており、当社の出資コミットは2022年12月末時点において最大5百万米ドル（既出資額は2.5百万米ドル）です。本ファンドにおいては、当社グループは投資先に対して当社の知見や実績を活用し、制度改革に合わせた日本市場参入支援や、ローカライズのサポートも同時に行うことが期待されており、当該業務を独占的に受託する業務委託先として、この種の枠組みでの事業を日本で運営する際に求められる必要な拠出額を出資コミットしております。そのため、その役割に応じて追加の出資コミットメントが要請される可能性があります。当社としましては、当該要請に対しては、取締役会において慎重な議論を経て適切に判断してまいります。また、かかる出資は、綿密なデューデリジェンスやシナジー検証を経た上で、想定されるリスク・リターンを精緻に分析した上で行われておりますが、当該ファンドにおける投資実行の遅れや、投資先企業の将来的な不確定要素による業績悪化の影響等により、当初想定されたリターンが得られず、当社グループの経営成績、財政状態及び今後の事業展開に影響を及ぼす可能性があります。

配当政策について

当社は、株主に対する利益還元を経営の重要課題の一つとして位置付けておりますが、現状では財務体質の強化に加えて事業拡大のための内部留保の充実等を図り、収益基盤の多様化や収益力強化のための投資に充当することが株主に対する最大の利益還元につながると考えています。このことから、創業以来配当は実施しておらず、今後においても当面の間は内部留保の充実を図る方針です。

内部留保資金については、財務体質の強化と人員の拡充・育成をはじめとした収益基盤の多様化や収益力強化のための投資に活用する方針です。

将来的には、収益力の強化や事業基盤の整備を実施しつつ、内部留保の充実状況及び当社グループを取り巻く事業環境を勘案したうえで、株主に対して安定的かつ継続的な利益還元を実施する方針ですが、本書提出日現在において配当実施の可能性及びその実施時期等については未定です。

税務上の繰越欠損金について

当社では、過年度に生じた税務上の繰越欠損金があるため、課税所得が減殺され納税負担額が軽減されております。繰越欠損金の繰越期間内に課税所得が生じなかった場合や、税制改正により繰越欠損金の使用が制限された場合においては、納税負担額を軽減できない可能性があります。繰越欠損金の使用が出来ず納税負担が軽減できない場合、通常の税率に基づく法人税等が計上されることとなり、当期純損益及びキャッシュ・フローに影響を与える可能性があります。

ストック・オプション行使による株式価値の希薄化について

当社では、取締役、執行役員、従業員、子会社取締役、子会社従業員、外部協力者に対するインセンティブを目的としたストック・オプション制度を採用しております。本書提出日現在における新株予約権による潜在株式数は3,238,692株であり、発行済株式総数30,119,144株と潜在株式数3,238,692株の合計の9.7%に相当しておりますが、その多くは経営陣及び主要従業員の長期にわたるコミットメントを目的としたものであり、権利行使期間に一定の制限が設けられています。具体的には、当社代表取締役CEOの城口洋平に対して付与された新株予約権は、2018年から段階的に権利行使可能となる条件のため、当社グループの長期にわたる価値向上に対してのコミットメントを担保するものです。また、植野泰幸に対して付与された新株予約権は、いわゆる時価発行新株予約権信託^①であり、2018年から5年間にわたり、当社取締役（代表取締役CEOの城口洋平を除く）、執行役員、従業員、子会社取締役、子会社従業員、外部協力者に段階的に付与し権利行使可能となる条件です。時価発行新株予約権信託^①の活用により、長期にわたるコミットメントの強化、並びに人材採用力の強化、現金での給与・賞与等の報酬水準を抑制する効果が見込まれるため、当社グループの業績においても重要な影響を持ちます。これらの新株予約権を除くと、本書提出日現在における新株予約権による潜在株式数は80,736株であり、発行済株式総数30,119,144株と潜在株式数80,736株の合計の0.3%に相当します。本書提出日現在においては、更なる新株予約権の新規発行は予定しておりませんが、競争環境等の変化により今後付与される新株予約権の行使が行われた場合には、既存株主が保有する株式の1株当たりの株式価値が希薄化する可能性があります。

大規模な自然災害等について

当社グループは、有事に備えた危機管理体制の整備に努め対策を講じておりますが、台風、地震、津波等の自然災害が想定を大きく上回る規模で発生した場合、当社グループ又は当社グループの取引先の事業活動に影響を及ぼし、当社グループの事業及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

また、世界的に流行した新型コロナウイルス感染症については、当社グループでは新型コロナウイルス感染症の流行以降、迅速にリモートワークを推奨しており、柔軟に事業を継続できる体制の整備に努めており、当社グループのビジネスへの影響は軽微であると認識しております。しかしながら、同様の感染症の流行等により、度重なる緊急事態宣言の発令や外出自粛等により法人ユーザーの電力使用量が極端に低下し、当社グループ顧客の業績への影響が想定を超えて拡大したりした場合には、当社グループ又は当社グループの取引先の事業活動に影響を及ぼし、当社グループの経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

資金使途及び投資効果について

2021年12月に実施した公募増資による調達資金の使途につきましては、エネルギープラットフォーム事業における、プロモーション及びセールス・マーケティング体制強化の投資に係る資金、当社グループの顧客基盤強化を企図した買収に係る資金、自社サービス拡充に資する資金、エネルギーデータ事業における、「脱炭素テックファンド」への出資や運営に係る資金、EV充電事業及びエネルギーデータ事業の将来成長に資する資金、及びエネルギープラットフォーム事業及びエネルギーデータ事業におけるエンジニア、セールス、サポート人員の採用費並びに人件費等に充当予定としておりましたが、2022年5月13日に については充当時期を未定と変更しております。また、これら投資については厳密な費用対効果分析を経た上で実施する方針ですが、想定どおりの投資効果を上げられない可能性があります。

また、将来において、調達時点では予定していなかった更なる事業ポートフォリオの拡大により、調達資金を上記以外の目的で使用する可能性があります。なお、調達資金を上記以外の目的で使用する場合には、速やかに資金使途の変更について開示を行う予定であります。

3【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

(1) 経営成績等の状況の概要

当社グループ（当社、連結子会社）の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の概要は次のとおりです。

財政状態の状況

（資産）

当連結会計年度末における流動資産は4,527,076千円となり、前連結会計年度末に比べ1,549,406千円減少しました。これは主に現金及び預金の減少2,504,812千円、前渡金の増加423,427千円、未収入金の増加220,580千円によるものです。

また、当連結会計年度末における固定資産は2,231,747千円となり、前連結会計年度末から1,358,872千円増加いたしました。これは主に、投資有価証券の増加827,470千円、のれんの増加333,264千円、差入保証金の増加161,985千円によるものです。

この結果、総資産は、6,758,823千円となり、前連結会計年度末に比べ190,534千円減少いたしました。

（負債）

当連結会計年度末における流動負債は2,083,205千円となり、前連結会計年度末に比べ898,316千円増加いたしました。これは主に、短期借入金の増加665,000千円、未払金の増加207,559千円によるものです。

また当連結会計年度末における固定負債は1,173,154千円となり、前連結会計年度末に比べ222,549千円増加いたしました。これは主に、長期借入金の増加186,837千円によるものです。

この結果、負債合計は、3,256,360千円となり、前連結会計年度末に比べ1,120,865千円増加いたしました。

（純資産）

当連結会計年度末における純資産合計は3,502,462千円となり、前連結会計年度末に比べ1,311,400千円減少いたしました。これは主に親会社株主に帰属する当期純損失1,315,060千円が計上されたことによる減少であります。

経営成績の状況

当連結会計年度におけるわが国経済は、新型コロナウイルス感染症に対するワクチン接種の進展や行動制限の緩和により、社会経済活動の正常化が進む中で、個人消費や企業収益に持ち直しの動きがみられました。景気の先行きについては、世界的な金融引き締め等が続く中で、資源価格や原材料価格の高騰、円安による物価の上昇により、依然として不透明な状況が続いております。

当社グループが属するエネルギー業界を取り巻く環境におきましては、ロシア・ウクライナ情勢の悪化以降、卸電力市場価格が高水準に推移しており、電力会社の財務状況の悪化や、電力小売価格への一部転嫁によるユーザーの電気料金負担額の上昇等の影響が顕在化しております。

長期的な観点でのエネルギー業界を取り巻く環境におきましては、2022年はグリーントランスフォーメーション（GX）が進展した1年となりました。日本政府によるGX実行会議は2022年中に合計5回開催され、2022年12月22日の会合において「GX実現に向けた基本方針～今後10年を見据えたロードマップ～」が掲示され、150兆円のGX投資を官民で実現していくため、日本政府としても20兆円規模の先行投資支援を実行する旨の意見表明がなされました。こうしたGXの動きの中心となる電力業界においては、2016年4月の電力の小売全面自由化以降、当社のベース市場である電力販売額は約13兆円（注1）となり、2050年にはさらに最大40%程拡大し、約18兆円規模となることが見込まれております（注2）。また同基本計画において、乗用車の新車販売における電気自動車（EV）を始めとした電動車比率を2035年までに100%とする目標が掲げられる（注3）など、EVの普及とそれに併せたEV充電インフラの需要が高まることが見込まれております。

このような環境のもと、当社グループでは、「エネルギープラットフォーム事業」において展開する「エネチェンジ」（家庭向け電力・ガス切替プラットフォーム）及び「エネチェンジBiz」（法人向け電力・ガス切替プラットフォーム）の2サービスについて、自社チャネルで培った電力ガス切替プラットフォームのシステムを他社に提供するパートナー戦略の推進や、各種ユーザビリティの向上を目的とした新機能の開発に注力してまいりました。

「エネルギーデータ事業」においては、主に電力ガス事業者向けにクラウド型で提供する、デジタルマーケティング支援SaaS「エネチェンジクラウドMarketing（注4）」及び家庭向けデマンドレスポンスサービス「エネチェンジクラウドDR（注5）」等のサービスにつき、継続的な新規機能開発と営業強化に努めてまいりました。とりわけ、電力需給ひっ迫に伴う節電の社会的要請の高まりにより、電力需要家に節電量に応じたインセンティブを提供する、デマンドレスポンスサービスの営業促進に注力しました。

「EV充電事業」においては、「クリーンエネルギー自動車・インフラ導入促進補助金」の充電インフラ整備事業に対応したチャージ2の積極的な営業展開を実施、マンション向けのモデルであるチャージ3を発表しました。さらに、テレビCMなどの積極的な広告宣伝を開始するなど、EV充電分野における当社のシェア向上に向けた積極的な投資を開始しました。

以上の結果、当連結会計年度の当社グループの経営成績は、売上高3,734,068千円（前期比23.7%増）、営業損失1,121,703千円（前期は営業利益40,875千円）、経常損失1,156,664千円（前期は経常損失2,400千円）、親会社株主に帰属する当期純損失は1,315,060千円（前期は親会社株主に帰属する当期純損失85,586千円）となっております。

なお、営業外収益で補助金受贈益194,593千円、また、営業外費用で固定資産圧縮損194,518千円を計上しております。これらはEV充電サービス事業における充電インフラ整備に係るものであります。

セグメントの経営成績は、次のとおりです。なお、当連結会計年度より開示情報の充実化を企図して、報告セグメントの区分を変更しており、新たに「EV充電事業」セグメントの経営成績を追加しております。同セグメントの前年同期比較については、前期における実績値がないため記載しておりません。

（Ⅰ）エネルギープラットフォーム事業

「エネルギープラットフォーム事業」においては、家庭向け・法人向け共に切替件数が堅調に推移した結果、継続報酬対象ユーザー数は前連結会計年度比19.1%増の461,553件となりました。一方で、切替時に提携企業から受領する一時報酬単価の下落の影響により、当連結会計年度のARPU（注6）は前連結会計年度比33.6%減の1,057円となりました。以上の結果、セグメント売上高は2,575,297千円（前期比16.2%増）、セグメント利益は226,567千円（前期比29.1%減）となりました。

（Ⅱ）エネルギーデータ事業

「エネルギーデータ事業」においては、デジタルマーケティング支援SaaS「エネチェンジクラウドMarketing」、家庭向けデマンドレスポンスサービス「エネチェンジクラウドDR」等の既存顧客への継続的なサービス提供や新規顧客への導入を進め、2022年10月にアユダンテ株式会社から譲り受けたEV充電情報サービスの承継により、顧客数は前連結会計年度比16.0%増の58社となりました。他方、既存顧客へのクロスセルと低単価プロダクトの導入の進捗により当連結会計年度のARPUは前連結会計年度比2.3%減の4,103千円となりました。以上の結果、セグメント売上高は969,395千円（前期比20.8%増）、セグメント利益は163,766千円（前期比9.5%減）となりました。

（Ⅲ）EV充電事業

「EV充電事業」においては、事業の立ち上げと推進のために、エンジニア・セールス人員を中心とした採用の拡大による組織体制の構築や、テレビCM等の積極的なマーケティングの実施等先行投資を進めた結果、受注件数は事業開始以来の累計で2,475台となりました。また、マンション充電に対応したチャージ3の発表や、パートナー連携を拡大するなど、更なる事業拡大を見据えた施策に取り組んでまいりました。以上の結果、セグメント売上高は189,375千円、セグメント損失は784,491千円となりました。

（注）1. 電力・ガス取引監視等委員会「電力取引報結果」の電力販売額より算出。

2. 経済産業省「2050年カーボンニュートラルに伴うグリーン成長戦略」（2021年6月18日）より

3. 経済産業省「第6次エネルギー基本計画」（2021年10月22日）、電動車は電気自動車（EV）、プラグインハイブリッド車（PHV）、燃料電池車（FCV）、ハイブリッド車（HV）を含む。

4. EMAPより名称変更。

5. SMAP DRより名称変更。

6. Average Revenue Per Userの略称であり、1ユーザー当たりの平均収益を意味する。

キャッシュ・フローの状況

当連結会計年度末における現金及び現金同等物（以下「資金」という。）は3,067,058千円（前連結会計年度末5,571,870千円）となりました。当連結会計年度における各キャッシュ・フローの状況とそれらの要因は次のとおりであります。

（営業活動によるキャッシュ・フロー）

当連結会計年度における営業活動の結果使用した資金は1,910,932千円（前期は481,692千円の収入）となりました。支出の主な要因は、税金等調整前当期純損失1,229,182千円、前渡金の増加による支出423,427千円、補助金受贈益194,593千円、等の資金の減少、固定資産圧縮損194,518千円、未払金の増加による収入202,066千円等の資金の増加であります。

（投資活動によるキャッシュ・フロー）

当連結会計年度における投資活動の結果使用した資金は1,546,692千円（前期は552,946千円の支出）となりました。支出の主な要因は、投資有価証券の取得による支出814,829千円、事業譲受による支出300,000千円、有形固定資産の取得による支出277,558千円等の資金の減少であります。

（財務活動によるキャッシュ・フロー）

当連結会計年度における財務活動の結果得られた資金は958,454千円（前期は4,302,971千円の収入）となりました。収入の主な要因は、短期借入金の純増減額665,000千円、長期借入れによる収入340,000千円等の資金の増加であります。

生産、受注及び販売の実績

a．生産実績

当社グループは生産活動を行っていないため、該当事項はありません。

b．商品仕入実績

当連結会計年度の商品仕入実績をセグメントごとに示すと、次のとおりです。

セグメントの名称	当連結会計年度 (自 2022年1月1日 至 2022年12月31日)	
	金額(千円)	前年同期比(%)
エネルギープラットフォーム事業	-	-
エネルギーデータ事業	-	-
EV充電事業	207,939	-
合計	207,939	-

c．受注実績

当社グループは受注生産を行っていないため、該当事項はありません。

d．販売実績

当連結会計年度の販売実績をセグメントごとに示すと、次のとおりです。

セグメントの名称	当連結会計年度 (自 2022年1月1日 至 2022年12月31日)	
	金額(千円)	前年同期比(%)
エネルギープラットフォーム事業	2,575,297	116.2
エネルギーデータ事業	969,395	120.8
EV充電事業	189,375	-
合計	3,734,068	123.7

（注）1．なお、最近2連結会計年度の主な相手先別の販売実績及び当該販売実績の総販売実績に対する割合は次のとおりです。

相手先	前連結会計年度 (自 2021年1月1日 至 2021年12月31日)		当連結会計年度 (自 2022年1月1日 至 2022年12月31日)	
	金額(千円)	割合(%)	金額(千円)	割合(%)
ミツウロコグリーンエネルギー株式会社	381,855	12.7	188,748	5.1
株式会社エルピオ	584,223	19.4	141,945	3.8

(2) 経営者の視点による経営成績等の状況に関する認識及び分析・検討内容

経営者の視点による当社グループの経営成績等の状況に関する認識及び分析・検討内容は次のとおりであります。なお、文中の将来に関する事項は、本書提出日現在において判断したものです。

重要な会計方針及び見積り

当社グループの連結財務諸表は、わが国において一般に公正妥当と認められる会計基準に基づき作成されています。この連結財務諸表の作成にあたり、重要となる会計方針については「第5 経理の状況 1. 連結財務諸表等 (1) 連結財務諸表 注記事項 連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項」に記載しております。この連結財務諸表の作成にあたっては、必要な見積りを行っており、それらは資産・負債及び収益・費用の計上金額に影響を与えています。これらの見積りについては、過去の実績やその時点で入手可能な情報に基づき合理的と考えられる要因を考慮したうえで行っていますが、結果としてこのような見積りと実績が異なる場合があります。

財政状態及び経営成績等に関する認識及び分析・検討内容

a. 財政状態の分析

「(1)経営成績等の状況の概要 財政状態の状況」に記載のとおりであります。

b. 経営成績の分析

(売上高)

当連結会計年度において、売上高は3,734,068千円（前連結会計年度は3,018,003千円）となりました。主な要因は、エネルギープラットフォーム事業においては、家庭・法人共に切替件数が堅調に推移し、ユーザー数が前連結会計年度比19.1%増の461,553件となりました。一方で、切替時に提携企業から受領する一時報酬単価の下落の影響によりARPUが前連結会計年度比2.4%減の5,580円となったことによります。エネルギーデータ事業においては、既存顧客への継続的なサービス提供や新規顧客への導入を進め、2022年10月にアユダンテ株式会社から譲り受けたEV充電情報サービスの承継により、顧客数は前連結会計年度比16.0%増の58社となり、既存顧客へのクロスセル等によりARPUが前連結会計年度比4.1%増の16,713千円となったことによります。EV充電事業においては、当連結会計年度よりセグメント開示を開始し、「EV充電エネチェンジ」の販売促進に取り組んだ結果、累計2,475台の受注を実現、一部で設置工事が完了したことで、ハードウェアの販売売上が計上されたことによります。エネルギープラットフォーム事業におけるユーザー数及びARPU、エネルギーデータ事業における顧客数及びARPU、EV充電事業における受注台数の推移については、「第2 事業の状況 1 経営方針、経営環境及び対処すべき課題等 (4) 経営上の目標の達成状況を判断するための客観的な指標等」をご参照ください。

(売上原価、売上総利益)

当連結会計年度において、売上原価は798,344千円（前連結会計年度は435,922千円）となりました。事業拡大に伴う開発人員の人件費計上の増加によるものです。

この結果、売上総利益は2,935,723千円（前連結会計年度は2,582,080千円）となりました。当連結会計年度においては、売上高の増加に比して売上原価が増加しており、前連結会計年度より売上総利益率が悪化しております。

(販売費及び一般管理費、営業損失)

当連結会計年度において、販売費及び一般管理費は4,057,427千円（前連結会計年度は2,541,205千円）となりました。主な要因は、事業拡大に伴う人件費、業務委託費等の増加、EV充電事業の普及のための広告宣伝費の増加等によるものです。

この結果、営業損失は1,121,703千円（前連結会計年度は営業利益40,875千円）となりました。

(経常損失)

当連結会計年度において、営業外収益が220,485千円（前連結会計年度は28,271千円）、営業外費用が255,445千円（前連結会計年度は71,547千円）となりました。営業外収益増加の主な要因は、補助金受贈益194,593千円によるものです。営業外費用増加の主な要因は、固定資産圧縮損194,518千円によるものです。

この結果、経常損失は1,156,664千円（前連結会計年度は経常損失2,400千円）となりました。

(税金等調整前当期純損失)

当連結会計年度において、特別利益が3,701千円（前連結会計年度は - 千円）、特別損失が76,219千円（前連結会計年度は - 千円）となりました。特別利益の主な要因は、持分変動利益3,208千円によるものです。特別損失の主な要因は、連結子会社のSMAP ENERGY LIMITEDで発生した減損損失63,403千円によるものです。

この結果、税金等調整前当期純損失1,229,182千円（前連結会計年度は税金等調整前当期純損失2,400千円）となりました。

（親会社株主に帰属する当期純損失）

当連結会計年度において、法人税、住民税及び事業税が76,891千円（前連結会計年度は83,014千円）となりました。

この結果、親会社株主に帰属する当期純損失が1,315,060千円（前連結会計年度は親会社株主に帰属する当期純損失が85,586千円）となりました。

c. キャッシュ・フローの分析

「(1)経営成績等の状況の概要 キャッシュ・フローの状況」に記載のとおりであります。

経営成績に重要な影響を与える要因

当社グループの経営成績に重要な影響を与える要因については、「第2 事業の状況 2 事業等のリスク」に記載のとおりであり、当該リスクが顕在化した場合、経営成績に重要な影響を与える可能性があります。そのため、当社グループは、市場動向等を注視し、組織体制の整備、リスク管理体制の強化、成長事業領域への継続投資等を行い、当社グループの経営成績に重要な影響を与えるリスク要因を分散・低減する対応を適切に行ってまいります。

資本の財源及び資金の流動性

当社グループの運転資金需要のうち主なものには、エネルギープラットフォーム事業における人件費及び広告宣伝費、及びエネルギーデータ事業におけるソフトウェア制作に係る人件費及び外注費、並びにEV充電事業における人件費及び広告宣伝費のほか、管理部門における人件費等があります。

当社グループでの資金需要は、自己資金、金融機関からの借入及びエクイティファイナンス等でバランスよく調達していくことを基本方針としており、資金需要の金額や資金用途に応じて柔軟に検討を行う予定です。

また、当連結会計年度末における現金及び現金同等物の残高は3,067,058千円となっています。当社グループは当連結会計年度末において複数の取引銀行との当座貸越契約を締結しており、資金調達手段を確保することにより、変動する資金需要に対応し、流動性リスクをコントロールしております。

経営者の問題認識及び今後の方針について

当社グループが認識する課題等について、経営者は「第2 事業の状況 1 経営方針、経営環境及び対処すべき課題等」に記載の課題に対処していく必要があると認識しております。これらの課題に対し、経営者は市場ニーズや事業環境の変化に関する情報の入手、分析を行い、現在及び将来の事業環境を認識したうえで、当社グループの経営資源を適切に配分し、対応策を実施していく方針です。

経営上の目標達成状況を判断するための客観的な指標等の進捗について

「第2 事業の状況 1 経営方針、経営環境及び対処すべき課題等（4）経営上の目標の達成状況を判断するための客観的な指標等」に記載のとおりです。

4【経営上の重要な契約等】

該当事項はありません。

5【研究開発活動】

該当事項はありません。

第3【設備の状況】

1【設備投資等の概要】

当連結会計年度において実施した設備投資の総額は458,776千円（無形固定資産含む）であり、主にEV充電事業における充電インフラ整備にかかる設備投資であります。

また、当連結会計年度において重要な設備の除却、売却等はありません。

2【主要な設備の状況】

当社グループにおける主要な設備は、次のとおりであります。

(1) 提出会社

2022年12月31日現在

事業所名 (所在地)	設備の内容	帳簿価額							従業員数 (人)
		建物及び 構築物 (千円)	工具、器具 及び備品 (千円)	リース資産 (千円)	建設仮勘定 (千円)	ソフトウェア (千円)	その他 (千円)	合計 (千円)	
本社オフィス (東京都中央区)	本社設備他	11,675	36,417	24,333	31,764	72,701	33,787	210,679	181

(注) 1. 帳簿価額のうち「その他」はソフトウェア仮勘定及びその他無形固定資産であります。

2. 現在休止中の主要な設備はありません。

3. 従業員数は就業人員（当社から社外への出向者を除き、社外から当社への出向者を含む。）であり、臨時雇用者数については、その総数が従業員数の100分の10未満であるため、記載を省略しております。

4. 本社オフィスの建物は賃借中のものであり、帳簿価額は主に内部造作であります。年間賃借料は45,070千円であります。

5. 本社オフィスには、当社子会社のSMAP ENERGY LIMITED及びENECHANGE EV ラボ株式会社に対して賃貸した部分が含まれております。なお、当該賃貸に対する年間賃貸料は13,461千円であります。

6. 事業セグメントに資産を配分していないため、セグメントの名称を記載しておりません。

(2) 国内子会社

該当事項はありません。

(3) 在外子会社

該当事項はありません。

3【設備の新設、除却等の計画】

当社グループの設備投資については、事業の拡大に伴うインフラ設備拡充や、サービスレベルの維持・向上のため等、総合的に勘案して策定しております。

なお、当連結会計年度末現在における重要な設備の新設、改修計画及び除却等は次のとおりであります。

(1) 重要な設備の新設

会社名	事業所名 (所在地)	設備の内容	投資予定金額		資金調達 方法	着手及び完了予定年月		完成後の 増加能力
			総額 (千円)	既支払額 (千円)		着手	完了	
提出会社	東京オフィス (東京都中央区)	ソフトウェア 開発(注1)	36,698	-	自己資金	2023年1月	2023年12月	(注) 2

(注) 1. 電力・ガス会社向けクラウドサービス「エネチェンジクラウドMarketing」における新規機能を付加する目的のソフトウェアの開発や、各種新規サービス開発に伴うソフトウェア開発です。

2. 完成後の増加能力については、計数的把握が困難であるため、記載を省略しております。

3. 事業セグメントに資産を配分していないため、セグメントの名称を記載しておりません。

(2) 重要な改修

該当事項はありません。

(3) 重要な設備の除却等

該当事項はありません。

第4【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	84,000,000
計	84,000,000

【発行済株式】

種類	事業年度末現在発行数 (株) (2022年12月31日)	提出日現在発行数(株) (2023年3月30日)	上場金融商品取引所名又は登録認可金融商品取引業協会名	内容
普通株式	30,076,640	30,119,144	東京証券取引所 グロース市場	単元株式数100株
計	30,076,640	30,119,144	-	-

(注) 1. 「提出日現在発行数」欄には、2023年3月1日からこの有価証券報告書提出日までの新株予約権の行使により発行された株式数は含まれておりません。

(2)【新株予約権等の状況】

【ストックオプション制度の内容】

第1回新株予約権

決議年月日	2015年10月31日臨時株主総会
付与対象者の区分及び人数(名)	当社従業員 12 子会社役員 1 子会社従業員 1 社外協力者 1 (注)6
新株予約権の数(個)	1,300(注)1
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)	普通株式 15,600(注)1
新株予約権の行使時の払込金額(円)	17(注)2
新株予約権の行使期間	自 2017年10月31日 至 2025年10月30日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格:17 資本組入額:9 (注)3
新株予約権の行使の条件	(注)4
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については当社取締役会の承認を要する。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)5

当事業年度の末日(2022年12月31日)における内容を記載しております。当事業年度の末日から提出日の前月末現在(2023年2月28日)において、記載すべき内容が当事業年度の末日における内容から変更がないため、提出日の前月末現在に係る記載を省略しております。また、2020年9月16日開催の取締役会決議により、2020年9月17日付で普通株式1株につき3株とする株式分割を、2021年2月12日開催の取締役会決議により、2021年4月1日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を、2021年11月12日開催の取締役会決議により、2022年1月1日付で普通株式1株につき2株とする株式分割を行っております。これにより、「新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)」、「新株予約権の行使時の払込金額(円)」、「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)」が調整されております。

(注)1. 当社が普通株式について株式の分割又は併合を行う場合には、未行使の本新株予約権についてその1個あたりの目的たる株式数を次の算式に従い調整するものとし、調整により生じる1株の100分の1未満の端数は切り捨て、金銭による調整は行わない。「分割の比率」とは、株式分割後の発行済普通株式総数を株式分割前の発行済普通株式総数で除した数を、「併合の比率」とは、株式併合後の発行済普通株式総数を株式併合前の発行済普通株式総数で除した数を、それぞれ意味するものとし、以下同じとする。調整後の株式数は、株式分割の場合は会社法第183条第2項第1号に基づく株式分割の割当基準日の翌日以降、株式併合の場合は株式併合の効力発生日の翌日以降、それぞれ適用されるものとする。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

当社が株主割当の方法により募集株式の発行又は処分を行う場合、株式無償割当てを行う場合、合併する場合、株式交換を行う場合、会社分割を行う場合その他必要と認められる場合には、当社は適当と認める本新株予約権1個あたりの目的たる株式数の調整を行う。

2. 当社が普通株式について株式の分割又は併合を行う場合には、未行使の本新株予約権について、行使価額を次の算式に従い調整するものとし、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。調整後の行使価額の適用時期は、(注)1.の調整後の株式数の適用時期に準じるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、当社が(i)時価を下回る1株あたりの払込金額での普通株式の発行又は処分(株式無償割当てを含む。以下に定義する潜在株式等の取得原因の発生によるもの、並びに合併、株式交換、及び会社分割に伴うものを除く。)、または(ii)時価を下回る1株あたりの取得価額をもって普通株式を取得し得る潜在株式等(取得請求権付株式、取得条項付株式、新株予約権、新株予約権付社債、その他その保有者若しくは会社の請求に基づき又は一定の事由の発生を条件として普通株式を取得し得る地位を伴う証券又は権利を意味する。以下同じ。)の発行又は処分(無償割当てによる場合を含む。)を行うときは、未行使の本新株予約権について行使価額を次の算式に従い調整するものとし、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。なお、上記における「取得原因」とは、潜在株式等に基づき会社が普通株式を交付する原因となる保有者若しくは会社の請求又は一定の事由を意味し、「取得価額」とは、普通株式1株を取得するために当該潜在株式等の取得及び取得原因の発生を通じて負担すべき金額を意味するものとし、以下同様とする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{1株当たり時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

3. 本新株予約権の行使により株式を発行する場合の増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額に0.5を乗じた額とし、計算の結果1円未満の端数を生じる場合は、その端数を切り上げるものとする。増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額より増加する資本金の額を減じた額とする。
4. 新株予約権の行使の条件に関する事項は次のとおりであります。
 - (1) 新株予約権の行使は、行使しようとする新株予約権又は権利者について(注)5.に定める取得事由が発生していないことを条件とし、当該取得事由が生じた本新株予約権の行使は認められないものとする。但し、会社が特に行使を認めた場合はこの限りでない。
 - (2) 割当新株予約権は、会社が株式上場申請を行うにあたって、別途、取締役会の決議により定める日までは、これを行行使することができない。
 - (3) 新株予約権者は、権利者が、権利行使時においても、当社、当社子会社又は当社関連会社の取締役、監査役、従業員、顧問、又は社外協力者その他これに準ずる地位を有していなければならない。ただし、当社が正当な理由があると認めた場合は、この限りではない。
 - (4) 割当新株予約権のうち行使可能となるものは、割当日の翌日から前項に掲げるいずれの地位も喪失した日までの期間(以下、「参画期間」という。)に応じて、次の個数とする。但し、1未満の端数の個数はゼロとみなす。本項により行使可能となっていない割当新株予約権は、次項に定める場合を除き、行使することができないものとする。

参画期間が2年未満の場合	ゼロ
参画期間が2年以上3年未満の場合	保有する割当新株予約権の2分の1までの個数
参画期間が3年以上4年未満の場合	保有する割当新株予約権の4分の3までの個数
参画期間が4年以上の場合	保有する割当新株予約権のすべての個数
 - (5) 割当新株予約権は、合併、事業譲渡、会社分割、株式交換、株式移転その他会社の支配権の変更を生じさせる取引、又は会社の議決権の過半数若しくは会社のすべて若しくは実質的にすべての事業を第三者(新株予約権者又は新株予約権者が実質的に支配する会社以外の第三者をいう)が取得する取引を会社が承認した場合は、(2)、(4)の定めにかかわらず、そのすべてを行行使することができる。
5. 当社が消滅会社となる吸収合併もしくは新設合併、当社が分割会社となる吸収分割もしくは新設分割、または当社が完全子会社となる株式交換もしくは株式移転(以上を総称して以下「組織再編行為」という。)をする場合において、組織再編行為の効力発生日の直前において残存する新株予約権(以下「残存新株予約権」という。)の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社(以下「再編対象会社」という。)の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、法令上又は会社の定款上必要な会社の株主総会の承認決議(株主総会決議に替えて総株主の同意が必要である場合には総株主の同意の取得、そのいずれも不要である場合には、取締役会の決議)が行われたときは、当社は本新株予約権を無償で取得することができることとする。ただし、以下の方針に従って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、組織再編行為にかかる契約又は計画において定めた場合に限るものとする。

交付する再編対象会社の新株予約権の数

権利者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案の上、(注)1. に準じて決定する。

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法

組織再編行為の条件等を勘案の上、(注)2. で定められる行使価額を調整して得られる再編後行使価額に、 に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じた額とする。

新株予約権を行使することができる期間

前記新株予約権を行使することができる期間の初日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、前記新株予約権を行使することができる期間の末日までとする。但し、行使期間の最終日が会社の休業日にあたる場合には、その前営業日を最終日とする。

権利行使の条件、取得事由、その他の新株予約権の内容

前記新株予約権の内容に準じて、組織再編行為にかかる契約又は計画において定めるものとする。

取締役会による譲渡承認について

新株予約権の譲渡について、再編対象会社の取締役会の承認を要するものとする。

6. 従業員の退職及び社外協力者の地位喪失による権利喪失により、本書提出日現在の付与対象者の区分及び人数は、当社従業員8名及び社外協力者1名となっております。

第2回新株予約権

決議年月日	2016年12月22日臨時株主総会
付与対象者の区分及び人数(名)	当社顧問 1 当社従業員 19 社外協力者 1 (注)6
新株予約権の数(個)	1,223(注)1
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)	普通株式 14,676(注)1
新株予約権の行使時の払込金額(円)	67(注)2
新株予約権の行使期間	自 2018年12月26日 至 2026年12月25日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格:67 資本組入額:34 (注)3
新株予約権の行使の条件	(注)4
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については当社取締役会の承認を要する。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)5

当事業年度の末日(2022年12月31日)における内容を記載しております。当事業年度の末日から提出日の前月末現在(2023年2月28日)において、記載すべき内容が当事業年度の末日における内容から変更がないため、提出日の前月末現在に係る記載を省略しております。また、2020年9月16日開催の取締役会決議により、2020年9月17日付で普通株式1株につき3株とする株式分割を、2021年2月12日開催の取締役会決議により、2021年4月1日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を、2021年11月12日開催の取締役会決議により、2022年1月1日付で普通株式1株につき2株とする株式分割を行っております。これにより、「新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)」、「新株予約権の行使時の払込金額(円)」、「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)」が調整されております。

- (注)1. 当社が普通株式について株式の分割又は併合を行う場合には、未行使の本新株予約権についてその1個あたりの目的たる株式数を次の算式に従い調整するものとし、調整により生じる1株の100分の1未満の端数は切り捨て、金銭による調整は行わない。「分割の比率」とは、株式分割後の発行済普通株式総数を株式分割前の発行済普通株式総数で除した数を、「併合の比率」とは、株式併合後の発行済普通株式総数を株式併合前の発行済普通株式総数で除した数を、それぞれ意味するものとし、以下同じとする。調整後の株式数は、株式分割の場合は会社法第183条第2項第1号に基づく株式分割の割当基準日の翌日以降、株式併合の場合は株式併合の効力発生日の翌日以降、それぞれ適用されるものとする。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

当社が株主割当の方法により募集株式の発行又は処分を行う場合、株式無償割当てを行う場合、合併する場合、株式交換を行う場合、会社分割を行う場合その他必要と認められる場合には、当社は適当と認める本新株予約権1個あたりの目的たる株式数の調整を行う。

2. 当社が普通株式について株式の分割又は併合を行う場合には、未行使の本新株予約権について、行使価額を次の算式に従い調整するものとし、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。調整後の行使価額の適用時期は、(注)1.の調整後の株式数の適用時期に準じるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

当社が合併する場合、株式交換を行う場合、会社分割を行う場合その他必要と認められる場合には、当社は適当と認める行使価額の調整を行う。

3. 本新株予約権の行使により株式を発行する場合の増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額に0.5を乗じた額とし、計算の結果1円未満の端数を生じる場合は、その端数を切り上げるものとする。増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額より増加する資本金の額を減じた額とする。

4. 新株予約権の行使の条件に関する事項は次のとおりであります。

(1) 新株予約権の行使は、行使しようとする新株予約権又は権利者について(注)5.に定める取得事由が

発生していないことを条件とし、当該取得事由が生じた本新株予約権の行使は認められないものとする。但し、会社が特に行使を認めた場合はこの限りでない。

- (2) 割当新株予約権は、会社が株式上場申請を行うにあたって、別途、取締役会の決議により定める日まで、これを行行使することができない。
- (3) 新株予約権者は、権利者が、権利行使時においても、当社、当社子会社又は当社関連会社の取締役、監査役、従業員、顧問、又は社外協力者その他これに準ずる地位を有していなければならない。但し、当社が正当な理由があると認めた場合は、この限りではない。
- (4) 割当新株予約権のうち行使可能となるものは、割当日の翌日から前項に掲げるいずれの地位も喪失した日までの期間（以下、「参画期間」という。）に応じて、次の個数とする。但し、1未満の端数の個数はゼロとみなす。本項により行使可能となっていない割当新株予約権は、次項に定める場合を除き、行使することができないものとする。

参画期間が2年未満の場合 ゼロ

参画期間が2年以上3年未満の場合 保有する割当新株予約権の2分の1までの個数

参画期間が3年以上4年未満の場合 保有する割当新株予約権の4分の3までの個数

参画期間が4年以上の場合 保有する割当新株予約権のすべての個数

- (5) 割当新株予約権は、合併、事業譲渡、会社分割、株式交換、株式移転その他会社の支配権の変更を生じさせる取引、又は会社の議決権の過半数若しくは会社のすべて若しくは実質的にすべての事業を第三者（新株予約権者又は新株予約権者が実質的に支配する会社以外の第三者をいう）が取得する取引を会社が承認した場合は、(2)、(4)の定めにかかわらず、そのすべてを行行使することができる。
5. 当社が消滅会社となる吸収合併もしくは新設合併、当社が分割会社となる吸収分割もしくは新設分割、または当社が完全子会社となる株式交換もしくは株式移転（以上を総称して以下「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生日の直前において残存する新株予約権（以下「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、法令上又は会社の定款上必要な会社の株主総会の承認決議（株主総会決議に替えて総株主の同意が必要である場合には総株主の同意の取得、そのいずれも不要である場合には、取締役会の決議）が行われたときは、当社は本新株予約権を無償で取得することができることとする。但し、以下の方針に従って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、組織再編行為にかかる契約又は計画において定めた場合に限るものとする。

交付する再編対象会社の新株予約権の数

権利者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案の上、(注)1.に準じて決定する。

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法

組織再編行為の条件等を勘案の上、(注)2.で定められる行使価額を調整して得られる再編後行使価額に、
に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じた額とする。

新株予約権を行行使することができる期間

前記新株予約権を行行使することができる期間の初日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、前記新株予約権を行行使することができる期間の末日までとする。但し、行使期間の最終日が会社の休業日にあたる場合には、その前営業日を最終日とする。

権利行使の条件、取得事由、その他の新株予約権の内容

前記新株予約権の内容に準じて、組織再編行為にかかる契約又は計画において定めるものとする。

取締役会による譲渡承認について

新株予約権の譲渡について、再編対象会社の取締役会の承認を要するものとする。

- 6. 従業員の退職及び社外協力者の地位喪失による権利喪失により、本書提出日現在の付与対象者の区分及び人数は、当社顧問1名、当社従業員14名及び社外協力者1名となっております。

第4回新株予約権

決議年月日	2017年12月21日臨時株主総会
付与対象者の区分及び人数(名)	当社顧問 2 当社従業員 25 社外協力者 2 (注)6
新株予約権の数(個)	4,079(注)1
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)	普通株式 48,948(注)1
新株予約権の行使時の払込金額(円)	84(注)2
新株予約権の行使期間	自 2019年12月26日 至 2027年12月25日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格:84 資本組入額:42 (注)3
新株予約権の行使の条件	(注)4
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については当社取締役会の承認を要する。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)5

当事業年度の末日(2022年12月31日)における内容を記載しております。当事業年度の末日から提出日の前月末現在(2023年2月28日)において、記載すべき内容が当事業年度の末日における内容から変更がないため、提出日の前月末現在に係る記載を省略しております。また、2020年9月16日開催の取締役会決議により、2020年9月17日付で普通株式1株につき3株とする株式分割を、2021年2月12日開催の取締役会決議により、2021年4月1日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を、2021年11月12日開催の取締役会決議により、2022年1月1日付で普通株式1株につき2株とする株式分割を行っております。これにより、「新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)」、「新株予約権の行使時の払込金額(円)」、「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)」が調整されております。

- (注)1. 当社が普通株式について株式の分割又は併合を行う場合には、未行使の本新株予約権についてその1個あたりの目的たる株式数を次の算式に従い調整するものとし、調整により生じる1株の100分の1未満の端数は切り捨て、金銭による調整は行わない。「分割の比率」とは、株式分割後の発行済普通株式総数を株式分割前の発行済普通株式総数で除した数を、「併合の比率」とは、株式併合後の発行済普通株式総数を株式併合前の発行済普通株式総数で除した数を、それぞれ意味するものとし、以下同じとする。調整後の株式数は、株式分割の場合は会社法第183条第2項第1号に基づく株式分割の割当基準日の翌日以降、株式併合の場合は株式併合の効力発生日の翌日以降、それぞれ適用されるものとする。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割} \cdot \text{併合の比率}$$

当社が株主割当の方法により募集株式の発行又は処分を行う場合、株式無償割当てを行う場合、合併する場合、株式交換を行う場合、会社分割を行う場合その他必要と認められる場合には、当社は適当と認める本新株予約権1個あたりの目的たる株式数の調整を行う。

2. 当社が普通株式について株式の分割又は併合を行う場合には、未行使の本新株予約権について、行使価額を次の算式に従い調整するものとし、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。調整後の行使価額の適用時期は、(注)1.の調整後の株式数の適用時期に準じるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割} \cdot \text{併合の比率}}$$

当社が合併する場合、株式交換を行う場合、会社分割を行う場合その他必要と認められる場合には、当社は適当と認める行使価額の調整を行う。

3. 本新株予約権の行使により株式を発行する場合の増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額に0.5を乗じた額とし、計算の結果1円未満の端数を生じる場合は、その端数を切り上げるものとする。増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額より増加する資本金の額を減じた額とする。

4. 新株予約権の行使の条件に関する事項は次のとおりであります。
- (1) 新株予約権の行使は、行使しようとする新株予約権又は権利者について(注)5.に定める取得事由が発生していないことを条件とし、当該取得事由が生じた本新株予約権の行使は認められないものとする。但し、会社が特に行使を認めた場合はこの限りでない。
 - (2) 割当新株予約権は、会社が株式上場申請を行うにあたって、別途、取締役会の決議により定める日までは、これを行使することができない。
 - (3) 新株予約権者は、権利者が、権利行使時においても、当社、当社子会社又は当社関連会社の取締役、監査役、従業員、顧問、又は社外協力者その他これに準ずる地位を有していなければならない。ただし、当社が正当な理由があると認めた場合は、この限りではない。
 - (4) 割当新株予約権のうち行使可能となるものは、割当日の翌日から前項に掲げるいずれの地位も喪失した日までの期間(以下、「参画期間」という。)に応じて、次の個数とする。但し、1未満の端数の個数はゼロとみなす。本項により行使可能となっていない割当新株予約権は、次項に定める場合を除き、行使することができないものとする。
 - 参画期間が2年未満の場合 ゼロ
 - 参画期間が2年以上3年未満の場合 保有する割当新株予約権の2分の1までの個数
 - 参画期間が3年以上4年未満の場合 保有する割当新株予約権の4分の3までの個数
 - 参画期間が4年以上の場合 保有する割当新株予約権のすべての個数
 - (5) 本新株予約権の行使は1新株予約権単位で行うものとし、各新株予約権の一部の行使は認められないものとする。
 - (6) 権利者が1個又は複数の本新株予約権を行使した場合に、当該行使により当該権利者に対して交付される株式数は整数でなければならず、1株未満の部分についてはこれを切り捨て、株式は割り当てられないものとする。かかる端数の切り捨てについて金銭による調整は行わない。
5. 当社が消滅会社となる吸収合併もしくは新設合併、当社が分割会社となる吸収分割もしくは新設分割、または当社が完全子会社となる株式交換もしくは株式移転(以上を総称して以下「組織再編行為」という。)をする場合において、組織再編行為の効力発生日の直前において残存する新株予約権(以下「残存新株予約権」という。)の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社(以下「再編対象会社」という。)の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、法令上又は会社の定款上必要な会社の株主総会の承認決議(株主総会決議に替えて総株主の同意が必要である場合には総株主の同意の取得、そのいずれも不要である場合には、取締役会の決議)が行われたときは、当社は本新株予約権を無償で取得することができることとする。但し、以下の方針に従って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、組織再編行為にかかる契約又は計画において定めた場合に限るものとする。
- 交付する再編対象会社の新株予約権の数
権利者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。
 - 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とする。
 - 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件等を勘案の上、(注)1.に準じて決定する。
 - 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法
組織再編行為の条件等を勘案の上、(注)2.で定められる行使価額を調整して得られる再編後行使価額に、
に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じた額とする。
 - 新株予約権を行使することができる期間
前記新株予約権を行使することができる期間の初日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、前記新株予約権を行使することができる期間の末日までとする。但し、行使期間の最終日が会社の休業日にあたる場合には、その前営業日を最終日とする。
 - 権利行使の条件、取得事由、その他の新株予約権の内容
前記新株予約権の内容に準じて、組織再編行為にかかる契約又は計画において定めるものとする。
 - 取締役会による譲渡承認について新株予約権の譲渡について、再編対象会社の取締役会の承認を要するものとする。
6. 従業員の退職及び社外協力者の地位喪失による権利喪失により、本書提出日現在の付与対象者の区分及び人数は、当社顧問2名、当社従業員16名となっております。

第5回新株予約権

決議年月日	2018年2月2日臨時株主総会
付与対象者の区分及び人数(名)	当社従業員 1 子会社役員 1 子会社従業員 3 社外協力者 3 (注)6
新株予約権の数(個)	126(注)1
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)	普通株式 1,512(注)1
新株予約権の行使時の払込金額(円)	84(注)2
新株予約権の行使期間	自 2020年2月6日 至 2028年2月5日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格:84 資本組入額:42 (注)3
新株予約権の行使の条件	(注)4
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については当社取締役会の承認を要する。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)5

当事業年度の末日(2022年12月31日)における内容を記載しております。当事業年度の末日から提出日の前月末現在(2023年2月28日)において、記載すべき内容が当事業年度の末日における内容から変更がないため、提出日の前月末現在に係る記載を省略しております。また、2020年9月16日開催の取締役会決議により、2020年9月17日付で普通株式1株につき3株とする株式分割を、2021年2月12日開催の取締役会決議により、2021年4月1日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を、2021年11月12日開催の取締役会決議により、2022年1月1日付で普通株式1株につき2株とする株式分割を行っております。これにより、「新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)」、「新株予約権の行使時の払込金額(円)」、「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)」が調整されております。

(注)1. 当社が普通株式について株式の分割又は併合を行う場合には、未行使の本新株予約権についてその1個あたりの目的たる株式数を次の算式に従い調整するものとし、調整により生じる1株の100分の1未満の端数は切り捨て、金銭による調整は行わない。「分割の比率」とは、株式分割後の発行済普通株式総数を株式分割前の発行済普通株式総数で除した数を、「併合の比率」とは、株式併合後の発行済普通株式総数を株式併合前の発行済普通株式総数で除した数を、それぞれ意味するものとし、以下同じとする。調整後の株式数は、株式分割の場合は会社法第183条第2項第1号に基づく株式分割の割当基準日の翌日以降、株式併合の場合は株式併合の効力発生日の翌日以降、それぞれ適用されるものとする。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割・併合の比率

当社が株主割当の方法により募集株式の発行又は処分を行う場合、株式無償割当てを行う場合、合併する場合、株式交換を行う場合、会社分割を行う場合その他必要と認められる場合には、当社は適当と認める本新株予約権1個あたりの目的たる株式数の調整を行う。

2. 当社が普通株式について株式の分割又は併合を行う場合には、未行使の本新株予約権について、行使価額を次の算式に従い調整するものとし、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。調整後の行使価額の適用時期は、(注)1.の調整後の株式数の適用時期に準じるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

当社が合併する場合、株式交換を行う場合、会社分割を行う場合その他必要と認められる場合には、当社は適当と認める行使価額の調整を行う。

3. 本新株予約権の行使により株式を発行する場合の増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額に0.5を乗じた額とし、計算の結果1円未満の端数を生じる場合は、その端数を切り上げるものとする。増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額より増加する資本金の額を減じた額とする。

4. 新株予約権の行使の条件に関する事項は次のとおりであります。

(1) 新株予約権の行使は、行使しようとする新株予約権又は権利者について(注)5.に定める取得事由

が発生していないことを条件とし、当該取得事由が生じた本新株予約権の行使は認められないものとする。但し、会社が特に行使を認めた場合はこの限りでない。

- (2) 割当新株予約権は、会社が株式上場申請を行うにあたって、別途、取締役会の決議により定める日までは、これを行使することができない。
- (3) 新株予約権者は、権利者が、権利行使時においても、当社、当社子会社又は当社関連会社の取締役、監査役、従業員、顧問、又は社外協力者その他これに準ずる地位を有していなければならない。ただし、当社が正当な理由があると認めた場合は、この限りではない。
- (4) 割当新株予約権のうち行使可能となるものは、割当日の翌日から前項に掲げるいずれの地位も喪失した日までの期間（以下、「参画期間」という。）に応じて、次の個数とする。但し、1未満の端数の個数はゼロとみなす。本項により行使可能となっていない割当新株予約権は、次項に定める場合を除き、行使することができないものとする。

参画期間が2年未満の場合 ゼロ

参画期間が2年以上3年未満の場合 保有する割当新株予約権の2分の1までの個数

参画期間が3年以上4年未満の場合 保有する割当新株予約権の4分の3までの個数

参画期間が4年以上の場合 保有する割当新株予約権のすべての個数

- (5) 本新株予約権の行使は1新株予約権単位で行うものとし、各新株予約権の一部の行使は認められないものとする。
 - (6) 権利者が1個又は複数の本新株予約権を行使した場合に、当該行使により当該権利者に対して交付される株式数は整数でなければならず、1株未満の部分についてはこれを切り捨て、株式は割り当てられないものとする。かかる端数の切り捨てについて金銭による調整は行わない。
5. 当社が消滅会社となる吸収合併もしくは新設合併、当社が分割会社となる吸収分割もしくは新設分割、または当社が完全子会社となる株式交換もしくは株式移転（以上を総称して以下「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生日の直前において残存する新株予約権（以下「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、法令上又は会社の定款上必要な会社の株主総会の承認決議（株主総会決議に替えて総株主の同意が必要である場合には総株主の同意の取得、そのいずれも不要である場合には、取締役会の決議）が行われたときは、当社は本新株予約権を無償で取得することができることとする。但し、以下の方針に従って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、組織再編行為にかかる契約又は計画において定めた場合に限るものとする。

交付する再編対象会社の新株予約権の数

権利者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案の上、（注）1. に準じて決定する。

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法

組織再編行為の条件等を勘案の上、（注）2. で定められる行使価額を調整して得られる再編後行使価額に、
に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じた額とする。

新株予約権を行使することができる期間

前記新株予約権を行使することができる期間の初日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、前記新株予約権を行使することができる期間の末日までとする。但し、行使期間の最終日が会社の休業日にあたる場合には、その前営業日を最終日とする。

権利行使の条件、取得事由、その他の新株予約権の内容

前記新株予約権の内容に準じて、組織再編行為にかかる契約又は計画において定めるものとする。

取締役会による譲渡承認について

新株予約権の譲渡について、再編対象会社の取締役会の承認を要するものとする。

6. 従業員の退職による権利喪失により、本書提出日現在の付与対象者の区分及び人数は、当社子会社役員1名、当社子会社従業員1名及び社外協力者3名となっております。

第6回新株予約権

決議年月日	2018年9月10日臨時株主総会
付与対象者の区分及び人数(名)	当社役員 1
新株予約権の数(個)	112,000(注)1
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)	普通株式 1,344,000(注)1
新株予約権の行使時の払込金額(円)	84(注)2
新株予約権の行使期間	自 2018年9月10日 至 2028年9月9日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格:84 資本組入額:42 (注)3
新株予約権の行使の条件	(注)4
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については当社取締役会の承認を要する。(注)5
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)6

当事業年度の末日(2022年12月31日)における内容を記載しております。当事業年度の末日から提出日の前月末現在(2023年2月28日)において、記載すべき内容が当事業年度の末日における内容から変更がないため、提出日の前月末現在に係る記載を省略しております。また、2020年9月16日開催の取締役会決議により、2020年9月17日付で普通株式1株につき3株とする株式分割を、2021年2月12日開催の取締役会決議により、2021年4月1日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を、2021年11月12日開催の取締役会決議により、2022年1月1日付で普通株式1株につき2株とする株式分割を行っております。これにより、「新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)」、「新株予約権の行使時の払込金額(円)」、「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)」が調整されております。

(注)1. 新株予約権の目的である株式の種類及び数

- (1) 新株予約権1個あたり普通株式1株であり、新株予約権1個につき27円で有償発行しております。
- (2) 当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により目的である株式の数を調整するものとする。但し、かかる調整は新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的である株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てる。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

- (3) (注)1.(2)の他、(注)2.に定める行使価額の調整事由が生じた場合にも、各新株予約権につき調整後株式数に調整後行使価額を乗じた額が調整前株式数に調整前行使価額を乗じた額と同額になるよう各新株予約権の行使により発行される株式の数は適切に調整されるものとする。但し、かかる調整は新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的である株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てる。

2. 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

- (1) 各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式1株当たりの払込金額(以下「行使価額」という。)に当該新株予約権の目的である株式の数を乗じた金額とする。
- (2) 行使価額は、金1,000円とする。
- (3) 新株予約権発行後に、株式分割または株式併合が行われる場合、行使価額は次の算式により調整されるものとし、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

- (4) その他、新株予約権割当日後に、当社が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い新株予約権が承継される場合、または当社が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、当社は必要と認める行使価額の調整を行う。

3. 資本金および資本準備金に関する事項

- (1) 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果端数が生じたときは、その端数を切上げるものとする。
- (2) 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、(注)3.(1)記載の資本金等増加限度額から(注)3.(1)に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

4. 新株予約権の行使の条件

- (1) 本新株予約権者は、本新株予約権の割当日から行使期間の最終日までにおいて次に掲げる各事由が生じた場合には、新株予約権者は残存するすべての本新株予約権を行使することができない。

(注)2.において定められた行使価額を下回る価格を対価とする当社普通株式の発行等が行われた場合(払込金額が会社法第199条第3項・同第200条第2項に定める「特に有利な金額である場合」、株主割当てによる場合その他普通株式の株式価値とは異なると認められる価格で行われる場合を除く。)。本新株予約権の目的である当社普通株式が日本国内のいずれの金融商品取引所にも上場されていない場合、(注)2.において定められた行使価額を下回る価格を対価とする売買その他の取引が行われたとき(但し、資本政策目的等により当該取引時点における株式価値よりも著しく低いと認められる価格で取引が行われた場合を除く。)

本新株予約権の目的である当社普通株式が日本国内のいずれかの金融商品取引所に上場された場合、当該金融商品取引所における当社普通株式の普通取引の終値が、(注)2.において定められた行使価額を下回る価格となったとき。

本新株予約権の目的である当社普通株式が日本国内のいずれの金融商品取引所にも上場されていない場合、第三者評価機関等によりディスカウント・キャッシュ・フロー法並びに類似会社比較法等の方法により評価された株式評価額が(注)2.において定められた行使価額を下回ったとき(但し、株式評価額が一定の幅をもって示された場合、当社の取締役会が第三者評価機関等と協議の上本項への該当を判断するものとする。)

- (2) 新株予約権の相続は、新株予約権者の法定相続人に限りこれを認める。但し、当該法定相続人は、新株予約権者の死亡から6か月を経過した後は、当該新株予約権を行使することができない。

5. 新株予約権の取得条項

- (1) 当社は、以下の議案につき株主総会で承認された場合(株主総会決議が不要な場合は、取締役会で決議した場合は、取締役会が別途定める日に、新株予約権を無償で取得することができる。

当社が消滅会社となる合併契約承認の議案

当社が分割会社となる会社分割契約または会社分割計画承認の議案

当社が完全子会社となる株式交換契約または株式移転計画承認の議案

- (2) 当社は、新株予約権者が新株予約権の全部もしくは一部を放棄した場合、または新株予約権が失効した場合は、取締役会が別途定める日に、当該新株予約権を無償で取得することができる。

- (3) 当社は、新株予約権者が新株予約権割当契約書の条項に違反した場合、または(注)4.により新株予約権を行使することができなくなった場合は、取締役会が別途定める日に、無償で同人所有の新株予約権を取得することができる。

6. 組織再編に伴う新株予約権の承継

当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転(以上を総称して以下「組織再編行為」という。)をする場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権(以下「残存新株予約権」という。)の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社(以下「再編対象会社」という。)の新株予約権を以下の条件に沿ってそれぞれ交付する。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。但し、本号の取扱いは、本号に定める条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

交付する再編対象会社の新株予約権の数

残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。

新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案の上、(注)1. に準じて決定する。

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案の上調整した再編後の行使価額に(注)6. に従って決定される当該新株予約権の目的である株式の数を乗じて得られるものとする。

新株予約権を行使することができる期間

新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のいずれか遅い日から、新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。但し、行使期間の最終日が会社の休業日にあたる場合には、その前営業日を最終日とする。

譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の承認を要するものとする。

再編対象会社による新株予約権の取得

(注)5. に準じて決定する。

新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金に関する事項

(注)3. に準じて決定する。

第7回新株予約権

当社の代表取締役CEOである城口洋平は、当社グループの現在及び将来の取締役、執行役員及び従業員、並びにアドバイザー及びコンサルタント等の社外協力者（委託者である城口洋平を除きます。以下「役職員等」といいます。）に対する中長期的な企業価値向上へのインセンティブ付与を目的として、2018年9月10日開催の臨時株主総会決議に基づき、2018年9月10日付で植野泰幸を受託者として時価発行新株予約権信託^⑥を設定しており、当社は、受託者植野泰幸に対して、会社法に基づき2018年9月10日に第7回新株予約権を発行しております。

本信託（第7回新株予約権）は、当社グループの役職員等に対して、将来の功績に応じて、受託者植野泰幸に付与した第7回新株予約権210,000個を分配するというものであり、既存の新株予約権を用いたインセンティブ・プランと異なり、当社グループの役職員等に対して、将来の功績評価を基に、将来時点でインセンティブの分配の多寡を決定することを可能とし、より一層個人の努力に報いることができるようにするとともに、将来採用された当社グループの役職員等に対しても、関与時期によって過度に差が生じることなく同様の基準に従って新株予約権の分配を可能とするものであります。第7回新株予約権の分配を受けた者は、当該第7回新株予約権の発行要項及び取扱いに関する契約の内容に従って、当該新株予約権を行使することができます。

本信託（第7回新株予約権）は6つの契約（A01からA06まで）により構成され、概要は以下のとおりであります。

名称	時価発行新株予約権信託 ^⑥
委託者	城口洋平
受託者	植野泰幸
信託契約日（信託期間開始日）	2018年9月10日
信託の種類と新株予約権数	（A01～A05）各28,000個 （A06）70,000個
交付日	<p>新株予約権の交付対象者が決定される交付基準日は信託ごとに以下の日とする。但し、当該日において当社が上場してから6か月が経過していない場合には、上場後半年が経過する日の翌営業日までそれぞれ延期されるものとする。</p> <p>（A01）：2019年2月の最終営業日又は発行会社株式が金融商品取引所に上場した日から半年が経過した日の翌営業日のいずれか遅い日の正午</p> <p>（A02）：2020年2月の最終営業日又は発行会社株式が金融商品取引所に上場した日から半年が経過した日の翌営業日のいずれか遅い日の正午</p> <p>（A03）：2021年2月の最終営業日又は発行会社株式が金融商品取引所に上場した日から半年が経過した日の翌営業日のいずれか遅い日の正午</p> <p>（A04）：2022年2月の最終営業日又は発行会社株式が金融商品取引所に上場した日から半年が経過した日の翌営業日のいずれか遅い日の正午</p> <p>（A05）：2023年2月の最終営業日又は発行会社株式が金融商品取引所に上場した日から半年が経過した日の翌営業日のいずれか遅い日の正午</p> <p>（A06）：上記（A05）に定める交付基準時を含む事業年度内に開催される定時株主総会において取締役の選任が行われ、その後に開催される取締役会において新経営体制が確定した日の翌営業日</p>
信託の目的	（A01～A05）：第7回新株予約権28,000個 （A06）：第7回新株予約権70,000個

受益者適格要件	<p>受益候補者に対する第7回新株予約権の配分は、信託ごとに、当社の代表取締役（委託者は除きます。）、人事関連組織並びに財務関連組織を所管する責任者、及び独立性を有する社外役員2名以上（1名しか存在しない場合には社外役員1名に加えて顧問弁護士等の専門家1名を加えます。）によって構成される評価委員会によって、以下のとおり決定されます。</p> <p>（A01～A05）：各年度ごとに（1）受益候補者の業績や役職等に基づく配分、（2）採用等のイベントに際して付与されるインセンティブパッケージに基づく配分を行うものとし、</p> <p>（A06）：2023年3月末現在の当社等の役職員に対し、その後5年間にわたってのベスティング条項を付したうえで交付を行うものとし、その詳細については2023年度に評価委員会において決定されます。</p>
---------	--

第7回新株予約権の概要は以下のとおりであります。

決議年月日	2018年9月10日臨時株主総会
付与対象者の区分及び人数（名）	社外協力者 1
新株予約権の数（個）	154,705 [151,163]（注）1
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数（株）	普通株式 1,856,460 [1,813,956]（注）1
新株予約権の行使時の払込金額（円）	84（注）2
新株予約権の行使期間	自 2018年9月10日 至 2028年9月9日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）	発行価格：84 資本組入額：42 （注）3
新株予約権の行使の条件	（注）4
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については当社取締役会の承認を要する。（注）5
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	（注）6

当事業年度の末日(2022年12月31日)における内容を記載しております。当事業年度の末日から提出日の前月末現在(2023年2月28日)において、記載すべき内容が当事業年度の末日における内容から変更がないため、提出日の前月末現在に係る記載を省略しております。また、2020年9月16日開催の取締役会決議により、2020年9月17日付で普通株式1株につき3株とする株式分割を、2021年2月12日開催の取締役会決議により、2021年4月1日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を、2021年11月12日開催の取締役会決議により、2022年1月1日付で普通株式1株につき2株とする株式分割を行っております。これにより、「新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数（株）」、「新株予約権の行使時の払込金額（円）」、「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）」が調整されております。

（注）1．新株予約権の目的である株式の種類及び数

- （1）新株予約権1個あたり普通株式1株であり、新株予約権1個につき27円で有償発行しております。
- （2）当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により目的である株式の数を調整するものとする。但し、かかる調整は新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的である株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てる。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

- (3) (注) 1.(2)の他、(注) 2.に定める行使価額の調整事由が生じた場合にも、各新株予約権につき調整後株式数に調整後行使価額を乗じた額が調整前株式数に調整前行使価額を乗じた額と同額になるよう各新株予約権の行使により発行される株式の数は適切に調整されるものとする。但し、かかる調整は新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的である株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てる。

2. 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

- (1) 各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式1株当たりの払込金額(以下「行使価額」という。)に当該新株予約権の目的である株式の数を乗じた金額とする。
- (2) 行使価額は、金1,000円とする。
- (3) 新株予約権発行後に、株式分割または株式併合が行われる場合、行使価額は次の算式により調整されるものとし、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

- (4) その他、新株予約権割当日後に、当社が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い新株予約権が承継される場合、または当社が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、当社は必要と認める行使価額の調整を行う。

3. 資本金および資本準備金に関する事項

- (1) 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果端数が生じたときは、その端数を切上げるものとする。
- (2) 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、(注) 3.(1)記載の資本金等増加限度額から上記3.(1)に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

4. 新株予約権の行使の条件

- (1) 本新株予約権の割当を受けた者(以下、「受託者」という。)は、本新株予約権を行使することができず、かつ、本要項に別段の定めがある場合を除き、受託者より本新株予約権の付与を受けた者(以下、「本新株予約権者」という。)のみが本新株予約権を行使できることとする。
- (2) 本新株予約権者は、本新株予約権の割当日から行使期間の最終日までにおいて次に掲げる各事由が生じた場合には、新株予約権者は残存するすべての本新株予約権を行使することができない。

上記2において定められた行使価額を下回る価格を対価とする当社普通株式の発行等が行われた場合(払込金額が会社法第199条第3項・同第200条第2項に定める「特に有利な金額である場合」、株主割当てによる場合その他普通株式の株式価値とは異なると認められる価格で行われる場合を除く。)。本新株予約権の目的である当社普通株式が日本国内のいずれの金融商品取引所にも上場されていない場合、上記2において定められた行使価額を下回る価格を対価とする売買その他の取引が行われたとき(但し、資本政策目的等により当該取引時点における株式価値よりも著しく低いと認められる価格で取引が行われた場合を除く。)

本新株予約権の目的である当社普通株式が日本国内のいずれかの金融商品取引所に上場された場合、当該金融商品取引所における当社普通株式の普通取引の終値が、上記2において定められた行使価額を下回る価格となったとき。

本新株予約権の目的である当社普通株式が日本国内のいずれの金融商品取引所にも上場されていない場合、第三者評価機関等によりDCF法並びに類似会社比較法等の方法により評価された株式評価額が上記2において定められた行使価額を下回ったとき(但し、株式評価額が一定の幅をもって示された場合、当社の取締役会が第三者評価機関等と協議の上本項への該当を判断するものとする。)

- (3) 本新株予約権者は、本新株予約権を行使する時まで継続して、当社及びその関係会社の取締役及び従業員並びにアドバイザー及びコンサルタントであることを要する。但し、任期満了による退任、定年退職、その他正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りではない。
- (4) 新株予約権の相続は、新株予約権者の法定相続人に限りこれを認める。但し、当該法定相続人は、新株予約権者の死亡から6か月を経過した後は、当該新株予約権を行使することができない。

5. 新株予約権の取得条項

- (1) 当社は、以下の議案につき株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要な場合は、取締役会で決議した場合。）は、取締役会が別途定める日に、新株予約権を無償で取得することができる。
- 当社が消滅会社となる合併契約承認の議案
 - 当社が分割会社となる会社分割契約または会社分割計画承認の議案
 - 当社が完全子会社となる株式交換契約または株式移転計画承認の議案
- (2) 当社は、新株予約権者が新株予約権の全部もしくは一部を放棄した場合、または新株予約権が失効した場合は、取締役会が別途定める日に、当該新株予約権を無償で取得することができる。
- (3) 当社は、新株予約権者が新株予約権割当契約書の条項に違反した場合、または上記4により新株予約権を行使することができなくなった場合は、取締役会が別途定める日に、無償で同人所有の新株予約権を取得することができる。

6. 組織再編に伴う新株予約権の承継

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転（以上を総称して以下「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権（以下「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に沿ってそれぞれ交付する。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。但し、本号の取扱いは、本号に定める条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

交付する再編対象会社の新株予約権の数

残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。

新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案の上、上記1に準じて決定する。

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案の上調整した再編後の行使価額に上記6. に従って決定される当該新株予約権の目的である株式の数を乗じて得られるものとする。

新株予約権を行使することができる期間

新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のいずれか遅い日から、新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。但し、行使期間の最終日が会社の休業日にあたる場合には、その前営業日を最終日とする。

譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の承認を要するものとする。

再編対象会社による新株予約権の取得

上記5に準じて決定する。

新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金に関する事項

上記3に準じて決定する。

【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

【その他の新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4)【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総数 増減数(株)	発行済株式総 数残高(株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金 増減額 (千円)	資本準備金 残高 (千円)
2018年1月19日 (注)1	普通株式 30,000	普通株式 950,000 A種優先株式 240,000 B種優先株式 310,000 C種優先株式 30,000 D種優先株式 220,000	15,000	642,755	15,000	642,745
2018年9月28日 (注)2	A種優先株式 40,000 B種優先株式 200,000 E種優先株式 240,000	普通株式 950,000 A種優先株式 200,000 B種優先株式 110,000 C種優先株式 30,000 D種優先株式 220,000 E種優先株式 240,000	-	642,755	-	642,745
2018年12月13日 (注)3	普通株式 800,000	普通株式 1,750,000 A種優先株式 200,000 B種優先株式 110,000 C種優先株式 30,000 D種優先株式 220,000 E種優先株式 240,000	-	642,755	-	642,745

年月日	発行済株式総数 増減数(株)	発行済株式総 数残高(株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金 増減額 (千円)	資本準備金 残高 (千円)
2018年12月27日 (注)3	A種優先株式 200,000 B種優先株式 110,000 C種優先株式 30,000 D種優先株式 220,000 E種優先株式 240,000	普通株式 1,750,000	-	642,755	-	642,745
2019年3月1日 (注)4	普通株式 800,000 A種優先株式 200,000 B種優先株式 110,000 C種優先株式 30,000 D種優先株式 220,000 E種優先株式 240,000	普通株式 950,000 A種優先株式 200,000 B種優先株式 110,000 C種優先株式 30,000 D種優先株式 220,000 E種優先株式 240,000	-	642,755	-	642,745
2020年9月16日 (注)5	普通株式 800,000	普通株式 1,750,000 A種優先株式 200,000 B種優先株式 110,000 C種優先株式 30,000 D種優先株式 220,000 E種優先株式 240,000	-	642,755	-	642,745
2020年9月16日 (注)5	A種優先株式 200,000 B種優先株式 110,000 C種優先株式 30,000 D種優先株式 220,000 E種優先株式 240,000	普通株式 1,750,000	-	642,755	-	642,745
2020年9月17日 (注)6	普通株式 3,500,000	普通株式 5,250,000	-	642,755	-	642,745
2020年9月23日 (注)7	普通株式 450,000	普通株式 5,700,000	247,500	890,255	247,500	890,245
2020年12月22日 (注)8	普通株式 50,000	普通株式 5,750,000	13,800	904,055	13,800	904,045
2020年12月25日 (注)9	普通株式 31,476	普通株式 5,781,476	2,747	906,802	2,747	906,792
2021年1月19日 (注)9	普通株式 24,000	普通株式 5,805,476	3,284	910,086	3,284	910,076

年月日	発行済株式総数 増減数(株)	発行済株式総 数残高(株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金 増減額 (千円)	資本準備金 残高 (千円)
2021年1月20日 (注)10	普通株式 57,000	普通株式 5,862,476	15,732	925,818	15,732	925,808
2021年2月9日~2021 年3月31日 (注)9	普通株式 89,982	普通株式 5,952,458	11,244	937,062	11,244	937,052
2021年4月1日 (注)11	普通株式 5,952,458	普通株式 11,904,916	-	937,062	-	937,052
2021年4月13日~2021 年12月12日 (注)9	普通株式 2,078,094	普通株式 13,983,010	136,982	1,074,045	136,982	1,074,035
2021年12月13日 (注)12、15	普通株式 750,000	普通株式 14,733,010	1,957,425	3,031,470	1,957,425	3,031,460
2021年12月14日~2021 年12月31日 (注)9	普通株式 180	普通株式 14,733,190	4,585	3,036,055	4,585	3,036,045
2022年1月1日 (注)13	普通株式 14,733,190	普通株式 29,466,380	-	3,036,055	-	3,036,045
2022年1月1日~2022 年12月31日 (注)9	普通株式 610,260	普通株式 30,076,640	25,609	3,061,665	25,609	3,061,655

(注)1. 有償第三者割当

割当先 曾我野達也、伊與部誠、川西智也、伊藤一平、その他12名

発行価格 1,000円

資本組入額 500円

- 2018年9月25日開催の臨時株主総会、普通株主及び優先株主に係る各種類株主総会により、2018年9月28日付で新たにE種優先株式の発行を可能とする定款の一部変更を決議するとともに、発行済のA種優先株式及びB種優先株式の一部をE種優先株式へと内容の変更を行う決議をしております。これにより、発行済株式総数はA種優先株式が40,000株減少、B種優先株式が200,000株減少し、E種優先株式が240,000株増加しております。
- 定款及び2018年11月26日開催の取締役会決議に基づき、A種優先株式(200,000株)、B種優先株式(110,000株)、C種優先株式(30,000株)、D種優先株式(220,000株)、E種優先株式(240,000株)の全てを自己株式として取得し、対価として普通株式800,000株を交付しております。なお、当社が取得したA種優先株式、B種優先株式、C種優先株式、D種優先株式、E種優先株式につきましては、2018年12月27日開催の取締役会決議に基づき同日をもって全て消却しております。
- 2019年3月1日開催の臨時株主総会決議に基づき、同日付で、発行済の普通株式1,750,000株のうち800,000株をA種優先株式(200,000株)、B種優先株式(110,000株)、C種優先株式(30,000株)、D種優先株式(220,000株)、E種優先株式(240,000株)に内容の変更を行っております。
- 定款及び2020年9月1日開催の取締役会決議に基づき、A種優先株式(200,000株)、B種優先株式(110,000株)、C種優先株式(30,000株)、D種優先株式(220,000株)、E種優先株式(240,000株)の全てを自己株式として取得し、対価として普通株式800,000株を交付しております。なお、当社が取得したA種優先株式、B種優先株式、C種優先株式、D種優先株式、E種優先株式につきましては、2020年9月1日開催の取締役会決議に基づき2020年9月16日をもって全て消却しております。
- 株式分割(1:3)によるものであります。
- 第1回無担保転換社債型新株予約権付社債の行使による増加であります。
- 有償一般募集(ブックビルディング方式による募集)
発行価格 600円
引受価額 552円
資本組入額 276円
- 新株予約権の行使による増加であります。
- 有償第三者割当増資(オーバーアロットメントによる売出しに関連した第三者割当増資)
発行価格 552円
資本組入額 276円
割当先 みずほ証券株式会社
- 株式分割(1:2)によるものであります。

12. 有償一般募集（公募による新株発行）

発行価格	5,584円
発行価額	5,219.8円
資本組入額	2,609.9円
払込金額総額	3,914,850千円

13. 株式分割（1：2）によるものであります。

14. 2023年1月1日から2023年2月28日までの間に、新株予約権の行使により、発行済株式総数が42,504株、資本金及び資本準備金が3,665千円増加しております。

15. 2021年11月26日付「有価証券届出書（参照方式）」、2021年12月7日付「訂正有価証券届出書（参照方式）」並びに2021年12月7日付「発行価格及び売出価格等の決定のお知らせ」にて公表いたしました「今回の調達資金の使途」において変更が生じております。

1. 変更の理由

当社は2021年12月14日を受渡期日として、公募による新株式の発行（以下、「本件ファイナンス」）を行い、今後の成長に向けた投資資金を確保しました。本件ファイナンスを「成長へのセカンドステップ」と定義し、獲得した投資資金を、主に2022年度から2023年度にかけて重点的に充当することで、高い売上高成長率を継続し、売上高目標100億円の早期達成を目指していました。しかしながら、2022年2月24日のロシアによるウクライナ侵攻に起因する世界的な資源価格の高騰や、2022年3月16日に発生した福島沖地震による火力発電所の一時停止と厳寒に起因する卸電力市場価格（以下「JEPX価格」）の高騰等の影響により、電力会社にとっての電力調達価格が高止まりし、電力会社にとっては継続的な収支の「逆ざや」状態となっています。かかる状況により、電力会社としては新規ユーザーの申込受付停止や、事業撤退等による既存ユーザーとの電力供給契約の解約等、ユーザー獲得を大幅に抑制する動きを見せており、当社にとっての売上である、電力会社からのユーザー獲得に係る一時報酬が減額される蓋然性が高まっていました。このため当社では、エネルギープラットフォーム事業における短・中期的な売上拡大に資する施策のうち、2022年度中に予定していた「新規ユーザー獲得のための広告宣伝費等」について、電力会社におけるユーザー獲得意欲の減退により費用対効果が充分に見込めない状態であることを鑑み、外部環境が改善するまでの間、投資実行を留保すべきと判断し、本件ファイナンスによる調達資金の一部の充当時期を変更することといたしました。なお、その他の資金使途に変更はありません。

2. 変更の内容

資金充当時期の変更の内容は次のとおりです。変更箇所には下線を付しております。

（変更前）

具体的な使途	金額（千円）	充当予定時期
エネルギープラットフォーム事業におけるプロモーション及びセールス・マーケティング体制強化の投資に係る資金	1,200,000	2022年1月～2022年12月末

（変更後）

具体的な使途	金額（千円）	充当予定時期
エネルギープラットフォーム事業におけるプロモーション及びセールス・マーケティング体制強化の投資に係る資金	700,000	未定

1,200百万円のうち、エネルギープラットフォーム事業におけるプロモーション費用として300百万円（うち約220百万円は充当済み）、セールス・マーケティング体制強化の投資として200百万円（うち約69百万円は充当済み）は当初計画どおりに2022年1月から2022年12月に充当する方針です。そのため、今回の変更においては残額の700百万円のプロモーション費用の充当時期を変更するものとなります。

(5) 【所有者別状況】

2022年12月31日現在

区分	株式の状況（1単元の株式数100株）								単元未満株式の状況（株）
	政府及び地方公共団体	金融機関	金融商品取引業者	その他の法人	外国法人等		個人その他	計	
					個人以外	個人			
株主数（人）	-	9	22	123	44	83	14,133	14,414	-
所有株式数（単元）	-	15,922	11,449	12,474	79,354	30,996	149,880	300,075	69,140
所有株式数の割合（％）	-	5.31	3.82	4.16	26.44	10.33	49.95	100	-

(注) 自己株式128株は、「個人その他」に1単元、「単元未満株式の状況」に28株に含まれております。

(6) 【大株主の状況】

2022年12月31日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数（千株）	発行済株式（自己株式を除く。）の総数に対する所有株式数の割合（％）
城口 洋平	London, United Kingdom	5,604	18.64
有田 一平	東京都江東区	2,907	9.67
Energy Station Company Limited （常任代理人 みずほ証券株式会社）	FLATE, 29F, ALASSIO, 100 CAINE ROAD, HONG KONG	2,399	7.98
山口 貴弘	東京都港区	1,401	4.66
THE BANK OF NEW YORK 133652 （常任代理人 株式会社みずほ銀行）	BOULEVARD ANSPACH 1, 1000 BRUSSELS, BELGIUM	1,136	3.78
株式会社日本カストディ銀行（信託口）	東京都中央区晴海一丁目8番12号	868	2.89
株式会社 エプコ	東京都墨田区太平四丁目1番3号	720	2.39
THE BANK OF NEW YORK MELLON 140051 （常任代理人 株式会社みずほ銀行）	240 GREENWICH STREET, NEW YORK, NY 10286, U.S.A	642	2.14
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	東京都港区浜松町二丁目11番3号	573	1.91
楽天証券株式会社	東京都港区南青山二丁目6番21号	469	1.56
計	-	16,723	55.60

(注) 1. 上記大株主の状況は、2022年12月31日現在における株主名簿に基づいて記載しております。

- 株式会社カストディ銀行（信託口）の所有株式数のうち、信託業務に係る株式数は868,400株であり、それらの内訳は、投資信託設定分825,600株、年金信託設定分42,800株となっております。
- 日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）の所有株式数のうち、信託業務に係る株式数は565,800株であり、それらの内訳は、投資信託設定分469,300株、年金信託設定分96,500株となっております。
- 2023年1月10日付でSBI証券から提出された変更報告書（特例対象株券等）において、2022年12月30日現在で当社が2,364,300株（持株比率合計7.86%）を保有している旨が記載されており、2023年1月19日付で当社から提出された変更報告書（特例対象株券等）において、2023年1月13日現在で当社が2,358,800株（持株比率合計7.84%）を保有している旨が記載されており、2023年2月21日付で当社から提出された変更報告書（特例対象株券等）において、2023年2月15日現在で当社が2,403,600株（持株比率合計7.99%）を保有している旨が記載されており、2023年3月6日付で当社から提出された変更報告書（特例対象株券等）において、2023年2月28日現在で当社が2,399,100株（持株比率合計7.97%）を保有している旨が記載されておりますが、当事業年度末日時点の株主名簿上で確認することができませんので、上記大株主には含めておりません。

なお、その大量保有報告書の内容は次のとおりであります。

当社は、2022年1月1日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行っておりますが、下記の保有株券等の数は当該株式分割後の株式数を記載しております。

(2023年1月10日付提出分)

氏名又は名称	住所	保有株券等の数（株）	株券等保有割合（％）
株式会社SBI証券	東京都港区六本木一丁目6番1号	2,364,300	7.86

(2023年1月19日付提出分)

氏名又は名称	住所	保有株券等の数(株)	株券等保有割合(%)
株式会社SBI証券	東京都港区六本木一丁目6番1号	2,358,800	7.84

(2023年2月21日付提出分)

氏名又は名称	住所	保有株券等の数(株)	株券等保有割合(%)
株式会社SBI証券	東京都港区六本木一丁目6番1号	2,403,600	7.99

(2023年3月6日付提出分)

氏名又は名称	住所	保有株券等の数(株)	株券等保有割合(%)
株式会社SBI証券	東京都港区六本木一丁目6番1号	2,399,100	7.97

(7)【議決権の状況】

【発行済株式】

2022年12月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	-	-	-
議決権制限株式(自己株式等)	-	-	-
議決権制限株式(その他)	-	-	-
完全議決権株式(自己株式等)	普通株式 100	-	-
完全議決権株式(その他)	普通株式 30,007,400	300,074	完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であります。また、単元株式数は100株であります。
単元未満株式	普通株式 69,140	-	-
発行済株式総数	30,076,640	-	-
総株主の議決権	-	300,074	-

【自己株式等】

2022年12月31日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義所有株式数(株)	他人名義所有株式数(株)	所有株式数の合計(株)	発行済株式総数に対する所有株式数の割合(%)
ENECHANGE株式会社	東京都中央区京橋三丁目1番1号	100	-	100	0.00
計	-	100	-	100	0.00

2【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】

会社法第155条第7号に該当する普通株式の取得

(1)【株主総会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(2)【取締役会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(3)【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】

区分	株式数(株)	価格の総額(円)
当事業年度における取得自己株式	42	54,496
当期間における取得自己株式	-	-

(4)【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

区分	当事業年度		当期間	
	株式数(株)	処分価額の総額 (千円)	株式数(株)	処分価額の総額 (千円)
引き受ける者の募集を行った取得自己株式	-	-	-	-
消却の処分を行った取得自己株式	-	-	-	-
合併、株式交換、株式交付、会社分割に係る移転を行った取得自己株式	-	-	-	-
その他(-)	-	-	-	-
保有自己株式数	128	-	128	-

3【配当政策】

当社は、株主に対する利益還元を経営の重要課題の一つとして位置付けておりますが、創業して間もないことから、財務体質の強化に加えて事業拡大のための内部留保の充実等を図り、収益基盤の多様化や収益力強化のための投資に充当していくことが株主に対する最大の利益還元につながると考えております。

このことから創業以来配当は実施しておらず、当事業年度においても剰余金の配当は実施しておりません。今後においても当面の間は内部留保の充実を図る方針であります。なお、内部留保資金につきましては、財務体質の強化と人員の拡充・育成をはじめとした収益基盤の多様化や収益力強化のための投資に活用する方針であります。

将来的には、収益力の強化や事業基盤の整備を実施しつつ、内部留保の充実状況及び企業を取り巻く事業環境を勘案したうえで、株主に対して安定的かつ継続的な利益還元を実施する方針であります。本報告書提出日現在において配当実施の可能性及びその実施時期等については未定であります。

配当を行う場合には、期末配当にて年1回の剰余金の配当を行うことを基本方針としております。また、配当の決定機関は取締役会であります。なお、2020年9月1日開催の臨時株主総会決議により、会社法第459条第1項各号に定める事項については、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議によって定めることができる旨を定款に定めております。なお、剰余金の配当基準日は、期末配当は毎年12月31日、中間配当は毎年6月30日とする旨を定款に定めております。

4【コーポレート・ガバナンスの状況等】

(1)【コーポレート・ガバナンスの概要】

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

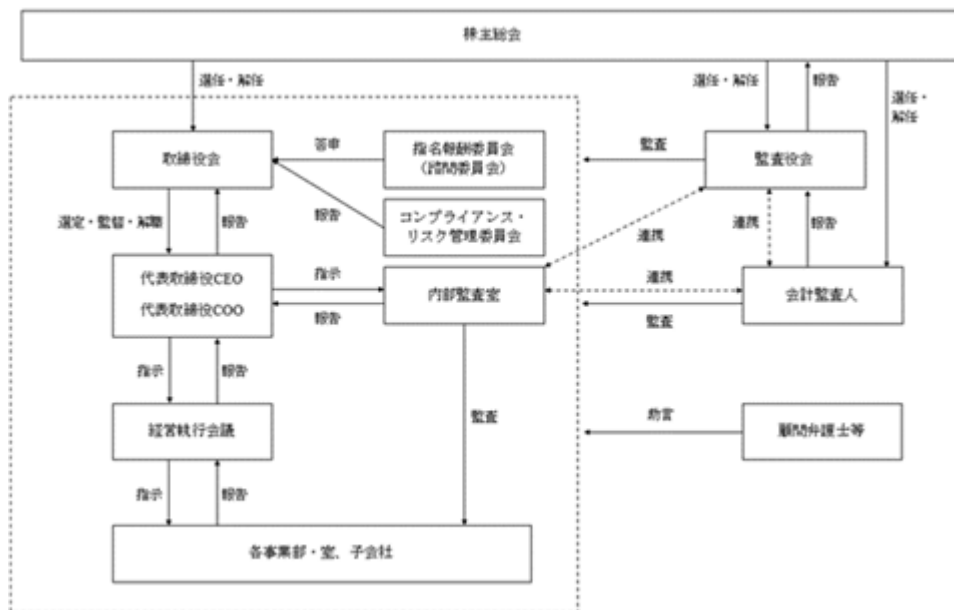
当社グループは、「Changing Energy for a Better World ~エネルギーの未来をつくる~」というミッションを掲げ、エネルギー革命の軸となる「エネルギーの4D」のDX（デジタルトランスフォーメーション）を実現するプラットフォームを提供しております。

このミッションの実現のため、取締役及び全従業員が法令・定款を遵守し、当社グループにおける「企業行動憲章」のもとにその職務を遂行し、企業活動を行っていくことで、経営の効率性及び透明性を高め、持続的な成長と企業価値の最大化を図ってまいります。

企業統治の体制

イ 企業統治の体制の概要

当社の企業統治の体制の模式図は以下のとおりです。



(イ) 会社の機関の内容

当社は、会社法に基づく機関として株主総会、取締役会、監査役会を設置しております。

取締役会においては、経営上の重要事項に係る意思決定を行うとともに、取締役の業務執行を監督しております。監査役が独立した立場から取締役の職務執行を監査する体制がコーポレート・ガバナンス強化を図るためには有効であると判断し、監査役会を設置しております。また当社では、取締役会の意思決定機能と監督機能の強化及び業務執行の分離・効率化を図るため、執行役員制度を導入しております。

a 取締役会

取締役会は、取締役5名（うち独立取締役として届出を行っている社外取締役が4名）で構成され、原則四半期に2回、その他必要に応じて臨時に開催しております。経営の基本方針、重要な業務執行に関する意思決定を行うとともに、取締役の業務執行の監督、報告を行っております。また、取締役会には監査役3名が出席し、取締役の業務執行の監査を行っております。

b 監査役会

当社は、監査役会制度を採用しております。監査役会は常勤監査役1名及び非常勤監査役2名で構成され、すべて社外監査役であります。監査役会は、原則月1回、その他必要に応じて開催しております。常勤監査役は、経営執行会議等社内の重要な会議への出席、重要書類の閲覧等監査手続を実施し、取締役の職務執行を監視しております。また、代表取締役、会計監査人、内部監査担当者と意見交換を行うことで情報収集に努め、監査機能の向上を図っております。

c 経営執行会議

当社では、取締役（社外取締役を除く）、執行役員及び常勤監査役が出席する経営執行会議を週1回開催し、事業の進捗状況の確認、課題の共有を行うとともに実務的な意思決定を機動的に行っております。

d コンプライアンス・リスク管理委員会

当社グループを取り巻くリスクを認識し、適切に対応するため、取締役、監査役、内部監査室長から構成されるコンプライアンス・リスク管理委員会を設置し、原則として四半期ごとに1回開催することとしております。コンプライアンス・リスク管理委員会では、当社及び当社子会社のリスク管理に必要な情報の共有化を図り、コンプライアンスに係る取組みを推進する他、コンプライアンス違反の事例が生じた場合に迅速な対応、事実関係の調査、再発防止の立案等を行います。

e 内部監査室

当社グループ全体の経営の効率性、適法性、健全性を確保するために、代表取締役直轄の部署として内部監査室を設置しております。当社は小規模組織のため、内部監査室には専任の担当者は配置しておらず、内部監査室長はCF0室従業員が兼務、内部監査補助者としてCF0室従業員が兼務しており、CF0室以外の内部監査を実施しております。CF0室への内部監査は、自己監査を避ける観点から、CF0室以外の事業部の従業員が担当しております。これら3名体制で、当社グループ全体に係る業務執行状況を監査しております。なお内部監査室長は、「内部監査規程」上必要に応じて代表取締役の承認を得て、内部監査補助者を任命することができます。

内部監査室では、監査計画に基づき、当社の全部門及び当社グループの子会社を対象として内部監査を実施しており、監査結果は、実施した都度、代表取締役及び実施部署へ報告を行い、監査役にも監査実施状況を報告しております。

f 指名・報酬委員会

当社は、取締役会の指名・報酬等に係る評価、決定プロセスの透明化及び客観性を担保することで、取締役会の機能の独立性、客観性と説明責任を強化し、当社グループのコーポレート・ガバナンス体制のより一層の充実を図ることを目的とし、取締役会の諮問機関として、任意の指名・報酬委員会を設置しており、取締役会の構成、取締役の個別指名、取締役の報酬構成・水準・総額上限等に関する原案等についての諮問に対する答申を行っております。なお、本書提出日現在の委員は、代表取締役の城口洋平、独立社外取締役の森曉彦及び坊垣佳奈の3名で、委員長は森曉彦が務めております。

g 会計監査人

当社は、有限責任 あずさ監査法人と監査契約を締結し、適時適切な監査が実施されております。なお、同監査法人及び当社監査に従事する同監査法人の業務執行社員と当社間には特別な利害関係はありません。

(ロ) 機関ごとの構成員 (は議長を指す)

役職名	氏名	取締役会	監査役会	経営執行 会議	コンプライア ンス・リスク 管理委員会	指名・報 酬 委員会
代表取締役CEO	城口 洋平					
取締役(社外)	藤田 研一	○				
取締役(社外)	森 暁彦 (注) 1					
取締役(社外)	坊垣 佳奈 (注) 2	○				○
取締役(社外)	安達 健祐 (注) 3	○				
常勤監査役 (社外)	日岡 篤史 (注) 4					
監査役(社外)	横山 敬子 (注) 5					
監査役(社外)	タム・ピーター (注) 6					

(注) 1. 株式会社リクルートホールディングス執行役員、株式会社リクルート取締役、RGF Staffing B.V. 取締役を兼務しております。

2. 株式会社マクアケの取締役を兼務しております。

3. 日本アルコール販売株式会社社外取締役を兼務しております。

4. スマートキャンプ株式会社及びA D X L 株式会社の監査役を兼務しております。

5. 株式会社nobi telの常勤監査役及び株式会社カラダノートの社外取締役を兼務しております。

6. ヴァスコ・ダ・ガマ法律会計事務所のパートナーを兼務しております。

(ハ) 当該体制を採用する理由

当社は、上記のとおり、株主総会、取締役会、監査役会、会計監査人を設置し、日常的な業務遂行を行う役割として経営執行会議、日常的な監査等を行う役割として内部監査室、取締役会の諮問機関としてコンプライアンス・リスク管理委員会及び指名・報酬委員会を配置しており、これらの各機関が相互に連携することによって、継続的に企業価値を向上させ、ガバナンス体制が有効に機能すると考え、現在の体制を採用しております。

ロ 内部統制システムの整備の状況

当社は、業務の適正性を確保するための体制として、「内部統制システム構築に関する基本方針」を定めており、当該方針に基づき内部統制システムの運用を行っております。

(イ) 当社及び子会社の取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

(a) 当社は、企業行動規範として、「コンプライアンス規程」をはじめとするコンプライアンス諸規程を整備するとともに、これらを遵守することを全取締役及び全従業員に徹底させる。

(b) 当社は、取締役会を設置し、法令・定款等の違反行為が発生した場合は、迅速に情報を把握し、その対処に努める。

(c) 当社は、「内部通報規程」に基づき内部通報制度を構築し、法令・定款違反行為を未然に防止する。

(d) 当社は、執行部門から独立した内部監査部門を置き、「内部監査規程」に基づき内部監査を実施する。監査業務により発覚したコンプライアンス違反を、取締役及び監査役に報告する。

(e) 当社は、適正な会計処理を確保し、財務報告の信頼性を向上させるため、経理及び決算業務並びに財務報告に関する規程やマニュアル等を制定するとともに、経理業務から独立した担当者が評価し、財務報告に係る内部統制の環境整備と有効性向上を図る。

(f) 反社会的勢力との一切の関係を遮断し、不当な要求等を受けた場合には毅然たる態度で対応するための制度を構築する。

(ロ) 当社の取締役の職務執行に関する情報の保存及び管理に関する体制

- (a) 当社は、「文書管理規程」に従い、経営一般に関する重要文書、決裁及び重要な会議に関する文書または財務・経理に関する文書等、取締役の職務の執行に係る情報を含む重要な文書等について、適切に作成、保存、授受及び廃棄する。
- (b) 当社は、前号の規程において、保存期間、文書種別責任者、文書等（電磁的記録を含む。以下同じ。）の保存及び廃棄の管理方法を定め、運用する。

(ハ) 当社及び子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- (a) 当社は、「リスク管理規程」において、種々のリスクを管理するための体制及びリスクマネジメントシステムを維持するための仕組等を定め、処々のリスクを定期的に、また、必要に応じて把握・評価する。
- (b) 当社は、(a)の方針に則り、各事業部長が全社的リスクにおいて各部門において顕在化している又は潜在的なリスクを識別及び分類する。
- (c) 各事業部長は、識別又は分類されたリスクに関して、経営執行会議へ報告する体制とし、経営執行会議は、報告されたリスクについて、評価を行ったうえで、必要と認めるリスクについてはコンプライアンス・リスク管理委員会に報告する。
- (d) 経営上の重大なリスクに対してはコンプライアンス・リスク管理委員会において十分な審議を行った上で、必要に応じて取締役会にて適切に対応する。

(ニ) 当社及び子会社の職務執行が効率的に行われることを確保するための体制

- (a) 取締役会を四半期に2回定期に開催するほか、必要に応じて臨時に開催し、機動的な意思決定を図る。
- (b) 取締役は、取締役会で定めた事業計画及び予算に基づき効率的な意思決定を行い、予算の進捗状況について取締役会に報告する。
- (c) 取締役会において月次業績のレビューを行い、改善策を策定する。
- (d) 「業務分掌一覧」「職務権限規程」を定め、業務執行を効率的に行うとともに必要に応じて適宜改正を行う。

(ホ) 当社及び子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するための体制

- (a) 子会社の業務の円滑と管理の適正化を目的として、「関係会社管理規程」を定める。
- (b) 当社は、取締役会等の重要な会議において、出席する子会社取締役より、子会社の営業成績、財務状況及びその他の重要な情報について報告を受ける。
- (c) 当社内部監査部門が子会社の業務執行、管理状況について内部監査を行い業務の適正を確保する体制を構築する。

(ヘ) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項、取締役からの独立性に関する事項、並びに当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

- (a) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めたとき、当社は、当社の使用人の中から監査役補助者を任命するものとする。
- (b) 監査役職務を補助すべき使用人の任命、異動等の人事に係る事項の決定については、監査役会の事前の同意を得るものとする。
- (c) 当社は、監査役職務を補助すべき使用人が置かれた場合、監査役の指揮命令に従うべき旨を当社の役職員に周知徹底する。

(ト) 当社及び子会社の取締役及び使用人等が監査役会に報告するための体制その他監査役会への報告並びに報告したことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

- (a) 取締役及び使用人は、監査役会の定めに従い、各監査役の要請に応じて必要な報告及び情報提供を行う。
- (b) 監査役への報告及び情報提供を以下のとおり行う。
 - ・取締役会での報告及び情報提供
 - ・各事業部長等へのヒアリング時の報告及び情報提供
- (c) 上記(a)(b)に基づき報告を行った従業員が、そのことを理由として、不利な取扱いを受けないように、当該従業員に対しては、「内部通報規程」に準じた当事者保護の措置をとるものとする。

(チ) 監査役が監査を実効的に行われることを確保するための体制

- (a) 監査役は、代表取締役と定期的に意見交換を行い、相互の意思疎通を図る。
- (b) 監査役は、会計監査人及び内部監査室と定期的に情報交換を行い、相互の連携を図る。

(c)監査役は、監査業務に必要と判断した場合は、弁護士、公認会計士、その他専門家の意見を聴取することができる。

(d)監査役は、取締役会への出席に加えて必要と認める社内の重要会議に出席し、重要事項の報告を受けるとともに、意見を述べることをとする。

(リ) 監査役の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の処理に関する事項

監査役が、その職務執行について生じる費用の前払又は償還等の請求をしたときは、当該監査役の職務執行に必要でないと認められた場合を除き、速やかに当該費用又は債務を処理する。

取締役及び監査役の責任免除の決定機関

当社は、取締役及び監査役が職務を遂行するにあたり、その能力を十分に発揮して、期待される役割を果たしうる環境を整備することを目的とし、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議によって同法第423条第1項の行為に関する取締役（取締役であった者を含む。）及び監査役の責任（監査役であった者を含む。）を、法令の限度において免除することができる旨定款に定めております。

非業務執行取締役及び監査役の責任限定契約

当社と取締役（業務執行取締役等を除く）及び監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、善意かつ無重過失の場合において、会社法第423条第1項の責任につき、会社法第425条第1項で定める最低責任額を限度とする旨の契約を締結しております。

役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は会社法第430条の3に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、当該保険により被保険者が負担することになる役員等がその職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずる損害を填補することとしております。当該役員等賠償責任保険契約の被保険者には当社取締役が含まれており、すべての被保険者について、その保険料を全額当社が負担しております

リスク管理体制の整備の状況

当社では、業務上発生する様々なリスクを認識し、管理するために四半期ごとに代表取締役CEOを委員長とするコンプライアンス・リスク管理委員会を開催しております。また、不測の事態が発生した場合においても、当該コンプライアンス・リスク管理委員会を開催し、迅速な対応を行い、損害の拡大を最小限に留めるとともに、再発防止策を策定し、各部署へ指示することとしております。なお、必要に応じ弁護士、公認会計士、税理士、社会保険労務士等の社外の専門家から助言を受ける体制を整えており、リスクの早期発見と未然防止に努めております。

子会社の業務の適正を確保するための体制整備の状況

当社では子会社の業務の適正を確保するために、「関係会社管理規程」に基づき、子会社の経営情報等を適宜把握できる体制を構築し、当社の取締役会及び経営執行会議において経営上の重要な事項の報告を行う等、経営状況のモニタリングを行っております。

なお、子会社の経理、財務等の業務については当社が業務委託を受けて実施しており、重要な管理機能については当社が有しております。

また、グループ中期経営計画の策定、内部監査部門を持たない子会社に対する内部監査を実施することで、子会社の業務が適正に運営されていることを確認する体制を構築し、業務の適正を確保しております。

取締役の定数等

イ 取締役及び監査役の定数

当社の取締役は10名以内、監査役は5名以内とする旨を定款で定めております。

ロ 取締役の選任の決議要件

当社は、取締役の選任にかかる決議について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う旨、及び累積投票によらない旨を定款で定めております。

株主総会の特別決議要件

当社は、会社法第309条第2項に定める株主総会の特別決議要件について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う旨を定款で定めております。これは株主総会における特別決議の定足数を緩和し、株主総会の円滑な運営を図るためであります。

取締役会で決議できる株主総会決議事項

イ 自己株式の取得

当社は、機動的な資本政策の遂行を可能とするため、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって、自己株式を取得することができる旨を定款で定めております。

ロ 剰余金の配当等の決定機関

当社は、株主への機動的な利益還元の実施を目的として、剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項について、法令に別段の定めがある場合を除き、株主総会の決議によらず取締役会の決議により定めることができる旨定款に定めております。

(2) 【役員の状況】

役員一覧

男性6名 女性2名 (役員のうち女性の比率25.0%)

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
代表取締役CEO	城口 洋平	1987年 8月 5日	2009年 4月 株式会社ミログ設立 代表取締役就任 2013年 6月 Cambridge Energy Data Lab Limited設立 Director就任 2015年 4月 当社 アドバイザー就任 2016年 3月 SMAP ENERGY LIMITED設立 アドバイザー就任 2017年 7月 当社 代表取締役就任(現任) 2017年 7月 SMAP ENERGY LIMITED CEO就任(現任) 2019年 8月 Japan Energy Capital合同会社 職務執行者就任(現任)	(注) 3	5,604,900
取締役	藤田 研一	1959年 3月 18日	1983年 4月 アルプス電気株式会社(現 アルプスアルパ イン株式会社)入社 1987年10月 Alpine electronics Gmbh(ドイツ)取締役 1997年 5月 株式会社UFJ総合研究所 入社 2007年 4月 シーメンスVDOオートモーティブ株式会社 代表取締役兼CEO 2009年10月 シーメンスAGエナジーセクター事業開発 ディレクター 2011年10月 シーメンス・ジャパン株式会社(現 シーメ ンス株式会社)専務執行役員 エナジーセク ターリード 2014年10月 シーメンス・ジャパン株式会社(現 シーメ ンス株式会社)専務執行役員 パワー&ガス 事業本部長、パワージェネレーション・ サービス事業本部長、風力発電&再生可能 エナジー事業本部長 2016年10月 シーメンス株式会社 代表取締役社長兼 CEO、パワー&ガス事業本部長、パワージェ ネレーション・サービス事業本部長兼任 2018年 3月 同社 エネジーマネジメント事業本部長、モ ビリティ事業本部長兼任 2020年 2月 シーメンスヘルスケア株式会社取締役兼任 2020年10月 シーメンス株式会社 代表取締役会長 2021年 3月 当社 取締役就任(現任)	(注) 3	52
取締役	森 暁彦	1980年 6月 4日	2001年10月 会計士補登録 2003年 4月 新日本監査法人 国際部(KPMG部門) (現有限責任あずさ監査法人) 入所 2003年 7月 あずさ監査法人 国際部(KPMG部門) (現有限責任あずさ監査法人) 入所 2005年 4月 公認会計士登録 2006年10月 ゴールドマン・サックス証券 株式会社 投資銀行部門 アドバイザリー・グループ 入社 2011年 8月 米国Goldman, Sachs & Co. 投資銀行部門 レバレッジド・ファイナンス部転籍 2012年 8月 ゴールドマン・サックス証券 株式会社 投資銀行部門 金融法人グループ転籍 2015年 7月 株式会社レノバ 執行役員CFO就任 2020年 3月 当社 取締役就任(現任) 2022年 4月 株式会社リクルートホールディングス 執 行役員就任(現任) 株式会社リクルート取締役(現任) RGF Staffing B.V.取締役(現任)	(注) 3	130,152

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
取締役	坊垣 佳奈	1983年8月2日	2006年4月 株式会社サイバーエージェント入社 2006年4月 株式会社サイバー・バス出向 2010年10月 同社取締役 2012年9月 株式会社グレンジ取締役 2013年5月 株式会社マクアケ取締役就任(現任) 2019年7月 情報経営イノベーション専門職大学客員教授(現任) 2022年3月 当社 取締役就任(現任)	(注)3	-
取締役	安達 健祐	1952年7月27日	1977年4月 通商産業省(現経済産業省)入省 2007年7月 経済産業省貿易経済協力局長 2008年7月 同省大臣官房長 2010年7月 同省経済産業政策局長 2011年8月 同省経済産業事務次官 2014年6月 旭化成株式会社社外取締役 東洋エンジニアリング株式会社社外取締役 2016年6月 株式会社商工組合中央金庫 代表取締役社長 2020年6月 株式会社ツガミ社外取締役(現任) 2021年6月 日本アルコール販売株式会社社外取締役(現任) 2023年3月 当社 取締役就任(現任)	(注)3	-
常勤監査役	日岡 篤史	1972年5月6日	1998年8月 株式会社神戸エコー 入社 2002年5月 株式会社プレステージ・ インターナショナル 入社 2006年6月 同社 常勤監査役就任 2009年7月 同社 米国現地法人 代表取締役社長兼CEO就任 2014年12月 同社 退社 2017年8月 スマートキャンプ株式会社 監査役就任(現任) 2020年3月 当社 常勤監査役就任(現任) 2021年4月 ADXL株式会社 監査役就任(現任)	(注)4	-
監査役	横山 敬子	1971年9月25日	1994年4月 株式会社コサカ入社 2003年11月 監査法人コスモス入所 2004年7月 監査法人トーマツ(現有限責任 監査法人トーマツ)入所 2007年5月 公認会計士登録 2016年7月 当社 常勤監査役就任 2020年2月 横山敬子公認会計士事務所 開業登録に伴い代表就任(現任) 2020年3月 当社 常勤監査役退任、当社 監査役 就任(現任) 2020年4月 株式会社nobitel 常勤監査役就任(現任) 2021年10月 株式会社カラダノート 社外取締役就任(現任)	(注)4	-
監査役	タム ピーター	1978年7月24日	2009年12月 弁護士登録(東京弁護士会所属) 2010年1月 森・濱田法律事務所 入所 2013年5月 ヴァスコ・ダ・ガマ法律会計事務所 入所 2016年7月 同法律会計事務所 パートナー就任 (現任) 2017年10月 当社 監査役就任(現任)	(注)4	-
					5,735,104

- (注) 1. 取締役 森 暁彦、藤田 研一、坊垣 佳奈、安達 健祐は、社外取締役です。
 2. 監査役 日岡 篤史、横山 敬子、タム・ピーターは、社外監査役です。
 3. 2023年3月30日開催の定時株主総会終結の時から2023年12月期に係る定時株主総会終結の時までです。
 4. 2020年9月1日開催の臨時株主総会終結の時から2023年12月期に係る定時株主総会終結の時までです。

社外役員の状況

本書提出日現在、当社の社外取締役は4名、社外監査役は3名であります。当社はこれら社外役員のうち、社外取締役4名、社外監査役3名を株式会社東京証券取引所に独立役員として届け出ております。

当社では社外取締役又は社外監査役を選任するための独立性に関する基準を定めており、選任にあたっては、経歴や当社との関係を踏まえて、当社経営陣から独立した立場で社外役員としての職務を遂行できるよう十分な独立性が確保されていることを前提とし、かつ株式会社東京証券取引所の定める独立役員の独立性に関する判断基準を参考にしております。

社外取締役藤田研一氏は、長年のエネルギー業界における経験やグローバル企業における主要役職での経験に基づく幅広い見識を有しており、当社の経営全般に関する助言が期待できることから、当社の経営やガバナンス強化を図れるものと考え、社外取締役に選任しております。なお、同氏は当社株式52株を所有しておりますが、当社との間で人的関係、資本的関係又は取引関係その他の利害関係はありません。

社外取締役森暁彦氏は、エネルギー業界における豊富な知見、経験を有しており、かつ、投資銀行での勤務や上場企業におけるCF0としての職務を通じた豊富な経営及び資本市場における経験、知見を有していることから、当社の経営やガバナンス強化を図れるものと考え、社外取締役に選任しております。なお、同氏は当社株式130,152株を所有しておりますが、当社との間で人的関係又は取引関係その他の利害関係はありません。

社外取締役坊垣佳奈氏は、長年のマーケティング領域における経験や、株式会社マクアケの共同創業者として上場企業へと成長させた経験に基づく幅広い見識により当社の経営全般に関する助言が期待でき、また、当社マーケティング体制の強化及び持続的な成長の前提となるダイバーシティの推進について、当社経営への貢献が期待できるものと考え、社外取締役に選任しております。なお、当社との間で人的関係、資本的関係又は取引関係その他の利害関係はありません。

社外取締役安達健祐氏は、長年のエネルギーをはじめとした経済産業行政における経験や上場企業における社外取締役での経験に基づく幅広い見識により当社の経営全般に関する助言が期待でき、経営の重要事項の決定及び業務執行の監督を行うにふさわしいと考え、社外取締役に選任しております。政府が推進するグリーントランスフォーメーションへの当社事業の貢献に向けて、経済産業行政での経験に基づいた、経営方針への助言に期待しております。なお、当社との間で人的関係、資本的関係又は取引関係その他の利害関係はありません。

社外監査役日岡篤史氏は、上場企業における会計・財務・人事に関する経験、知識を有しており、また、複数企業における監査役としての経験も有していることから、その実務経験を当社の監査体制に反映していただくことを期待して社外監査役に選任しております。なお、当社との間で人的関係、資本的関係又は取引関係その他の利害関係はありません。

社外監査役横山敬子氏は、公認会計士として会計・財務に関する経験、知識を有しており、また、監査法人において企業監査の豊富な経験を有していることから、その実務経験を当社の監査体制に反映していただくことを期待して社外監査役に選任しております。なお、当社との間で人的関係、資本的関係又は取引関係その他の利害関係はありません。

社外監査役タム・ピーター氏は弁護士であり、企業法務を専門とする日本法弁護士として法務に関する知見を有していることから、当社のコーポレート・ガバナンスの強化に向けて適宜提言等いただくことを期待して社外監査役に選任しております。なお、当社との間で人的関係、資本的関係又は取引関係その他の利害関係はありません。

社外取締役又は社外監査役による監督又は監査と内部監査、監査役監査及び会計監査との相互連携並びに内部統制部門との関係

社外取締役及び社外監査役は、取締役会やコンプライアンス・リスク管理委員会をはじめとする社内の重要会議に出席することにより会社の経営計画、コンプライアンスやリスク管理全般等に関する報告を受け、公正な立場から意見陳述するとともに取締役の職務執行を厳正に監督及び監査しております。また、社外監査役は監査役会のメンバーとして、内部監査計画及び監査結果の重要事項について監査役会において共有される等綿密な連携を保っております。

当社は、有限責任 あずさ監査法人と監査契約を締結し、当該監査法人より金融商品取引法に基づく会計監査を受けておりますが、当該監査法人は社外監査役を含む監査役会へ期初における監査計画の説明や期中・期末における監査の状況及び結果を報告するとともに意見交換等を行い、相互の連携を高めております。また、「(3) 監査の状況」に記載のとおり、内部監査室、監査役及び会計監査人は随時意見交換や情報共有を行う他、三者間ミーティングを行う等連携し、監査機能の向上を図っております。

(3) 【監査の状況】

監査役監査の組織、人員及び手続

イ 監査役監査の組織、人員及び手続

当社の監査役会は、常勤監査役1名、非常勤監査役2名の合計3名で構成され、全員が社外監査役です。3名はそれぞれ、上場企業の監査役経験者、公認会計士及び弁護士として豊富な実務経験と専門知識を有しており、うち公認会計士である1名は財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。各監査役は、監査役会で策定された監査計画に基づき、取締役会及びその他重要会議への出席や、重要書類の閲覧等を実施し、取締役の業務執行の監査を行っています。

ロ 当事業年度における監査役及び監査役会の活動状況

当社の監査役会は原則として月1回開催され、必要に応じて随時開催することとしております。当事業年度において当社は監査役会を月1回開催しており、個々の監査役の出席状況については次のとおりであります。

氏名	開催回数	出席回数
日岡 篤史	14	14
横山 敬子	14	14
タム ピーター	14	14

監査役会では、策定した監査計画に基づき実施した各監査役の監査業務の報告の他、リスク認識についてのディスカッション、内部監査室や会計監査人との情報共有、各取締役や執行役員等との意見交換等も実施しております。

また、常勤監査役は、経営執行会議その他重要会議に出席し、重要書類の閲覧、取締役からの聴取等を通じた監査を実施し、毎月開催する監査役会において情報共有を行い、協議しております。

内部監査の状況等

イ 内部監査の組織、人員及び手続

当社は、内部監査室を設置し、当社及び重要な子会社を対象とする内部監査を実施しております。当社は、小規模組織のため、内部監査専任の担当者を着任させておらず、代表取締役が任命する3名（CFO室から2名、CFO室以外から1名）による相互監査により監査・報告の独立性を確保しております。

内部監査室は、監査計画に従い、法令の遵守状況や業務活動の効率性、適正性等についての監査を実施し、結果を代表取締役に報告するとともに、監査対象となった各事業部署に対して業務改善等のための指示や指摘を行い、後日、改善状況を確認しております。

ロ 内部監査室、監査役及び会計監査人の相互連携の状況

監査役と内部監査室は、内部監査計画及び監査結果に関し、内部監査室が常勤監査役に報告し、重要事項については監査役会において共有しております。また、内部監査室、監査役及び会計監査人は随時意見交換や情報共有を行う他、三者間ミーティングを行う等連携し、監査機能の向上を図ると同時に、内部統制に関わる各部署から必要な情報提供を受け、内部統制に関する事項について意見交換を行っております。

内部監査室は、財務報告に係る内部統制評価の方法に関して会計監査人と連携を図りながら、整備及び運用の評価を実施しております。また、内部監査室は監査役会と連携を図りながら、各事業部署に対して内部統制全般に係る業務監査を実施し、代表取締役及び常勤監査役にその結果を報告しております。

会計監査の状況

イ 提出会社の監査公認会計士等

(イ) 監査法人の名称

有限責任 あずさ監査法人

(ロ) 継続監査期間

6年

(ハ) 業務を執行した公認会計士

業務執行社員 杉山正樹

業務執行社員 比留間郁夫

(ニ) 監査業務に関わる補助者の構成

公認会計士5名、その他6名

ロ 監査法人の選定方針と理由

当社は、会計監査人の選定につきまして、公益社団法人日本監査役協会が公表する「会計監査人の評価及び選定基準策定に関する監査役等の実務指針」を踏まえ、監査法人の品質管理体制、独立性、専門性、不正リスク対応、職務遂行状況、監査報酬の妥当性等を考慮し、選定することとしております。

有限責任 あずさ監査法人を会計監査人とした理由は、同監査法人の品質管理体制、独立性、専門性、不正リスク対応、職務遂行状況、監査報酬等を総合的に勘案した結果、適任と判断したためであります。また、解任及び不再任につきましては、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める、いずれかの事由に該当すると認められる場合、又は、公認会計士法に違反・抵触する状況にある場合、監査役会は、当該会計監査人の解任を検討し、解任が妥当と認められる場合には、監査役全員の同意に基づき会計監査人を解任します。さらに、監査役会は、会社計算規則に定める会計監査人の職務の遂行に関する事項について、適正に実施されることを確保できないと認められる場合、その他必要と判断される場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

ハ 監査役及び監査役会による監査法人の評価

当社の監査役及び監査役会は、公益社団法人日本監査役協会が公表する「会計監査人の評価及び選定基準策定に関する監査役等の実務指針」を踏まえ、会計監査人の品質管理体制、独立性、専門性、不正リスク対応、職務遂行状況等を確認し、会計監査人の評価を行っており、有限責任 あずさ監査法人は当社の会計監査人として適切であると判断しております。

監査報酬の内容等

イ 監査公認会計士等に対する報酬の内容

区分	前連結会計年度		当連結会計年度	
	監査証明業務に基づく報酬(千円)	非監査業務に基づく報酬(千円)	監査証明業務に基づく報酬(千円)	非監査業務に基づく報酬(千円)
提出会社	29,600	3,300	33,800	-
連結子会社	-	-	-	-
計	29,600	3,300	33,800	-

(前連結会計年度)

上記報酬の額以外に、前々連結会計年度に係る追加報酬4,500千円を会計監査人に支払っております。当社における非監査業務の内容は、公募増資に係るコンフォートレター作成業務であります。また、連結子会社における非監査業務に基づく報酬につきましては、該当事項はありません。

(当連結会計年度)

上記報酬の額以外に、前連結会計年度に係る追加報酬2,250千円を会計監査人に支払っております。

ロ 監査公認会計士等と同一のネットワークに対する報酬(イを除く)

該当事項はありません。

ハ その他の重要な監査証明業務に基づく報酬の内容

該当事項はありません。

ニ 監査報酬の決定方針

当社の監査報酬の決定方針は、監査日数、監査人員数、当社の規模、特性等を勘案したうえで、監査役会の同意のもと決定しております。

ホ 監査役会が会計監査人の報酬等に同意した理由

監査役会は、会計監査人の職務執行状況、監査計画の内容及び報酬見積りの算出根拠等を確認し、審議した結果、会社法第399条第1項の同意を行っております。

(4) 【役員の報酬等】

役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針

イ 役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針

当社役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針を定め、その内容は基本報酬と賞与から構成されております。当該方針に基づき、株主総会の決議により役員の報酬総額の上限を定めており、その範囲内で支給することとしております。基本報酬につきましては、取締役の職務執行の対価として、当該取締役の役位と役割貢献度に応じ、業界水準や当社業績等の事情を考慮し決定することとしております。賞与につきましては、当社業績及び各役員の業績への寄与度等を考慮し決定することとしております。なお、当社は役員の報酬等において業績連動報酬制度は採用しておりません。

当該事業年度に係る報酬等の額は、2022年3月30日の取締役会にて、個別の金額を開示したうえで固定報酬の付与を決議しており、取締役会はその内容が決定方針に沿うものであると判断しております。

他方、当社では株主の皆様との価値共有により、当社の株主価値の創出並びに毀損の防止、及び信用維持へのインセンティブを付与することを目的として、役員報酬等とは別に、当社代表取締役CEOの城口洋平が委託者となって設定された時価発行新株予約権信託^①を活用したインセンティブ・プランを導入しております。かかる考えのもと、当社では取締役のインセンティブと株主価値を連動させることを企図し、取締役に対して金銭による報酬以外に、指名・報酬委員会において審議された評価内容に基づく新株予約権の付与を行っております。当該新株予約権は、会社法上の報酬には該当しないものの、当社ビジョンの実現に向けたコーポレート・ガバナンスの確立においては意義があるものと考えております。

また、委託者である代表取締役CEOの城口洋平に対しては、長期にわたる株主価値創出に対してのコミットメントとインセンティブを担保する目的で、2018年から段階的に権利行使可能となる新株予約権を付与しております。これらの対応により、当面は新たな非金銭報酬等（株式報酬・ストックオプションを含む）の設定は不要と判断しております。

ロ 役員報酬等の決定プロセス

当社の取締役の報酬等に関する株主総会決議年月日は2020年3月31日であり、決議の内容は取締役年間報酬総額の上限を1億円以内とするものです。取締役の報酬等の額については、上記株主総会で決議された総枠の中で、取締役会にて当社の経営状況、個々の取締役の職責及び実績等を勘案し協議の上、決定しております。

また、当社の監査役の報酬等に関する株主総会決議年月日は2020年3月31日であり、決議の内容は監査役年間報酬総額の上限を3千万円以内とするものです。監査役の報酬等については上記株主総会で決議された総枠の中で監査役会にて協議の上、決定しております。

なお、上記の時価発行新株予約権信託^①を活用したインセンティブ・プランにおける対象者への具体的な配分については、交付ガイドラインに基づき、当社の代表取締役（委託者である城口洋平は除く）、人事関連組織並びに財務関連組織を所管する責任者、独立性を有する社外役員2名以上によって構成される評価委員会が決定することとしております。

役員の報酬の内容

イ 役員区分ごとの報酬等の総額、報酬等の種類別の総額及び対象となる役員の員数

(2022年12月期)

役員区分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額(千円)			対象となる 役員の員数 (名)
		固定報酬	業績連動報酬	退職慰労金	
取締役 (社外取締役を除く)	27,150	27,150	-	-	3
監査役 (社外監査役を除く)	-	-	-	-	-
社外取締役	5,700	5,700	-	-	5
社外監査役	12,840	12,840	-	-	3

ロ 役員ごとの連結報酬等の総額

連結報酬等の総額が1億円以上である者が存在しないため、記載を省略しております。

八 使用人兼務役員の使用人給与のうち、重要なもの
 該当事項はありません。

(5) 【株式の保有状況】

投資株式の区分の基準及び考え方

当社は、保有目的が純投資目的である投資株式と純投資目的以外の目的である投資株式の区分について、株式価値の変動又は配当金の受け取りによって利益確保を目的としている投資を純投資目的、それ以外を純投資目的以外と区分いたします。

保有目的が純投資目的以外の目的である投資株式

- イ 保有方針及び保有の合理性を検証する方法並びに個別銘柄の保有の適否に関する取締役会等における検証の内容
 当社は資本業務提携により中長期的な視点で当社の企業価値の向上をさせる株式を保有する方針としており、取締役会及び経営執行会議において、資本業務提携の必要性や保有リスク等を検証し、保有の適否を検討しております。

ロ 銘柄数及び貸借対照表計上額

	銘柄数 (銘柄)	貸借対照表計上額の 合計額(千円)
非上場株式以外の株式	1	129,250

(当事業年度において株式数が増加した銘柄)

	銘柄数 (銘柄)	株式数の増加に係る取得 価額の合計額(千円)	株式数の増加の理由
非上場株式以外の株式	1	100,627	資本業務提携による当社の事業規模 拡大を目的とした出資

(当事業年度において株式数が減少した銘柄)

該当事項はありません。

八 特定投資株式及びみなし保有株式の銘柄ごとの株式数、貸借対照表計上額等に関する情報

特定投資株式

銘柄	当事業年度	前事業年度	保有目的、定量的な保有 効果及び株式数が増 加した理由	当社の株式の 保有の有無
	株式数(株)	株式数(株)		
株式会社スマサポ	貸借対照表計上額 (千円)	貸借対照表計上額 (千円)	資本業務提携による当 社の事業規模拡大を目 的とした出資	無
	47,000	-		
	129,250	-		

保有目的が純投資目的である投資株式

該当事項はありません。

第5【経理の状況】

1．連結財務諸表及び財務諸表の作成方法について

- (1) 当社の連結財務諸表は、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和51年大蔵省令第28号）に基づいて作成しております。
- (2) 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」という。）に基づいて作成しております。
また、当社は、特例財務諸表提出会社に該当し、財務諸表等規則第127条の規定により財務諸表を作成しております。

2．監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、連結会計年度（2022年1月1日から2022年12月31日まで）の連結財務諸表及び事業年度（2022年1月1日から2022年12月31日まで）の財務諸表について、有限責任あずさ監査法人により監査を受けております。

3．連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みについて

当社は、連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みを行っております。具体的には、会計基準等の内容を適切に把握し、会計基準の変更等に迅速に対応できる体制を整備するため、公益財団法人財務会計基準機構に加入し、同機構等が主導する専門的な情報を有する団体等が主催するセミナーへの参加及び刊行物の定期購読等を行っております。

1【連結財務諸表等】

(1)【連結財務諸表】

【連結貸借対照表】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (2021年12月31日)	当連結会計年度 (2022年12月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	5,571,870	5,306,058
売掛金	435,264	-
売掛金及び契約資産	-	1,441,503
商品及び製品	-	122,908
前渡金	1,346	424,773
未収入金	12,839	233,419
未収消費税等	-	103,955
その他	61,420	137,842
貸倒引当金	6,258	4,386
流動資産合計	6,076,483	4,527,076
固定資産		
有形固定資産		
建物及び構築物(純額)	2,615,3	2,311,675
工具、器具及び備品(純額)	2,12,157	2,36,979
リース資産(純額)	-	2,24,333
建設仮勘定	-	31,764
有形固定資産合計	18,311	104,752
無形固定資産		
ソフトウェア	118,335	72,701
ソフトウェア仮勘定	38,441	31,709
のれん	368,775	702,039
その他	-	2,077
無形固定資産合計	525,552	808,528
投資その他の資産		
投資有価証券	4,299,120	4,112,590
差入保証金	29,890	191,876
その他	12,065	8,817
貸倒引当金	12,065	8,817
投資その他の資産合計	329,010	1,318,466
固定資産合計	872,874	2,231,747
資産合計	6,949,357	6,758,823

(単位：千円)

	前連結会計年度 (2021年12月31日)	当連結会計年度 (2022年12月31日)
負債の部		
流動負債		
買掛金	13,015	41,043
短期借入金	69,900	5,674,900
1年内返済予定の長期借入金	49,992	142,996
未払金	325,066	532,625
未払法人税等	124,008	36,291
前受金	7,158	70,431
販売促進引当金	505,506	449,057
その他	150,242	135,859
流動負債合計	1,184,889	2,083,205
固定負債		
長期借入金	950,008	1,136,845
繰延税金負債	-	13,812
その他	597	22,497
固定負債合計	950,605	1,173,154
負債合計	2,135,494	3,256,360
純資産の部		
株主資本		
資本金	3,036,055	3,061,665
資本剰余金	2,904,222	2,930,526
利益剰余金	1,059,241	2,438,533
自己株式	108	163
株主資本合計	4,880,929	3,553,495
その他の包括利益累計額		
その他有価証券評価差額金	82,704	208,127
為替換算調整勘定	7,522	149,733
その他の包括利益累計額合計	75,182	58,394
新株予約権	8,116	7,361
純資産合計	4,813,863	3,502,462
負債純資産合計	6,949,357	6,758,823

【連結損益計算書及び連結包括利益計算書】

【連結損益計算書】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (自 2021年1月1日 至 2021年12月31日)	当連結会計年度 (自 2022年1月1日 至 2022年12月31日)
売上高	3,018,003	1 3,734,068
売上原価	435,922	798,344
売上総利益	2,582,080	2,935,723
販売費及び一般管理費	2 2,541,205	2 4,057,427
営業利益又は営業損失()	40,875	1,121,703
営業外収益		
受取利息	13	36
受取手数料	252	479
特典失効益	10,111	6,069
為替差益	13,298	8,043
持分法による投資利益	3,612	9,034
補助金受贈益	-	194,593
その他	982	2,229
営業外収益合計	28,271	220,485
営業外費用		
支払利息	15,996	21,933
株式交付費	23,070	442
支払手数料	30,851	35,262
固定資産圧縮損	-	194,518
その他	1,629	3,289
営業外費用合計	71,547	255,445
経常損失()	2,400	1,156,664
特別利益		
固定資産売却益	-	3 493
持分変動利益	-	3,208
特別利益合計	-	3,701
特別損失		
減損損失	-	4 63,403
固定資産除却損	-	5 1,346
和解金	-	11,469
特別損失合計	-	76,219
税金等調整前当期純損失()	2,400	1,229,182
法人税、住民税及び事業税	83,014	76,891
法人税等調整額	171	8,986
法人税等合計	83,186	85,878
当期純損失()	85,586	1,315,060
親会社株主に帰属する当期純損失()	85,586	1,315,060

【連結包括利益計算書】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (自 2021年1月1日 至 2021年12月31日)	当連結会計年度 (自 2022年1月1日 至 2022年12月31日)
当期純損失()	85,586	1,315,060
その他の包括利益		
その他有価証券評価差額金	-	31,500
為替換算調整勘定	2,347	5,639
持分法適用会社に対する持分相当額	68,515	9,073
その他の包括利益合計	70,863	16,787
包括利益	156,450	1,298,272
(内訳)		
親会社株主に係る包括利益	156,450	1,298,272

【連結株主資本等変動計算書】

前連結会計年度（自 2021年1月1日 至 2021年12月31日）

（単位：千円）

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	906,802	906,792	973,654	-	839,939
当期変動額					
新株の発行	2,129,253	2,129,253			4,258,507
親会社株主に帰属する当期純損失（ ）			85,586		85,586
自己株式の取得				108	108
連結子会社株式の取得による持分の増減		131,823			131,823
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）					
当期変動額合計	2,129,253	1,997,430	85,586	108	4,040,989
当期末残高	3,036,055	2,904,222	1,059,241	108	4,880,929

	その他の包括利益累計額			新株予約権	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	為替換算調整勘定	その他の包括利益累計額合計		
当期首残高	-	1,725	1,725	14,250	852,464
当期変動額					
新株の発行					4,258,507
親会社株主に帰属する当期純損失（ ）					85,586
自己株式の取得					108
連結子会社株式の取得による持分の増減					131,823
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	82,704	9,248	73,456	6,133	79,590
当期変動額合計	82,704	9,248	73,456	6,133	3,961,398
当期末残高	82,704	7,522	75,182	8,116	4,813,863

当連結会計年度（自 2022年1月1日 至 2022年12月31日）

（単位：千円）

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	3,036,055	2,904,222	1,059,241	108	4,880,929
会計方針の変更による累積的影響額	-	-	64,231	-	64,231
会計方針の変更を反映した当期首残高	3,036,055	2,904,222	1,123,472	108	4,816,697
当期変動額					
新株の発行	25,609	25,609			51,219
親会社株主に帰属する当期純損失（ ）			1,315,060		1,315,060
自己株式の取得				54	54
その他資本剰余金の増減		694			694
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）					
当期変動額合計	25,609	26,303	1,315,060	54	1,263,201
当期末残高	3,061,665	2,930,526	2,438,533	163	3,553,495

	その他の包括利益累計額			新株予約権	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	為替換算調整勘定	その他の包括利益累計額合計		
当期首残高	82,704	7,522	75,182	8,116	4,813,863
会計方針の変更による累積的影響額	-	-	-	-	64,231
会計方針の変更を反映した当期首残高	82,704	7,522	75,182	8,116	4,749,631
当期変動額					
新株の発行					51,219
親会社株主に帰属する当期純損失（ ）					1,315,060
自己株式の取得					54
その他資本剰余金の増減					694
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	125,422	142,210	16,787	754	16,032
当期変動額合計	125,422	142,210	16,787	754	1,247,168
当期末残高	208,127	149,733	58,394	7,361	3,502,462

【連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (自 2021年1月1日 至 2021年12月31日)	当連結会計年度 (自 2022年1月1日 至 2022年12月31日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前当期純損失()	2,400	1,229,182
減価償却費	57,907	54,792
のれん償却額	8,994	66,274
減損損失	-	63,403
支払利息	15,996	21,933
為替差損益(は益)	16,098	8,043
補助金受増益	-	194,593
固定資産圧縮損	-	194,518
特典失効益	10,111	6,069
持分法による投資損益(は益)	3,612	9,034
持分変動損益(は益)	-	3,208
和解金	-	11,469
株式交付費	23,070	442
貸倒引当金の増減額(は減少)	17,820	1,872
販売促進引当金の増減額(は減少)	442,524	50,379
営業保証金の増減額(は増加)	-	130,000
売上債権の増減額(は増加)	166,293	125
前渡金の増減額(は増加)	1,220	423,427
棚卸資産の増減額(は増加)	-	123,438
未収消費税等の増減額(は増加)	-	103,955
仕入債務の増減額(は減少)	5,611	28,028
未払金の増減額(は減少)	120,117	202,066
前受金の増減額(は減少)	6,117	957
その他の資産の増減額(は増加)	32,219	92,314
その他の負債の増減額(は減少)	33,731	36,364
その他	13	22,011
小計	499,921	1,731,686
受取利息及び受取配当金	13	37
利息の支払額	16,005	21,211
和解金の支払額	-	11,469
法人税等の支払額	2,236	146,601
営業活動によるキャッシュ・フロー	481,692	1,910,932
投資活動によるキャッシュ・フロー		
有形固定資産の取得による支出	11,267	277,558
無形固定資産の取得による支出	64,917	44,344
投資有価証券の取得による支出	573,267	814,829
投資有価証券の払戻による収入	386,734	35,391
差入保証金の差入による支出	15,000	32,041
連結の範囲の変更を伴う子会社株式の取得による支出	² 276,507	² 81,414
事業譲受による支出	-	³ 300,000
その他	1,277	31,895
投資活動によるキャッシュ・フロー	552,946	1,546,692

(単位：千円)

	前連結会計年度 (自 2021年1月1日 至 2021年12月31日)	当連結会計年度 (自 2022年1月1日 至 2022年12月31日)
財務活動によるキャッシュ・フロー		
短期借入金の純増減額(は減少)	-	665,000
長期借入れによる収入	250,000	340,000
長期借入金の返済による支出	44,508	60,159
株式の発行による収入	3,923,243	-
連結の範囲の変更を伴わない子会社株式の取得による支出	131,823	-
新株予約権の行使による株式の発行による収入	306,059	50,022
その他	-	36,408
財務活動によるキャッシュ・フロー	4,302,971	958,454
現金及び現金同等物に係る換算差額	5,702	5,641
現金及び現金同等物の増減額(は減少)	4,237,421	2,504,812
現金及び現金同等物の期首残高	1,334,449	5,571,870
現金及び現金同等物の期末残高	1 5,571,870	1 3,067,058

【注記事項】

(連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項)

1. 連結の範囲に関する事項

連結子会社の数 2社

連結子会社の名称

SMAP ENERGY LIMITED

ENECHANGE EV ラボ株式会社

(連結範囲の変更)

オーベラス・ジャパン株式会社につきましては、2022年5月1日付で当社へ吸収合併したため、連結の範囲から除外いたしました。また、新電力コム株式会社については、2022年7月29日に全株式を取得し、同社を連結子会社としましたが、2022年12月28日付で当社へ吸収合併したため、連結の範囲から除外いたしました。さらに、2022年10月3日にENECHANGE EV ラボ株式会社を新規に設立したため、連結の範囲に含めております。

2. 持分法の適用に関する事項

(1) 持分法適用の関連会社数 2社

関連会社の名称 Japan Energy Capital 1 L.P.

Japan Energy Capital 2 L.P.

(持分法適用会社の範囲の変更)

Japan Energy Capital 2 L.P.につきましては、前連結会計年度は持分法を適用しない関連会社としておりましたが、新たに出資を引受けたことにより持分が増加したことから、当連結会計年度より持分法適用の関連会社に含めております。

(2) 持分法を適用していない関連会社の名称等

持分法を適用していない関連会社の名称

Japan Energy Capital合同会社

(持分法を適用していない理由)

当社からの出資が行われておらず、連結財務諸表に及ぼす影響はないため、持分法の適用範囲から除外しております。

3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の事業年度の末日は、すべて連結決算日と一致しております。

4. 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

その他有価証券

・市場価格のない株式等以外のもの

時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)を採用しております。

・市場価格のない株式等

移動平均法による原価法を採用しております。

棚卸資産の評価基準及び評価方法

・商品及び製品

移動平均法による原価法(貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)を採用しております。

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

有形固定資産(リース資産を除く)

当社及び国内連結子会社は主に定率法を採用しております。在外連結子会社は定額法によっております。ただし、2016年4月1日以降に取得した建物附属設備については定額法によっております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物及び構築物 2年～15年

工具、器具及び備品 3年～5年

無形固定資産（リース資産及びのれんを除く）

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年以内)に基づいております。

リース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

(3) 重要な引当金の計上基準

貸倒引当金

売上債権等の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

販売促進引当金

販売促進を目的として行う特典の付与による支出に備えるため、将来発生見込額を販売促進引当金として計上しております。

(4) 重要な収益及び費用の計上基準

当社及び連結子会社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。

なお、当社グループが認識した収益に係る対価は、通常、履行義務の充足から1年以内に受領しており、重大な金融要素は含まれておりません。

エネルギープラットフォーム事業

エネルギープラットフォーム事業は消費者向け電力・ガス切替サービス「エネチェンジ」、「エネチェンジBiz」等の運営を行っており、提携企業から切替申込時の一時報酬及び、切替済みユーザーの電気・ガス料金に基づいて支払われる継続報酬を受領しております。一時報酬は一時点で履行義務を充足すると判断しており、電力・ガスの切替が行われた際に収益を認識しております。継続報酬は一定の期間にわたり履行義務が充足されると判断しており、電気・ガスの供給に応じて収益を認識しております。

エネルギーデータ事業

エネルギー事業者向けクラウド型DXサービス「エネチェンジクラウドMarketing（注1）」、「エネチェンジクラウドDR（注2）」等の運営を行っており、顧客から月額システム利用料である継続報酬及び、カスタマイズ・コンサルティング料等の一時報酬を受領しております。継続報酬は一定期間にわたり履行義務が充足されると判断しており、契約期間に応じて収益を認識しております。一時報酬は一時点で履行義務を充足すると判断しており、顧客へのサービス提供が行われた際に収益を認識しております。サービス導入時の初期開発及び導入後における追加開発は、サービスの提供と一体の履行義務として認識し、サービスの契約期間に応じて収益を認識しております。

EV充電事業

「EV充電エネチェンジ」のブランド名による、EV充電サービスの提供を行っております。EV充電器の販売及び設置工事では、顧客にEV充電器が利用可能となった時点で履行義務を充足すると判断しており、その時点で収益を認識しております。EVの充電サービスの提供では一定期間にわたり履行義務が充足されると判断しており、顧客のEVを充電するサービスの利用に応じて収益を認識しております。

(注) 1. EMAPより名称変更。

2. SMAP DRより名称変更

(5) のれんの償却方法及び償却期間

投資の効果が見込まれる期間を見積もり、8年以内の定額法により償却を行っております。

(6) 重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算の基準

外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。なお、在外子会社等の資産及び負債は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、収益及び費用は期中平均相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定に含めて計上しております。

(7) 連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なり
 スクしか負わない取得日から3か月以内に償還期限の到来する短期投資からなっております。

(重要な会計上の見積り)

1. のれんの評価

当社グループは、新規事業展開を目的として、複数の会社に対して合併等による企業結合を行っており、当
 連結会計年度末の連結貸借対照表において、次のとおりのれんを計上しております。

(1) 当連結会計年度の連結財務諸表に計上した金額

(単位：千円)

	前連結会計年度	当連結会計年度
のれん	368,775	702,039
うち、オーベラス・ジャパン株式会社	368,775	314,653

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

算定方法及び主要な仮定

のれんについては、のれんが生じている各被取得企業の事業を一つのグルーピング単位(以下、「各事
 業」といいます。)として、各事業の事業計画の達成状況をモニタリングすることによって、減損の兆候
 の有無を検討しております。減損の兆候を把握した場合には、各事業から得られる割引前将来キャッ
 シュ・フローの総額を各事業の事業計画に基づき算定し、帳簿価額と比較して減損損失を認識するかどうかの
 判定をしております。減損損失を認識すべきと判定された場合、当該のれんについては、回収可能価
 額まで減額し、減損損失として認識することとしております。

割引前将来キャッシュ・フロー算定の基礎となる各事業の事業計画は、新規獲得顧客数及び解約数、経
 営環境等といった経営者による仮定により策定されており、将来の不確実な市場環境や競争環境の変化等
 により、当該仮定の見直しが必要となった場合には翌連結会計年度の連結財務諸表における、のれんの金
 額に重要な影響を与える可能性があります。

翌年度の連結財務諸表に与える影響

取得時の仮定に用いた新規獲得顧客数の大幅な未達や、予想を上回る解約、また経営環境の悪化などに
 より、減損損失を計上する可能性があります。

2. 販売促進引当金の計上

当社は、当社の提供する切替プラットフォーム上で行う電気・ガス契約の切替を行ったユーザーに対し、切
 替から一定期間を経過した後、ギフト券やキャッシュバック等の特典の付与を行うことがあります。ユーザー
 の切替時点で当社の売上は計上される一方で、当該特典の付与に伴う費用発生は将来時点となることから、売
 上計上時点において販売促進引当金を計上しております

(1) 当連結会計年度の連結財務諸表に計上した金額

(単位：千円)

	前連結会計年度	当連結会計年度
販売促進引当金	505,506	449,057

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

算定方法及び主要な仮定

販売促進引当金は、当社の提供する切替プラットフォーム上で行われたユーザーの電気・ガス契約の切
 替実績に基づく将来の特典付与予定額に、過去の実績を基に見積もった特典発行率を乗じて算定しており
 ます。特典は切替後一定期間を経過した後、ユーザーからの申請に基づき付与します。特典を申請できる期
 間には期限を設けており、期限を過ぎればユーザーの特典を受ける権利は失効します。特典の金額は、契
 約する事業者ごとに異なり、同じ事業者でも時期によって特典金額を変更する場合があります。

特典付与予定額は、特典の付与を受ける権利の行使期間が未到来となっているもの、及び、権利行使期
 間にあるものの権利未行使となっているものの総額です。

特典発行率は、付与する特典金額の多寡により異なる傾向があるため、特典金額を一定の金額区分ごと
 に分けて見積もっております。また、ユーザーが特典の付与を受ける権利を行使する傾向は過去実績と同
 水準であるとの仮定に基づき、直近1年間の平均発行率をもとに算出した想定発行率(特典金額の区分ごと
 に算出)を基礎に見積もっております。

翌年度の連結財務諸表に与える影響

販売促進引当金の算定基礎である特典発行率は過去の実績に基づいており、今後ユーザーの特典を受け権利行使の動向に変動が生じた場合には、計上した販売促進引当金の額と実際の特典発行額に乖離が生じ、翌年度の連結財務諸表において、販売促進引当金の増加又は戻入の金額に重要な影響を与える可能性があります。

(会計方針の変更)

(収益認識に関する会計基準等の適用)

「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。)等を当連結会計年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することとしております。

これにより、エネルギーデータ事業の取引のうち、従来「エネチェンジクラウドMarketing」サービス及び「エネチェンジクラウドDR」サービスに関して、導入時の初期開発及び導入後における追加開発と、サービスの提供を別々の履行義務とし、サービス導入時の初期開発及び導入後における追加開発は顧客の検収時に収益を計上し、サービスの提供は契約期間に応じて収益を計上していましたが、サービス導入時の初期開発及び導入後における追加開発と、サービスの提供を一体の履行義務として認識し、サービスの契約期間に応じて収益を認識する方法に変更しております。

収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っており、当連結会計年度の期首より前に新たな会計方針を遡及適用した場合の累積的影響額を、当連結会計年度の期首の利益剰余金に加減し、当該期首残高から新たな会計方針を適用しております。

ただし、収益認識会計基準第86項に定める方法を適用し、当連結会計年度の期首より前までに従前の取扱いに従ってほとんどすべての収益の額を認識した契約に、新たな会計方針を遡及適用しておりません。また、収益認識会計基準第86項また書き(1)に定める方法を適用し、当連結会計年度の期首より前までに行われた契約変更について、すべての契約変更を反映した後の契約条件に基づき、会計処理を行い、その累積的影響額を当連結会計年度の期首の利益剰余金に加減しております。

この結果、当連結会計年度の売上高は33,586千円増加し、営業損失、経常損失及び税金等調整前当期純損失はそれぞれ33,586千円減少しております。また、利益剰余金の当期首残高は64,231千円減少しております。

収益認識会計基準等を適用したため、前連結会計年度の連結貸借対照表において、「流動資産」に表示していた「売掛金」は、当連結会計年度より「売掛金及び契約資産」に含めて表示することといたしました。なお、収益認識会計基準第89-2項に定める経過的な取扱いに従って、前連結会計年度について新たな表示方法により組替えを行っておりません。また、「収益認識に関する会計基準」第89-3項に定める経過的な取扱いに従って、前連結会計年度に係る「収益認識関係」注記については記載しておりません。

(時価の算定に関する会計基準等の適用)

「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。)等を当連結会計年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 2019年7月4日)第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することとしております。これによる時価の算定方法に重要な変更はありません。

また、「金融商品関係」注記において、金融商品の時価レベルごとの内訳等に関する事項等の注記を行うことといたしました。ただし、「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第19号 2019年7月4日)第7-4項に定める経過的な取扱いに従って、当該注記のうち前連結会計年度に係るものについては記載しておりません。

(未適用の会計基準等)

- ・「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第31号 2021年6月17日 企業会計基準委員会)

(1) 概要

「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準委員会 企業会計基準適用指針第31号)の2021年6月17日の改正は、2019年7月4日の公表時において、「投資信託の時価の算定」に関する検討には、関係者との協議に一定の期間が必要と考えられるため、また、「貸借対照表に持分相当額を純額で計上する組合等への出資」の時価の注記についても、一定の検討を要するため、「時価の算定に関する会計基準」公表後、概ね1年をかけて検討を行うこととされていたものが、改正され、公表されたものです。

(2) 適用予定日

2023年12月期の期首から適用します。

(3) 当該会計基準等の適用による影響

「時価の算定に関する会計基準の適用指針」の適用による連結財務諸表に与える影響については、現時点で評価中であります。

(表示方法の変更)

(連結貸借対照表関係)

前連結会計年度において、「流動資産」の「その他」に含めていた「前渡金」及び「未収入金」、また「投資その他の資産」の「その他」に含めていた「差入保証金」は、金額的重要性が増したため、当連結会計年度より独立掲記することとしました。この表示方法の変更を反映させるため、前連結会計年度の連結財務諸表の組替を行っております。

この結果、前連結会計年度の連結財務諸表において、「流動資産」の「その他」に表示していた75,606千円は、「前渡金」1,346千円、「未収入金」12,839千円、「その他」61,420千円として組替えております。また、「投資その他の資産」の「その他」に表示していた41,955千円は、「差入保証金」29,890千円、「その他」12,065千円として組み替えております。

(連結キャッシュ・フロー計算書)

前連結会計年度において、「営業活動によるキャッシュ・フロー」の「その他の資産の増減額(は減少)」に含めていた「前渡金の増減額(は増加)」は、金額的重要性が増したため、当連結会計年度より独立掲記することとしました。この表示方法の変更を反映させるため、前連結会計年度の連結財務諸表の組替を行っております。

この結果、前連結会計年度の連結キャッシュ・フロー計算書において、「営業活動によるキャッシュ・フロー」の「その他の資産の増減額(は減少)」に表示していた33,440千円は、「前渡金の増減額(は増加)」1,220千円、「その他の資産の増減額(は減少)」32,219千円として組み替えております。

(連結貸借対照表関係)

- 1 売掛金及び契約資産のうち、顧客との契約から生じた債権の金額は、連結財務諸表「注記事項（収益認識関係）3.（1）顧客との契約から生じた債権及び契約負債の残高」に記載しております。

2 有形固定資産の減価償却累計額

	前連結会計年度 (2021年12月31日)	当連結会計年度 (2022年12月31日)
有形固定資産の減価償却累計額	59,010千円	40,087千円

3 圧縮記帳

国庫補助金等により有形固定資産の取得価額から控除している圧縮記帳額は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (2021年12月31日)	当連結会計年度 (2022年12月31日)
建物及び構築物	- 千円	194,518千円
計	-	194,518

4 関連会社に対するものは、次のとおりであります。

	前連結会計年度 (2021年12月31日)	当連結会計年度 (2022年12月31日)
投資有価証券（出資金）	299,120千円	864,640千円

5 担保資産及び担保付債務

担保に供している資産は、次のとおりであります。

	前連結会計年度 (2021年12月31日)	当連結会計年度 (2022年12月31日)
現金及び預金	- 千円	- 千円
計	-	-

担保付債務は、次のとおりであります。

	前連結会計年度 (2021年12月31日)	当連結会計年度 (2022年12月31日)
短期借入金	- 千円	315,000千円
計	-	315,000

6 当座貸越契約

当社グループは、運転資金の効率的な調達を行うため、取引金融機関2行と当座貸越契約を締結しております。当該契約に基づく連結会計年度末の借入未実行残高は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (2021年12月31日)	当連結会計年度 (2022年12月31日)
当座貸越契約の総額	300,000千円	300,000千円
借入実行残高	9,900	9,900
差引額	290,100	290,100

7 コミットメント型シンジケートローン契約

当社は、設備投資そのほかの所要資金調達のため、2022年12月27日付で株式会社三井住友銀行をアレンジャーとする取引銀行等7社と総額1,500,000千円のコミットメント型シンジケートローン契約を締結しております。当該契約に基づく当連結会計年度末の借入未実行残高は次のとおりであります。

なお、本契約につきましては、以下の財務制限条項が付されております。

2023年12月期末日及びそれ以降の各事業年度末日における連結貸借対照表に記載される純資産の部の合計金額を、2022年12月期末日における連結貸借対照表に記載される純資産の部の合計金額の75%に相当する金額、又は直近の事業年度末日における連結貸借対照表に記載される純資産の部の合計金額の75%に相当する金額のうち、いずれか高いほうの金額以上に維持すること。

2023年12月期末日及び2024年12月期末日における連結損益計算書に記載される経常損益を連続して損失としないこと。

	前連結会計年度 (2021年12月31日)	当連結会計年度 (2022年12月31日)
コミットメント型シンジケート ローンの借入限度額	- 千円	1,500,000千円
借入実行残高	-	315,000
差引額	-	1,185,000

(連結損益計算書関係)

1 顧客との契約から生じる収益

売上高については、顧客との契約から生じる収益及びそれ以外の収益を区分して記載しておりません。顧客との契約から生じる収益の金額は、連結財務諸表「注記事項(収益認識関係)1.顧客との契約から生じる収益を分解した情報」に記載しております。

2 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 2021年1月1日 至 2021年12月31日)	当連結会計年度 (自 2022年1月1日 至 2022年12月31日)
給料及び手当	434,213千円	652,477千円
業務委託費	227,395	512,945
広告宣伝費	102,023	642,295
販売手数料	757,318	901,405
貸倒引当金繰入額	18,324	5,120
販売促進引当金繰入額	505,506	380,847

3 固定資産売却益の内容は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 2021年1月1日 至 2021年12月31日)	当連結会計年度 (自 2022年1月1日 至 2022年12月31日)
工具、器具及び備品	- 千円	493千円
計	-	493

4 減損損失

前連結会計年度(自 2021年1月1日 至 2021年12月31日)

該当事項はありません。

当連結会計年度(自 2022年1月1日 至 2022年12月31日)

当連結会計年度において、当社グループは以下の資産グループについて減損損失を計上しました。

場所	場所	用途	種類
SMAP ENERGY LIMITED	英国ロンドン市	事業用資産	ソフトウェア、 ソフトウェア仮勘定

当社グループは、主として、継続的に収支の把握を行っている管理会計上の区分(会社別、事業別)を単位としてグルーピングを行っています。ただし、ソフトウェアについては、プロダクト単位を他の資産グループから独立したキャッシュ・フローを生み出す単位として個別にグルーピングを行っております。

英国子会社のソフトウェア等については、収益性の低下により投資額の回収が見込めなくなったため、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失63,403千円として特別損失に計上しました。その内訳は、ソフトウェア51,239千円及びソフトウェア仮勘定12,164千円であります。なお、回収可能価額は使用価値により測定しており、将来キャッシュ・フローに基づく使用価値がマイナスであるため回収可能価額を零として評価しております。

5 固定資産除去損の内容は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 2021年1月1日 至 2021年12月31日)	当連結会計年度 (自 2022年1月1日 至 2022年12月31日)
建物及び構築物	- 千円	969千円
工具、器具及び備品	-	376
計	-	1,346

(連結包括利益計算書関係)

その他の包括利益に係る組替調整額及び税効果額

	前連結会計年度 (自 2021年1月1日 至 2021年12月31日)	当連結会計年度 (自 2022年1月1日 至 2022年12月31日)
その他有価証券評価差額金：		
当期発生額	- 千円	45,403千円
組替調整額	-	-
税効果調整前	-	45,403
税効果額	-	13,902
その他有価証券評価差額金	-	31,500
為替換算調整勘定：		
当期発生額	2,347千円	5,639千円
組替調整額	-	-
税効果調整前	2,347	5,639
税効果額	-	-
為替換算調整勘定	2,347	5,639
持分法適用会社に対する持分相当額：		
当期発生額	68,515	9,073
持分法適用会社に対する持分相当額	68,515	9,073
その他の包括利益合計	70,863	16,787

(連結株主資本等変動計算書関係)

前連結会計年度(自 2021年1月1日 至 2021年12月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当連結会計年度期首株式数(株)	当連結会計年度増加株式数(株)	当連結会計年度減少株式数(株)	当連結会計年度末株式数(株)
発行済株式				
普通株式(注)1	5,781,476	8,951,714	-	14,733,190
合計	5,781,476	8,951,714	-	14,733,190
自己株式				
普通株式(注)2	-	43	-	43
合計	-	43	-	43

(注)1. 普通株式の増加の内訳は、次のとおりであります。

株式分割による増加	5,952,458株
オーバーアロットメントによる売出しに関連した第三者割当増資による増加	57,000株
公募による新株式の発行による増加	750,000株
新株予約権の権利行使に伴う新株式の発行による増加	2,192,256株

2. 普通株式の自己株式の増加の内訳は、次のとおりであります。

単元未満株式の買取りによる増加	43株
-----------------	-----

3. 当社は2021年11月12日開催の取締役会決議に基づき、2022年1月1日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行っておりますが、上記株式数については当該株式分割前の株式数を記載しております。

2. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

区分	新株予約権の内訳	新株予約権の目的となる株式の種類	新株予約権の目的となる株式の数(株)				当連結会計年度末残高(千円)
			当連結会計年度期首	当連結会計年度増加	当連結会計年度減少	当連結会計年度末	
提出会社(親会社)	第1回ストックオプションとしての新株予約権	-	-	-	-	-	-
提出会社(親会社)	第2回ストックオプションとしての新株予約権	-	-	-	-	-	-
提出会社(親会社)	第3回ストックオプションとしての新株予約権	-	-	-	-	-	-
提出会社(親会社)	第4回ストックオプションとしての新株予約権	-	-	-	-	-	-
提出会社(親会社)	第5回ストックオプションとしての新株予約権	-	-	-	-	-	-
提出会社(親会社)	第6回ストック・オプションとしての新株予約権	-	-	-	-	-	3,024
提出会社(親会社)	第7回ストックオプションとしての新株予約権(時価発行新株予約権信託)	-	-	-	-	-	5,092
	合計	-	-	-	-	-	8,116

3. 配当に関する事項

該当事項はありません。

当連結会計年度（自 2022年1月1日 至 2022年12月31日）

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当連結会計年度期首株式数（株）	当連結会計年度増加株式数（株）	当連結会計年度減少株式数（株）	当連結会計年度末株式数（株）
発行済株式				
普通株式（注）1	14,733,190	15,343,450	-	30,076,640
合計	14,733,190	15,343,450	-	30,076,640
自己株式				
普通株式（注）2	43	85	-	128
合計	43	85	-	128

（注）1. 普通株式の増加の内訳は、次のとおりであります。

株式分割による増加 14,733,190株
 新株予約権の権利行使に伴う新株式の発行による増加 610,260株

2. 普通株式の自己株式の増加の内訳は、次のとおりであります。

株式分割による増加 43株
 単元未満株式の買取りによる増加 42株

2. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

区分	新株予約権の内訳	新株予約権の目的となる株式の種類	新株予約権の目的となる株式の数（株）				当連結会計年度末残高（千円）
			当連結会計年度期首	当連結会計年度増加	当連結会計年度減少	当連結会計年度末	
提出会社（親会社）	第1回ストックオプションとしての新株予約権	-	-	-	-	-	-
提出会社（親会社）	第2回ストックオプションとしての新株予約権	-	-	-	-	-	-
提出会社（親会社）	第4回ストックオプションとしての新株予約権	-	-	-	-	-	-
提出会社（親会社）	第5回ストックオプションとしての新株予約権	-	-	-	-	-	-
提出会社（親会社）	第6回ストック・オプションとしての新株予約権	-	-	-	-	-	3,024
提出会社（親会社）	第7回ストックオプションとしての新株予約権（時価発行新株予約権信託）	-	-	-	-	-	4,337
合計		-	-	-	-	-	7,361

3. 配当に関する事項

該当事項はありません。

(連結キャッシュ・フロー計算書関係)

1 現金及び現金同等物の期末残高と連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係

	前連結会計年度 (自 2021年1月1日 至 2021年12月31日)	当連結会計年度 (自 2022年1月1日 至 2022年12月31日)
現金及び預金勘定	5,571,870千円	3,067,058千円
現金及び現金同等物	5,571,870	3,067,058

2 株式の取得により新たに連結子会社となった会社の資産及び負債の主な内訳

前連結会計年度(自 2021年1月1日至 2021年12月31日)

株式の取得により新たにオーベラス・ジャパン株式会社を連結したことに伴う連結開始時の資産及び負債の内訳並びに同社株式の取得価額と株式の取得のための支出(純額)との関係は以下のとおりであります。

流動資産	65,832千円
のれん	377,769
流動負債	49,239
固定負債	44,508
取得価額	349,854
株式の取得価額の未払金	34,854
現金及び現金同等物	38,492
差引:取得のための支出	276,507

当連結会計年度(自 2022年1月1日至 2022年12月31日)

株式の取得により新たに新電力コム株式会社を連結したことに伴う連結開始時の資産及び負債の内訳並びに同社株式の取得価額と株式の取得のための支出(純額)との関係は以下のとおりであります。

流動資産	34,659千円
固定資産	3,073
のれん	97,257
流動負債	34,989
取得価額	100,000
現金及び現金同等物	18,585
差引:取得のための支出	81,414

3 当連結会計年度に事業の譲受けにより増加した資産及び負債の主な内訳

当社がアユダンテ株式会社のEVsmart事業の譲受により取得した資産及び負債の内訳並びに事業譲受の取得価額と事業譲受による支出は次のとおりです。

固定資産	2,112千円
のれん	297,887
取得価額	300,000
現金及び現金同等物	-
差引:取得のための支出	300,000

(リース取引関係)

(借主側)

1. ファイナンス・リース取引

所有権移転外ファイナンス・リース取引

リース資産の内容

有形固定資産

主として、EV充電事業における建物附属設備であります。

リース資産の減価償却の方法

連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項「4. 会計方針に関する事項(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法」に記載のとおりであります。

2. オペレーティング・リース取引

オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料

(単位：千円)

	前連結会計年度 (2021年12月31日)	当連結会計年度 (2022年12月31日)
1年内	25,731	-
1年超	-	-
合計	25,731	-

(金融商品関係)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、資金計画に基づき、必要な資金は自己資金、金融機関からの借入及びエクイティファイナンス等でバランスよく調達していくことを基本方針としております。

一時的な余剰資金は預金で運用しております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

売掛金及び契約資産は、顧客の信用リスクに晒されております。

投資有価証券は、純投資目的以外の目的で保有している株式及び純投資目的で保有している投資事業組合への出資であり、株式の投資先及び投資事業組合の投資先の信用リスク、為替変動リスクに晒されております。

差入保証金は、契約先の信用リスクに晒されております。

買掛金及び未払金は、そのほとんどが3か月以内の支払期日であります。

また、支払期日にその支払いを実行できなくなる流動性リスクを内包しております。

借入金には運転資金の調達を目的としたものであり、一部を除いて変動金利による調達のため、金利変動リスクに晒されております。

連結子会社が有する外貨建て債権債務において為替変動リスクに晒されております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

信用リスク(取引先の契約不履行等に係るリスク)の管理

当社グループは社内規程に従い、営業債権について各事業部及びC F O室が主要な取引先の状況を定期的にモニタリングし、取引相手先ごとに期日及び残高を管理するとともに、財務状況の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っています。

投資有価証券は株式及び投資事業組合への出資金であり、株式の投資先及び投資事業組合の投資先の信用リスクに晒されておりますが、定期的に財務内容を把握することにより管理しております。

市場リスク(為替や金利等の変動リスク)の管理

投資有価証券の為替変動リスクについては、各四半期末に為替変動による影響額を把握しております。

なお、為替予約等によるヘッジは行っておりません。

借入金の金利変動リスクについては定期的に市場金利の状況を把握しております。

連結子会社は外貨建営業債権債務を保有しており、為替の変動リスクに晒されておりますが、月別に為替変動による影響額を把握しております。なお、為替予約等によるヘッジは行われておりません。

資金調達に係る流動性リスク(支払期日に支払いを実行できなくなるリスク)の管理

当社グループは、各部署からの報告に基づきC F O室が適時に資金繰計画を作成・更新し、手元流動性の維持等により流動性リスクを管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

(5) 信用リスクの集中

当連結会計年度の連結決算日現在における営業債権のうち、26%が大顧客3社に対するものであります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

前連結会計年度（2021年12月31日）

	連結貸借対照表計上額 (千円)	時価(千円)	差額(千円)
長期借入金(*2)	1,000,000	1,000,555	555
負債計	1,000,000	1,000,555	555

(*1)現金は注記を省略しており、預金、売掛金、買掛金、短期借入金、未払金及び未払法人税等は短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、注記を省略しております。

(*2)1年内返済予定の長期借入金は「長期借入金」に含めて表示しております。

当連結会計年度（2022年12月31日）

	連結貸借対照表計上額 (千円)	時価(千円)	差額(千円)
投資有価証券(*3)	129,250	129,250	-
資産計	129,250	129,250	-
長期借入金(*2)	1,279,841	1,279,756	84
負債計	1,279,841	1,279,756	84

(*1)現金は注記を省略しており、預金、売掛金、未収入金、未収消費税等、差入保証金、買掛金、短期借入金、未払金及び未払法人税等は短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、注記を省略しております。

(*2)1年内返済予定の長期借入金は「長期借入金」に含めて表示しております。

(*3)市場価格のない株式等は、「投資有価証券」に含まれておりません。当該金融商品の連結貸借対照表計上額は以下のとおりであります。

(単位：千円)

	前連結会計年度 (2021年12月31日)	当連結会計年度 (2022年12月31日)
投資有価証券(出資金)	299,120	997,340

(注)1. 金銭債権の連結決算日後の償還予定額

前連結会計年度（2021年12月31日）

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金及び預金	5,571,870	-	-	-
売掛金	435,264	-	-	-
未収入金	12,839	-	-	-
合計	6,019,974	-	-	-

当連結会計年度（2022年12月31日）

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金及び預金	3,067,058	-	-	-
売掛金及び契約資産	441,503	-	-	-
未収入金	233,419	-	-	-
合計	3,741,982	-	-	-

2. 短期借入金及び長期借入金の連結決算日後の返済予定額
 前連結会計年度(2021年12月31日)

	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)	5年超 (千円)
短期借入金	9,900	-	-	-	-	-
長期借入金	49,992	74,992	109,992	369,988	150,016	245,020
合計	59,892	74,992	109,992	369,988	150,016	245,020

当連結会計年度(2022年12月31日)

	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)	5年超 (千円)
短期借入金	674,900	-	-	-	-	-
長期借入金	142,996	177,996	437,992	218,020	157,801	145,036
合計	817,896	177,996	437,992	218,020	157,801	145,036

()1年内返済予定の長期借入金は長期借入金に含めております。

3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：同一の資産又は負債の活発な市場における(無調整の)相場価格により算定した時価

レベル2の時価：レベル1のインプット以外の直接又は間接的に観察可能なインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：重要な観察できないインプットを使用して算定した時価 時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品

当連結会計年度(2022年12月31日)

区分	時価(千円)			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
投資有価証券				
その他有価証券				
株式	129,250	-	-	129,250
資産計	129,250	-	-	129,250

(2) 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

当連結会計年度(2022年12月31日)

区分	時価(千円)			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
長期借入金	-	1,279,756	-	1,279,756
負債計	-	1,279,756	-	1,279,756

(注) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明
 投資有価証券

上場株式は相場価格を用いて評価しております。上場株式は活発な市場で取引されているため、その時価をレベル1の時価に分類しております。

長期借入金

これらの時価は、元利金の合計額と、当該債務の残存期間及び信用リスクを加味した利率を基に、割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

(有価証券関係)

その他有価証券

前連結会計年度(2021年12月31日)

該当事項はありません。

当連結会計年度(2022年12月31日)

	種類	連結貸借対照表計上額(千円)	取得原価(千円)	差額(千円)
連結貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株式	129,250	100,627	28,623
合計		129,250	100,627	28,623

(ストック・オプション等関係)

1. スtock・オプションに係る費用計上額及び科目名

該当事項はありません。

2. スtock・オプションの内容、規模及びその変動状況

(1) スtock・オプションの内容

会社名	提出会社	提出会社
決議年月日	2015年10月31日臨時株主総会 第1回新株予約権	2016年12月22日臨時株主総会 第2回新株予約権
付与対象者の区分及び人数	当社従業員 12名 子会社役員 1名 子会社従業員 1名 社外協力者 1名	当社顧問 1名 当社従業員 19名 社外協力者 1名
株式の種類別のストック・オプションの数 (注) 1	普通株式 600,000株 (注) 2, 3, 4	普通株式 662,400株 (注) 2, 3, 4
付与日	2015年11月1日	2016年12月26日
権利確定条件	「第4 提出会社の状況1 株式等の状況(2) 新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。	「第4 提出会社の状況1 株式等の状況(2) 新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。
対象勤務期間	期間の定めはありません。	期間の定めはありません。
権利行使期間	2017年10月31日～2025年10月30日	2018年12月26日～2026年12月25日

会社名	提出会社	提出会社
決議年月日	2017年12月21日臨時株主総会 第4回新株予約権	2018年2月2日臨時株主総会 第5回新株予約権
付与対象者の区分及び人数	当社顧問 2名 当社従業員 25名 社外協力者 2名	当社従業員 1名 子会社役員 1名 子会社従業員 3名 社外協力者 3名
株式の種類別のストック・オプションの数 (注) 1	普通株式 670,248株 (注) 2, 3, 4	普通株式 62,496株 (注) 2, 3, 4
付与日	2017年12月25日	2018年2月5日
権利確定条件	「第4 提出会社の状況1 株式等の状況(2) 新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。	「第4 提出会社の状況1 株式等の状況(2) 新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。
対象勤務期間	期間の定めはありません。	期間の定めはありません。
権利行使期間	2019年12月26日～2027年12月25日	2020年2月6日～2028年2月5日

(注) 1. 株式数に換算して記載しております。

- 2020年9月17日付で1株につき3株の割合で株式分割を行っているため、当該株式分割による調整後の株式数を記載しております。
- 2021年4月1日付で1株につき2株の割合で株式分割を行っているため、当該株式分割による調整後の株式数を記載しております。
- 2022年1月1日付で1株につき2株の割合で株式分割を行っているため、当該株式分割による調整後の株式数を記載しております。

(2) ストック・オプションの規模及びその変動状況

当連結会計年度（2022年12月期）において存在したストック・オプションを対象とし、ストック・オプションの数については、株式数に換算して記載しております。

ストック・オプションの数

	第1回新株予約権	第2回新株予約権	第4回新株予約権	第5回新株予約権
権利確定前（株）				
前連結会計年度末	-	-	-	14,112
付与	-	-	-	-
失効	-	-	-	-
権利確定	-	-	-	14,112
未確定残	-	-	-	-
権利確定後（株）				
前連結会計年度末	15,600	61,572	258,420	5,856
権利確定	-	-	-	14,112
権利行使	-	46,896	209,472	18,456
失効	-	-	-	-
未行使残	15,600	14,676	48,948	1,512

(注) 1. 2020年9月17日付で1株につき3株の割合で株式分割を、2021年4月1日付で1株につき2株の割合で株式分割を、2022年1月1日付で1株につき2株の割合で株式分割を行っているため、当該株式分割による調整後の株式数を記載しております。

単価情報

	第1回新株予約権	第2回新株予約権	第4回新株予約権	第5回新株予約権
権利行使価格 (円)	17	67	84	84
行使時平均株価 (円)	-	1,205	1,272	876
付与日における公正な評価単価 (円)	-	-	-	-

(注) 1. 2020年9月17日付で1株につき3株の割合で株式分割を、2021年4月1日付で1株につき2株の割合で株式分割を、2022年1月1日付で1株につき2株の割合で株式分割を行っているため、当該株式分割による調整後の権利行使価格を記載しております。

3. ストック・オプションの公正な評価単価の見積方法

ストック・オプションを付与した時点において、当社は未公開企業であるため、ストック・オプションの公正な評価単価を見積る方法に代え、ストック・オプションの単位当たりの本源的価値を見積る方法によりしております。また、単位当たりの本源的価値の算定基礎となる自社の株式の評価方法は、ディスカウント・キャッシュ・フロー法により算定した価格を用いております。

4. ストック・オプションの権利確定数の見積方法

将来の失効数の合理的な見積りは困難なため、実績の失効数のみ反映させる方法を採用しております。

5. ストック・オプションの単位当たりの本源的価値により算定を行う場合の当連結会計年度末における本源的価値の合計額及び当連結会計年度において権利行使されたストック・オプションの権利行使日における本源的価値の合計額

(1) 当連結会計年度末における本源的価値の合計額 70,243千円

(2) 当連結会計年度において権利行使されたストック・オプションの権利行使日における本源的価値の合計額 316,846千円

(追加情報)

(従業員等に対して権利確定条件付き有償新株予約権を付与する取引に関する取扱い等の適用)

「従業員等に対して権利確定条件付き有償新株予約権を付与する取引に関する取扱い」(実務対応報告第36号2018年1月12日。以下「実務対応報告第36号」という。)等の適用日より前に従業員等に対して権利確定条件付き有償新株予約権を付与した取引については、実務対応報告第36号第10項(3)に基づいて、従来採用していた会計処理を継続しております。

1. 権利確定条件付き有償新株予約権の概要

(1) 権利確定条件付き有償新株予約権の内容

会社名	提出会社	提出会社
決議年月日	2018年9月10日臨時株主総会 第6回新株予約権	2018年9月10日臨時株主総会 第7回新株予約権
付与対象者の区分及び人数	当社役員 1名	社外協力者 1名
株式の種類別のストック・オプションの数 (注)1	普通株式 1,680,000株 (注)2	普通株式 2,520,000株 (注)2
付与日	2018年9月10日	2018年9月10日
権利確定条件	「第4 提出会社の状況1株式等の状況(2)新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。	「第4 提出会社の状況1株式等の状況(2)新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。
対象勤務期間	期間の定めはありません。	期間の定めはありません。
権利行使期間	2018年9月10日～2028年9月9日	2018年9月10日～2028年9月9日

(注)1. 株式数に換算して記載しております。

2. 2020年9月17日付で1株につき3株の割合で株式分割を、2021年4月1日付で1株につき2株の割合で株式分割を、2022年1月1日付で1株につき2株の割合で株式分割を行っているため、当該株式分割による調整後の株式数を記載しております。

(2) 権利確定条件付き有償新株予約権の規模及びその変動状況

当連結会計年度(2022年12月期)において存在したストック・オプションを対象とし、ストック・オプションの数については、株式数に換算して記載しております。

ストック・オプションの数

	第6回新株予約権	第7回新株予約権
権利確定前(株)		
前連結会計年度末	1,176,000	1,512,000
付与	-	-
失効	-	-
権利確定	168,000	336,000
未確定残	1,008,000	1,176,000
権利確定後(株)		
前連結会計年度末	168,000	733,932
権利確定	168,000	336,000
権利行使	-	335,436
失効	-	54,036
未行使残	336,000	680,460

(注)2020年9月17日付で1株につき3株の割合で株式分割を、2021年4月1日付で1株につき2株の割合で株式分割を、2022年1月1日付で1株につき2株の割合で株式分割を行っているため、当該株式分割による調整後の株式数を記載しております。

単価情報

	第6回新株予約権	第7回新株予約権
権利行使価格 (円)	84	84
行使時平均株価 (円)	-	1,036
付与日における公正な評価単価 (円)	-	-

(注) 1. 2020年9月17日付で1株につき3株の割合で株式分割を、2021年4月1日付で1株につき2株の割合で株式分割を、2022年1月1日付で1株につき2株の割合で株式分割を行っているため、当該株式分割による調整後の権利行使価格を記載しております。

2. 採用している会計処理の概要

新株予約権を発行したときは、その発行に伴う払込金額を、純資産の部に新株予約権として計上しております。新株予約権が行使され、新株を発行するときは、当該新株予約権の発行に伴う払込金額と新株予約権の行使に伴う払込金額を、資本金及び資本準備金に振り替えます。

なお、新株予約権が失効したときは、当該失効に対応する額を失効が確定した会計期間の利益として処理しております。

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前連結会計年度 (2021年12月31日)	当連結会計年度 (2022年12月31日)
繰延税金資産		
税務上の繰越欠損金 (注) 2	149,617千円	467,099千円
ソフトウェア	40,566	95,525
減損損失	12,536	-
販売促進引当金	154,810	137,501
投資事業組合運用損	-	79,053
資産調整勘定	-	154,511
その他	1,586	15,325
繰延税金資産小計	359,117	949,016
税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額 (注) 2	149,617	467,099
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	209,500	198,387
評価性引当額小計 (注) 1	359,117	665,486
繰延税金資産合計	-	283,529
繰延税金負債		
その他有価証券評価差額金	-	13,902
のれん	-	282,823
その他	-	615
繰延税金負債合計	-	297,341
繰延税金負債の純額	-	13,812

(注) 1. 評価性引当額が前連結会計年度と比較して306,368千円増加しております。これは、主に税務上の繰越欠損金に係る将来減算一時差異の増加317,481千円によるものです。

2. 税務上の繰越欠損金及びその繰延税金資産の繰越期限別の金額

前連結会計年度(2021年12月31日)

	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)	5年超 (千円)	合計 (千円)
税務上の繰越欠損金(1)	-	-	-	-	20,876	128,741	149,617
評価性引当額	-	-	-	-	20,876	128,741	149,617
繰延税金資産	-	-	-	-	-	-	-

(1) 税務上の繰越欠損金は、法定実効税率を乗じた額であります。

当連結会計年度(2022年12月31日)

	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)	5年超 (千円)	合計 (千円)
税務上の繰越欠損金(2)	-	-	-	20,876	46,794	399,431	467,099
評価性引当額	-	-	-	20,876	46,794	399,431	467,099
繰延税金資産	-	-	-	-	-	-	-

(2) 税務上の繰越欠損金は、法定実効税率を乗じた額であります。

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因
となった主要な項目別の内訳

前連結会計年度及び当連結会計年度においては税金等調整前当期純損失が計上されているため、記載を省略しております。

(企業結合等関係)

(取得による企業結合)

2022年7月1日開催の取締役会において、新電力コム株式会社(以下「新電力コム社」)の発行済株式の100%を取得して子会社化することについて決議し、同日付で株式譲渡契約を締結し、2022年7月29日付で全株式を取得いたしました。

1. 企業結合の概要

(1) 被取得企業の名称及びその事業の内容

被取得企業の名称 新電力コム株式会社
事業の内容 電力仲介事業
省エネコンサルティング事業

(2) 企業結合を行った主な理由

本決定は、従来よりエネルギープラットフォーム事業におけるユーザー数拡大のための戦略として位置付けていた、同業を買収するいわゆる「ロールアップ」型のM&Aを推進するという方針に基づくものであります。新電力コム社は「SDGs(注)を推進し、エネルギーマネジメントの観点からの電気料金コスト削減を推進する」ことをミッションとしており、2012年より約10年間にわたり、主に全国の工場や医療施設、商業施設等の多様な業種の顧客を対象に着実に電力切替実績を積み重ねています。また、当社との間においてもパートナーシップ契約を締結し、法人顧客の紹介を受けるなど事業上の関係性を構築してまいりました。今後は、全国に幅広い業種の顧客基盤を有する同社のグループ化により、営業人員・営業ノウハウ・パートナーネットワークの承継を通じて法人の顧客基盤を強化し、当社プラットフォームにおける価格競争力のある電力切替サービスを通じて、プラットフォーム価値の更なる向上を目指してまいります。

(注) Sustainable Development Goals(持続可能な開発目標)の略称。2001年に策定されたミレニアム開発目標(MDGs)の後継として、2015年9月の国連サミットで加盟国の全会一致で採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」に記載された。2030年までに持続可能でよりよい世界を目指す国際目標を指す。

(3) 企業結合日

2022年7月29日

(4) 企業結合の法的形式

株式取得

(5) 結合後企業の名称

変更はありません。

(6) 取得する議決権比率

100%

(7) 取得企業を決定するに至った主な根拠

当社が現金を対価として株式を取得することによる。

2. 連結損益計算書に含まれる被取得企業の業績の期間

2022年8月1日から2022年12月31日まで

3. 被取得企業の取得原価及び対価の種類ごとの内訳

取得の対価	現金	100,000千円
取得原価		100,000千円

4. 主要な取得関連費用の内容及び金額

アドバイザー費用等	6,688千円
-----------	---------

5. 発生したのれんの金額、発生原因、償却方法及び償却期間

(1) 発生したのれんの金額

97,257千円

(2) 発生原因

取得原価が取得した資産及び引き受けた負債に配分された純額を上回ったため、その差額をのれんとして計上しております。

(3) 償却方法及び償却期間

7年間にわたる均等償却を実施しております。

6. 企業結合日に受け入れた資産及び引き受けた負債の額並びにその主な内訳

流動資産	34,659千円
固定資産	3,073
資産合計	37,732
流動負債	34,989
固定負債	-
負債合計	34,989

7. 企業結合が当連結会計年度の開始の日に完了したと仮定した場合の当連結会計年度の連結損益計算書に及ぼす影響の概算額及びその算定方法

当連結会計年度における概算額の算定が困難であるため、記載しておりません。

(事業譲受)

1. 企業結合の概要

(1) 被取得企業の名称及びその事業の内容

被取得企業の名称 アユダンテ株式会社

事業の内容 SEOをはじめとしたウェブマーケティング・コンサルティング及びソフトウェア開発・運営事業

(2) 企業結合を行う主な理由

本譲受に伴い、当社EV充電事業のビジネスモデルにEVsmart事業を組み入れることにより、EV充電事業の主要KPIである設置台数の増加とARPUの向上、及び新サービス提供の基盤構築等の影響を見込んでおります。

(3) 企業結合日

2022年10月31日

(4) 企業結合の法的形式

事業譲受

(5) 結合後企業の名称

変更はありません。

(6) 取得企業を決定するに至った主な根拠

当社が現金を対価として今後の事業継続に係る権利義務を承継することによる。

2. 連結損益計算書に含まれる被取得企業の業績の期間

2022年11月1日から2022年12月31日まで

3. 被取得企業の取得原価及び対価の種類ごとの内訳

取得の対価	現金	300,000千円
取得原価		300,000千円

4. 主要な取得関連費用の内容及び金額

アドバイザー費用等 6,943千円

5. 発生したのれんの金額、発生原因、償却方法及び償却期間

(1) 発生したのれん

297,887千円

(2) 発生原因

EV充電事業の主要KPIである設置台数の増加とARPUの向上、及び新サービス提供の基盤構築等の影響によって期待される超過収益力によるものであります。

(3) 償却方法及び償却期間

8年間にわたる均等償却を実施しております。

6. 企業結合日に受け入れた資産及び引き受けた負債の額並びにその主な内訳

流動資産	- 千円
固定資産	2,112
資産合計	2,112
流動負債	-
固定負債	-
負債合計	-

7. 企業結合が当連結会計年度の開始の日に完了したと仮定した場合の当連結会計年度の連結損益計算書に及ぼす影響の概算額及びその算定方法

当連結会計年度における概算額の算定が困難であるため、記載しておりません。

(共通支配下の取引等)

(事業譲受)

1. 取引の概要

(1) 対象となった事業の名称及びその事業の内容

事業の名称 エネチェンジクラウドDR事業

事業の内容 スマートメーターデータを活用した節電を実現するデマンドレスポンス(DR)サービス「エネチェンジクラウドDR」を中心とした、電力スマートメーターデータ解析SaaS「SMAP」の開発及び販売事業

(2) 企業結合日

2022年10月1日

(3) 企業結合の法的形式

事業譲受

(4) 結合後企業の名称

変更はありません。

(5) その他取引の概要に関する事項

エネルギーデータ事業に関連する機能を当社に集約し、昨今の日本における節電サービス需要の高まりに対応し、効率的な事業運営を実現することで収益性を向上させることを目的としております。

2. 実施した会計処理の概要

「企業結合に関する会計基準」及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」に基づき、共通支配下の取引として処理しております。

(収益認識関係)

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

顧客との契約から生じる収益を分解した情報は、「注記事項(セグメント情報等)」に記載のとおりであります。

2. 顧客との契約から生じる収益を理解するための情報

顧客との契約から生じる収益を理解するための情報は、「注記事項(連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項)4. 会計方針に関する事項(4)重要な収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

3. 当連結会計年度及び翌連結会計年度以降の収益の金額を理解するための情報

(1) 顧客との契約から生じた債権及び契約負債の残高

(単位:千円)

	当連結会計年度
顧客との契約から生じた債権(期首残高)	435,264
顧客との契約から生じた債権(期末残高)	441,503
契約負債(期首残高)	7,158
契約負債(期末残高)	70,431

契約負債は、主に、システムの開発等に係る顧客からの前受金であります。

(2) 残存履行義務に配分した取引価格

当社及び連結子会社では、残存履行義務に配分した取引価格について、当初に予想される契約期間が1年間を超える重要な契約がないため、実務上の便法を適用し、記載を省略しております。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

1. 報告セグメントの概要

当社グループの報告セグメントは、当社グループの構成単位のうち分離された財務情報が入手可能であり、取締役会が経営資源の配分の決定及び業績を評価するために、定期的に検討を行う対象となっているものであります。

当社グループは、自由化領域において一般消費者向けに電力・ガス等の最適な選択をサポートする「エネルギープラットフォーム事業」、デジタル化領域において電力・ガス会社向けにクラウドソリューションを提供する「エネルギーデータ事業」及びEV充電設備の導入から運用までをパッケージしたサービスを提供する「EV充電事業」の3領域における事業展開をしており、これらの3つを報告セグメントとしております。

従来当社グループの報告セグメントは、「エネルギープラットフォーム事業」「エネルギーデータ事業」の2区分としておりましたが、当連結会計年度より開示情報の充実化を企図して、新たに「EV充電事業」を報告セグメントに追加しております。

「エネルギープラットフォーム事業」は、「エネチェンジ」、「エネチェンジBiz」の運営を、「エネルギーデータ事業」は、主に「エネチェンジクラウドMarketing」及び「エネチェンジクラウドDR」をはじめとした電力会社向けのクラウドサービスの提供、並びに、電力データ解析技術を活用した稼働中の再生可能エネルギー発電所の運営効率化・ファンド運営事務サービス「JEF」の提供を、「EV充電事業」は、「EV充電エネチェンジ」のブランド名で、月額料金で利用できるEV充電サービスの提供を行っております。

2. 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額の算定方法

報告されている事業セグメントの会計処理の方法は、連結財務諸表作成において採用している会計処理の方法と概ね同一であります。報告セグメントの利益は、営業利益ベースの数値であります。

会計方針の変更に記載のとおり、当連結会計年度の期首から収益認識会計基準等を適用しております。

当該変更により、従来の方法に比べて、当連結会計年度の「エネルギーデータ事業」の売上高及び営業利益が33,586千円増加しております。

3. 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額に関する情報及び収益の分解情報
前連結会計年度(自 2021年1月1日 至 2021年12月31日)

(単位:千円)

	報告セグメント			調整額 (注)1	連結財務諸表 計上額 (注)2
	エネルギーブ ラットフォーム 事業	エネルギー データ事業	計		
売上高					
外部顧客への売上高	2,215,384	802,618	3,018,003	-	3,018,003
セグメント間の内部売上高又 は振替高	-	-	-	-	-
計	2,215,384	802,618	3,018,003	-	3,018,003
セグメント利益	319,489	180,905	500,395	459,519	40,875
その他の項目					
減価償却費	1,083	43,113	44,197	13,650	57,848
のれんの償却額	8,994	-	8,994	-	8,994
持分法適用会社への投資額	-	299,120	299,120	-	299,120

(注) 1. セグメント利益の調整額 459,519千円及び減価償却費の調整額13,650千円は、各報告セグメントに配分して
いない全社費用であります。全社費用は、主に報告セグメントに帰属しない一般管理費です。

2. セグメント利益は、連結損益計算書の営業利益と調整を行っております。

3. 当社グループでは、セグメント資産及び負債を経営資源の配分の決定及び業績を評価するための検討対象とし
ていないため、記載しておりません。

ただし、関連する費用については合理的な基準に基づき、各報告セグメントに配分しております。

当連結会計年度(自 2022年1月1日 至 2022年12月31日)

(単位:千円)

	報告セグメント				調整額 (注)1	連結財務諸表 計上額 (注)2
	エネルギーブ ラットフォー ム事業	エネルギー データ事業	EV充電事業	計		
売上高						
一時点で移転される財又は サービス	1,719,939	163,518	187,132	2,070,591	-	2,070,591
一定期間にわたり移転される 財又はサービス	855,357	805,876	2,242	1,663,476	-	1,663,476
顧客との契約から生じる収益	2,575,297	969,395	189,375	3,734,068	-	3,734,068
その他の収益	-	-	-	-	-	-
外部顧客への売上高	2,575,297	969,395	189,375	3,734,068	-	3,734,068
セグメント間の内部売上高又 は振替高	-	-	-	-	-	-
計	2,575,297	969,395	189,375	3,734,068	-	3,734,068
セグメント利益又は損失()	226,567	163,766	784,491	394,158	727,545	1,121,703
その他の項目						
減価償却費	768	36,811	1,290	38,870	15,921	54,792
のれんの償却額	60,068	-	6,205	66,274	-	66,274
持分法適用会社への投資額	-	864,640	-	864,640	-	864,640

(注) 1. セグメント利益又はセグメント損失()の調整額 727,545千円及び減価償却費の調整額15,921千円は、各報告セグメントに配分していない全社費用であります。全社費用は、主に報告セグメントに帰属しない一般管理費です。

2. セグメント利益又はセグメント損失()は、連結損益計算書の営業損失と調整を行っております。

3. 当社グループでは、セグメント資産及び負債を経営資源の配分の決定及び業績を評価するための検討対象としていないため、記載しておりません。

ただし、関連する費用については合理的な基準に基づき、各報告セグメントに配分しております。

【関連情報】

前連結会計年度（自 2021年1月1日 至 2021年12月31日）

1．製品及びサービスごとの情報

セグメント情報に同様の情報を開示しているため、記載を省略しております。

2．地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦の外部顧客への売上高が連結損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が連結貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

3．主要な顧客ごとの情報

（単位：千円）

顧客の名称又は氏名	売上高	関連するセグメント名
株式会社エルピオ	584,223	エネルギープラットフォーム事業
ミツウロコグリーンエネルギー株式会社	381,855	エネルギープラットフォーム事業 エネルギーデータ事業

当連結会計年度（自 2022年1月1日 至 2022年12月31日）

1．製品及びサービスごとの情報

セグメント情報に同様の情報を開示しているため、記載を省略しております。

2．地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦の外部顧客への売上高が連結損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が連結貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

3．主要な顧客ごとの情報

連結損益計算書の売上高の10%以上を占める顧客が存在しないため、記載を省略しております。

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

前連結会計年度(自 2021年1月1日 至 2021年12月31日)

該当事項はありません。

当連結会計年度(自 2022年1月1日 至 2022年12月31日)

(単位:千円)

	エネルギープラットフォーム事業	エネルギーデータ事業	EV充電事業	全社・消去	合計
減損損失	-	63,403	-	-	63,403

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

前連結会計年度(自 2021年1月1日 至 2021年12月31日)

(単位:千円)

	エネルギープラットフォーム事業	エネルギーデータ事業	全社・消去	合計
当期償却額	8,994	-	-	8,994
当期末残高	368,775	-	-	368,775

当連結会計年度(自 2022年1月1日 至 2022年12月31日)

(単位:千円)

	エネルギープラットフォーム事業	エネルギーデータ事業	EV充電事業	全社・消去	合計
当期償却額	60,068	-	6,205	-	66,274
当期末残高	410,358	-	291,681	-	702,039

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

該当事項はありません。

【関連当事者情報】

関連当事者との取引

連結財務諸表提出会社と関連当事者との取引

(ア) 連結財務諸表提出会社の親会社及び主要株主（会社等の場合に限る）等

該当事項はありません。

(イ) 連結財務諸表提出会社の非連結子会社及び関連会社等

前連結会計年度（自 2021年1月1日 至 2021年12月31日）

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金（千円）	事業の内容又は職業	議決権等の所有（被所有）割合（%）	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額（千円）	科目	期末残高（千円）
関連会社	Japan Energy Capital 合同会社（注）1	東京都千代田区	1,200	エネルギーデータ事業	-	管理業務の提供	業務受託（注）2	126,844	売掛金	36,492

当連結会計年度（自 2022年1月1日 至 2022年12月31日）

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金（千円）	事業の内容又は職業	議決権等の所有（被所有）割合（%）	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額（千円）	科目	期末残高（千円）
関連会社	Japan Energy Capital 1 L.P.	英国領ケイマン諸島	2,670,382	エネルギーデータ事業	22.91	投資事業組合への出資	出資の引受	269,158	投資有価証券	529,799
関連会社	Japan Energy Capital 2 L.P.	英国領ケイマン諸島	1,596,019	エネルギーデータ事業	23.80	投資事業組合への出資	出資の引受	329,123	投資有価証券	334,840

(注) 1. 実質的な影響力を持っているため関連会社としたものであります。

2. 取引条件及び取引条件の決定方針等

業務委託手数料については、双方の協議の上決定しております。

(ウ) 連結財務諸表提出会社の役員及び主要株主（個人の場合に限る）等

前連結会計年度（自 2021年1月1日 至 2021年12月31日）

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金（千円）	事業の内容又は職業	議決権等の所有（被所有）割合（%）	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額（千円）	科目	期末残高（千円）
役員	城口洋平	-	-	当社代表取締役 CEO	（被所有）直接 16.67	新株予約権の行使	新株予約権の行使（注）1	112,841	-	-
役員	有田一平	-	-	当社代表取締役 COO	直接 9.80	新株予約権の行使	新株予約権の行使（注）1	84,785	-	-

(注) 1. 2017年6月8日付の臨時株主総会決議に基づき付与された第3回新株予約権、及び、2018年9月10日付の臨時株主総会決議に基づき付与された第6回新株予約権のうち、当事業年度における権利行使を記載しております。

当連結会計年度（自 2022年1月1日 至 2022年12月31日）

該当事項はありません。

(1株当たり情報)

	前連結会計年度 (自 2021年1月1日 至 2021年12月31日)	当連結会計年度 (自 2022年1月1日 至 2022年12月31日)
1株当たり純資産額	163.09円	116.21円
1株当たり当期純損失()	3.25円	44.01円

(注) 1. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式が存在するものの、1株当たり当期純損失であるため記載しておりません。

2. 2021年4月1日付で普通株式1株につき2株とする株式分割を、2022年1月1日付で普通株式1株につき2株とする株式分割を行っております。前連結会計年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定して1株当たり純資産額及び1株当たり当期純損失を算出しております。

3. 1株当たり当期純損失()の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 2021年1月1日 至 2021年12月31日)	当連結会計年度 (自 2022年1月1日 至 2022年12月31日)
親会社株主に帰属する当期純損失() (千円)	85,586	1,315,060
普通株主に帰属しない金額(千円)	-	-
普通株式に係る親会社株主に帰属する当期純損失()(千円)	85,586	1,315,060
普通株式の期中平均株式数(株)	26,297,469	29,879,922
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり当期純利益の算定に含めなかった潜在株式の概要	2015年10月31日臨時株主総会決議のストックオプション(第1回新株予約権) 普通株式 15,600株 新株予約権の総数 1,300個 2016年12月22日臨時株主総会決議のストックオプション(第2回新株予約権) 普通株式 61,572株 新株予約権の総数 5,131個 2017年12月21日臨時株主総会決議のストックオプション(第4回新株予約権) 普通株式 266,496株 新株予約権の総数 22,208個 2018年2月2日臨時株主総会決議のストックオプション(第5回新株予約権) 普通株式 19,968株 新株予約権の総数 1,664個	2015年10月31日臨時株主総会決議のストックオプション(第1回新株予約権) 普通株式 15,600株 新株予約権の総数 1,300個 2016年12月22日臨時株主総会決議のストックオプション(第2回新株予約権) 普通株式 14,676株 新株予約権の総数 1,223個 2017年12月21日臨時株主総会決議のストックオプション(第4回新株予約権) 普通株式 48,948株 新株予約権の総数 4,079個 2018年2月2日臨時株主総会決議のストックオプション(第5回新株予約権) 普通株式 1,512株 新株予約権の総数 126個

	前連結会計年度 (自 2021年1月1日 至 2021年12月31日)	当連結会計年度 (自 2022年1月1日 至 2022年12月31日)
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後 1株当たり当期純利益の算定に含めなかった潜 在株式の概要	2018年9月10日臨時株主総会決議 のストックオプション(第6回新 株予約権) 普通株式 1,344,000株 新株予約権の総数 112,000個 2018年9月10日臨時株主総会決議 のストックオプション(第7回新 株予約権) 普通株式 2,263,188株 新株予約権の総数 188,599個	2018年9月10日臨時株主総会決議 のストックオプション(第6回新 株予約権) 普通株式 1,344,000株 新株予約権の総数 112,000個 2018年9月10日臨時株主総会決議 のストックオプション(第7回新 株予約権) 普通株式 1,910,496株 新株予約権の総数 159,208個

(重要な後発事象)

(資本金の額の減少)

当社は、2023年2月24日開催の取締役会において、2023年3月30日開催の第8期定時株主総会に資本金の額の減少について付議することを決議し、同株主総会において承認可決されました。

1. 減資の目的

資本政策の柔軟性及び機動性の確保を目的として、会社法第447条第1項の規定に基づき、資本金の額を減少させ、その他資本剰余金に振り替えるものであります。

2. 減資の要領

(1) 減少する資本金の額

資本金の額3,061,665千円を3,051,665千円減少して10,000千円といたします。なお、当社が発行しているストック・オプション等の新株予約権が減資の効力発生日までに行使された場合等により、資本金の額及び減少後の資本金の額が変動することがあります。

(2) 減資の方法

払戻を行わない無償減資とし、発行済株式総数の変更は行わず、資本金の額のみを減少し、減少する資本金の額3,051,665千円の全額をその他資本剰余金に振り替えるものであります。

3. 減資の日程

取締役会決議日 2023年2月24日

定時株主総会決議日 2023年3月30日

債権者異議申述最終期日 2023年5月8日(予定)

効力発生日 2023年5月12日(予定)

4. 今後の見通し

本件は純資産の部における勘定科目間の振替処理であり、純資産の変動はなく、当社グループの業績に与える影響はありません。

【連結附属明細表】

【社債明細表】

該当事項はありません。

【借入金等明細表】

区分	当期末残高 (千円)	当期末残高 (千円)	平均利率 (%)	返済期限
短期借入金	9,900	674,900	1.9	-
1年以内に返済予定の長期借入金	49,992	142,996	1.5	-
1年以内に返済予定のリース債務	-	2,103	4.5	-
長期借入金(1年以内に返済予定のものを除く。)	950,008	1,136,845	2.0	2024年～2030年
リース債務(1年以内に返済予定のものを除く。)	-	22,497	4.4	2024年～2029年
その他有利子負債	-	-	-	-
合計	1,009,900	1,979,342	-	-

(注) 1. 平均利率については、期末借入金残高に対する加重平均利率を記載しております。

2. 長期借入金及びリース債務(1年以内に返済予定のものを除く。)の連結決算日後5年間の返済予定額は以下のとおりであります。

	1年超2年以内 (千円)	2年超3年以内 (千円)	3年超4年以内 (千円)	4年超5年以内 (千円)
長期借入金	177,996	437,992	218,020	157,801
リース債務	4,995	4,779	2,564	2,698

【資産除去債務明細表】

該当事項はありません。

(2)【その他】

当連結会計年度における四半期情報等

(累計期間)	第1四半期	第2四半期	第3四半期	当連結会計年度
売上高(千円)	1,105,270	2,151,139	2,820,108	3,734,068
税金等調整前四半期(当期) 純損失()(千円)	11,445	251,871	604,466	1,229,182
親会社株主に帰属する四半期 (当期)純損失()(千 円)	12,300	270,831	623,191	1,315,060
1株当たり四半期(当期)純 損失()(円)	0.42	9.11	20.90	44.01

(会計期間)	第1四半期	第2四半期	第3四半期	第4四半期
1株当たり四半期純損失 ()(円)	0.42	8.67	11.75	23.16

2【財務諸表等】

(1)【財務諸表】

【貸借対照表】

(単位：千円)

	前事業年度 (2021年12月31日)	当事業年度 (2022年12月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	5,475,893	2,203,346
売掛金	391,735	-
売掛金及び契約資産	-	342,054
前払費用	52,245	105,169
未収入金	311,427	325,761
未収消費税等	-	123,952
未収還付法人税等	-	24,874
関係会社短期貸付金	37,000	-
その他	19,477	41,498
貸倒引当金	6,258	4,386
流動資産合計	5,981,521	3,003,270
固定資産		
有形固定資産		
建物	6,153	-
建物附属設備	-	111,675
工具、器具及び備品	9,035	36,417
リース資産	-	24,333
建設仮勘定	-	31,764
有形固定資産合計	15,189	104,190
無形固定資産		
ソフトウェア	55,486	72,701
ソフトウェア仮勘定	38,441	31,709
のれん	-	923,655
その他	-	2,077
無形固定資産合計	93,928	1,030,144
投資その他の資産		
投資有価証券	-	261,950
関係会社株式	2509,979	168,595
関係会社出資金	288,470	712,447
関係会社長期貸付金	150,000	1,400,000
差入保証金	29,890	191,876
その他	12,065	8,817
貸倒引当金	91,511	31,606
投資その他の資産合計	898,893	2,712,079
固定資産合計	1,008,011	3,846,414
資産合計	6,989,532	6,849,684

(単位：千円)

	前事業年度 (2021年12月31日)	当事業年度 (2022年12月31日)
負債の部		
流動負債		
買掛金	3 16,119	3 43,206
短期借入金	4 9,900	4, 5 674,900
1年内返済予定の長期借入金	2 49,992	142,996
未払金	3 305,458	3 548,416
未払費用	3 24,936	3 45,448
未払法人税等	121,727	-
未払消費税等	70,792	-
契約負債	3,432	70,431
預り金	18,559	67,349
販売促進引当金	505,506	449,057
その他	-	4,813
流動負債合計	1,126,423	2,046,620
固定負債		
長期借入金	2 950,008	2 1,136,845
繰延税金負債	-	13,196
その他	-	22,497
固定負債合計	950,008	1,172,539
負債合計	2,076,431	3,219,159
純資産の部		
株主資本		
資本金	3,036,055	3,061,665
資本剰余金		
資本準備金	3,036,045	3,061,655
資本剰余金合計	3,036,045	3,061,655
利益剰余金		
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	1,084,303	2,291,866
利益剰余金合計	1,084,303	2,291,866
自己株式	108	163
株主資本合計	4,987,689	3,831,291
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	82,704	208,127
評価・換算差額等合計	82,704	208,127
新株予約権	8,116	7,361
純資産合計	4,913,100	3,630,525
負債純資産合計	6,989,532	6,849,684

【損益計算書】

(単位：千円)

	前事業年度 (自 2021年1月1日 至 2021年12月31日)	当事業年度 (自 2022年1月1日 至 2022年12月31日)
売上高	1 2,840,640	1 3,354,638
売上原価	1 328,815	1 642,227
売上総利益	2,511,824	2,712,411
販売費及び一般管理費	1、 2 2,467,188	1、 2 3,900,222
営業利益又は営業損失()	44,636	1,187,810
営業外収益		
受取利息	1 6,012	1 8,624
受取手数料	1 10,852	1 19,079
特典失効益	10,111	6,069
関係会社貸倒引当金戻入額	-	79,446
投資事業組合運用益	5,063	18,548
補助金受贈益	-	194,593
その他	328	1,443
営業外収益合計	32,368	327,803
営業外費用		
支払利息	15,951	21,932
株式交付費	23,070	442
支払手数料	30,851	35,262
関係会社貸倒引当金繰入額	33,656	-
固定資産圧縮損	-	194,518
その他	2,716	27,563
営業外費用合計	106,245	279,718
経常損失()	29,241	1,139,725
特別利益		
固定資産売却益	-	3 493
抱合せ株式消滅差益	-	40,872
特別利益合計	-	41,365
特別損失		
固定資産除却損	-	4 1,346
和解金	-	11,449
関係会社債権放棄損	-	30,000
特別損失合計	-	42,795
税引前当期純損失()	29,241	1,141,156
法人税、住民税及び事業税	82,785	3,805
法人税等調整額	-	8,986
法人税等合計	82,785	12,791
当期純損失()	112,027	1,153,947

(売上原価明細書)

区分	注記 番号	前事業年度 自 2021年1月1日 至 2021年12月31日)		当事業年度 自 2022年1月1日 至 2022年12月31日)	
		金額(千円)	構成比 (%)	金額(千円)	構成比 (%)
労務費	1	124,238	37.8	427,114	66.5%
経費		204,577	62.2	215,112	33.5%
当期売上原価		328,815	100.0	642,227	100.0

原価計算の方法

原価計算の方法は、実際原価による個別原価計算を採用しております。

1 主な内訳は、次のとおりであります。

項目	前事業年度 (自 2021年1月1日 至 2021年12月31日)	当事業年度 (自 2022年1月1日 至 2022年12月31日)
ソフトウェア償却費(千円)	18,071	26,261
外注費(千円)	96,657	121,545
通信費(千円)	30,366	49,677

【株主資本等変動計算書】

前事業年度（自 2021年1月1日 至 2021年12月31日）

	株主資本						
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		自己株式	株主資本合計
		資本準備金	資本剰余金 合計	その他利益 剰余金 繰越利益剰 余金	利益剰余金 合計		
当期首残高	906,802	906,792	906,792	972,276	972,276	-	841,318
当期変動額							
新株の発行	2,129,253	2,129,253	2,129,253				4,258,507
当期純損失（ ）				112,027	112,027		112,027
自己株式の取得						108	108
株主資本以外の項目の当 期変動額（純額）							
当期変動額合計	2,129,253	2,129,253	2,129,253	112,027	112,027	108	4,146,371
当期末残高	3,036,055	3,036,045	3,036,045	1,084,303	1,084,303	108	4,987,689

（単位：千円）

	評価・換算差額等		新株予約権	純資産合計
	その他有価証 券評価差額金	評価・換算差 額等合計		
当期首残高	-	-	14,250	855,568
当期変動額				
新株の発行				4,258,507
当期純損失（ ）				112,027
自己株式の取得				108
株主資本以外の項目の当 期変動額（純額）	82,704	82,704	6,133	88,838
当期変動額合計	82,704	82,704	6,133	4,057,532
当期末残高	82,704	82,704	8,116	4,913,100

当事業年度（自 2022年1月1日 至 2022年12月31日）

	株主資本						
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		自己株式	株主資本合計
		資本準備金	資本剰余金 合計	その他利益 剰余金 繰越利益剰 余金	利益剰余金 合計		
当期首残高	3,036,055	3,036,045	3,036,045	1,084,303	1,084,303	108	4,987,689
会計方針の変更による累 積的影響額				53,615	53,615		53,615
会計方針の変更を反映した 当期首残高	3,036,055	3,036,045	3,036,045	1,137,918	1,137,918	108	4,934,074
当期変動額							
新株の発行	25,609	25,609	25,609				51,219
当期純損失（ ）				1,153,947	1,153,947		1,153,947
自己株式の取得						54	54
株主資本以外の項目の当 期変動額（純額）							
当期変動額合計	25,609	25,609	25,609	1,153,947	1,153,947	54	1,102,782
当期末残高	3,061,665	3,061,655	3,061,655	2,291,866	2,291,866	163	3,831,291

(単位：千円)

	評価・換算差額等		新株予約権	純資産合計
	その他有価証 券評価差額金	評価・換算差 額等合計		
当期首残高	82,704	82,704	8,116	4,913,100
会計方針の変更による累 積的影響額				53,615
会計方針の変更を反映した 当期首残高	82,704	82,704	8,116	4,859,485
当期変動額				
新株の発行				51,219
当期純損失（ ）				1,153,947
自己株式の取得				54
株主資本以外の項目の当 期変動額（純額）	125,422	125,422	754	126,177
当期変動額合計	125,422	125,422	754	1,228,960
当期末残高	208,127	208,127	7,361	3,630,525

【注記事項】

(重要な会計方針)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

(1) 子会社株式及び関連会社株式

移動平均法による原価法により評価しております。

(2) その他有価証券

・市場価格のない株式等以外のもの

時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)を採用しております。

・市場価格のない株式等

移動平均法による原価法を採用しております。

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産(リース資産を除く)

定率法を採用しております。ただし、2016年4月1日以降に取得した建物附属設備については定額法によっております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりです。

建物	2年～15年
建物附属設備	2年～15年
工具、器具及び備品	3年～5年

(2) 無形固定資産(リース資産を除く)

定額法を採用しております。

・自社利用のソフトウェア

社内における利用可能期間(5年以内)に基づいております。

・のれん

投資の効果が見込まれる期間を見積り、8年以内の合理的な年数により均等償却しております。

(3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数として、残存価額を零とする、定額法を採用しております。

3. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

売上債権等の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 販売促進引当金

販売促進を目的として行う特典の付与による支出に備えるため、将来発生見込額を販売促進引当金として計上しております。

4. 収益及び費用の計上基準

当社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点(収益を認識する通常の時点)は以下のとおりであります。

なお、当社が認識した収益に係る対価は、通常、履行義務の充足から1年以内に受領しており、重大な金融要素は含まれておりません。

エネルギープラットフォーム事業

エネルギープラットフォーム事業は消費者向け電力・ガス切替サービス「エネチェンジ」、「エネチェンジBiz」等の運営を行っており、提携企業から切替申込時の一時報酬及び、切替済みユーザーの電気・ガス料金に基づいて支払われる継続報酬を受領しております。一時報酬は一時時点で履行義務を充足すると判断しており、電力・ガスの切替が行われた際に収益を認識しております。継続報酬は一定の期間にわたり履行義務が充足されると判断しており、電気・ガスの供給に応じて収益を認識しております。

エネルギーデータ事業

エネルギー事業者向けクラウド型DXサービス「エネチェンジクラウドMarketing(注1)」、「エネチェンジクラウドDR(注2)」等の運営を行っており、顧客から月額システム利用料である継続報酬及び、カスタマイズ・コンサルティング料等の一時報酬を受領しております。継続報酬は一定期間にわたり履行義務が充足されると判断しており、契約期間に応じて収益を認識しております。一時報酬は一時時点で履行義務を充足すると判断しており、顧客へのサービス提供が行われた際に収益を認識しております。サービス

導入時の初期開発及び導入後における追加開発は、サービスの提供と一体の履行義務として認識し、サービスの契約期間に応じて収益を認識しております。

EV充電事業

「EV充電エネチェンジ」のブランド名による、EV充電サービスの提供を行っております。EV充電器の設置工事では、顧客にEV充電器が利用可能となった時点で履行義務を充足すると判断しており、その時点で収益を認識しております。EVの充電サービスの提供では一定期間にわたり履行義務が充足されると判断しており、顧客のEVを充電するサービスの利用に応じて収益を認識しております。

- (注) 1 . EMAPより名称変更。
2 . SMAP DRより名称変更

(重要な会計上の見積り)

1. のれんの評価

当社は、新規事業展開を目的として、複数の会社に対して合併等による企業結合を行っており、当事業年度末の貸借対照表において、次のとおりのれんを計上しております。

(1) 当事業年度の財務諸表に計上した金額

(単位：千円)

	前事業年度	当事業年度
のれん	-	923,655
うち、オーベラス・ジャパン株式会社	-	314,653

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

算定方法及び主要な仮定

のれんについては、のれんが生じている各被取得企業の事業を一つのグルーピング単位(以下、「各事業」といいます。)として、各事業の事業計画の達成状況をモニタリングすることによって、減損の兆候の有無を検討しております。減損の兆候を把握した場合には、各事業から得られる割引前将来キャッシュ・フローの総額を各事業の事業計画に基づき算定し、帳簿価額と比較して減損損失を認識するかどうかの判定をしております。減損損失を認識すべきと判定された場合、当該のれんについては、回収可能価額まで減額し、減損損失として認識することとしております。

割引前将来キャッシュ・フロー算定の基礎となる各事業の事業計画は、新規獲得顧客数及び解約数、経営環境等といった経営者による仮定により策定されており、将来の不確実な市場環境や競争環境の変化等により、当該仮定の見直しが必要となった場合には翌事業年度の財務諸表における、のれんの金額に重要な影響を与える可能性があります。

翌事業年度の財務諸表に与える影響

取得時の仮定に用いた新規獲得顧客数の大幅な未達や、予想を上回る解約、また経営環境の悪化などにより、減損損失を計上する可能性があります。

2. 販売促進引当金の計上

当社は、当社の提供する切替プラットフォーム上で行う電気・ガス契約の切替を行ったユーザーに対し、切替から一定期間を経過した後、ギフト券やキャッシュバック等の特典の付与を行うことがあります。ユーザーの切替時点で当社の売上は計上される一方で、当該特典の付与に伴う費用発生は将来時点となることから、売上計上時点において販売促進引当金を計上しております。

(1) 当事業年度の財務諸表に計上した金額

(単位：千円)

	前事業年度	当事業年度
販売促進引当金	505,506	449,057

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

算定方法及び主要な仮定

販売促進引当金は、当社の提供する切替プラットフォーム上で行われたユーザーの電気・ガス契約の切替実績に基づく将来の特典付与予定額に、過去の実績を基に見積もった特典発行率を乗じて算定しております。特典は切替後一定期間経過した後、ユーザーからの申請に基づき付与します。特典を申請できる期間には期限を設けており、期限を過ぎればユーザーの特典を受ける権利は失効します。特典の金額は、契約する事業者ごとに異なり、同じ事業者でも時期によって特典金額を変更する場合があります。

特典付与予定額は、特典の付与を受ける権利の行使期間が未到来となっているもの、及び、権利行使期間にあるものの権利未行使となっているものの総額です。

特典発行率は、付与する特典金額の多寡により異なる傾向があるため、特典金額を一定の金額区分ごとに分けて見積もっております。また、ユーザーが特典の付与を受ける権利を行使する傾向は過去実績と同水準であるとの仮定に基づき、直近1年間の平均発行率をもとに算出した想定発行率(特典金額の区分ごとに算出)を基礎に見積もっております。

翌事業年度の財務諸表に与える影響

販売促進引当金の算定基礎である特典発行率は過去の実績に基づいており、今後ユーザーの特典を受け権利行使の動向に変動が生じた場合には、計上した販売促進引当金の額と実際の特典発行額に乖離が生じ、翌事業年度の財務諸表において、販売促進引当金の増加又は戻入の金額に重要な影響を与える可能性があります。

(会計方針の変更)

(収益認識に関する会計基準等の適用)

「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。)等を当事業年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することとしております。

これにより、エネルギーデータ事業の取引のうち、従来「エネチェンジクラウドMarketing」サービス及び「エネチェンジクラウドDR」サービスに関して、導入時の初期開発及び導入後における追加開発と、サービスの提供を別々の履行義務とし、サービス導入時の初期開発及び導入後における追加開発は顧客の検収時に収益を計上し、サービスの提供は契約期間に応じて収益を計上していましたが、サービス導入時の初期開発及び導入後における追加開発と、サービスの提供を一体の履行義務として認識し、サービスの契約期間に応じて収益を認識する方法に変更しております。

収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っており、当事業年度の期首より前に新たな会計方針を遡及適用した場合の累積的影響額を、当事業年度の期首の利益剰余金に加減し、当該期首残高から新たな会計方針を適用しております。

ただし、収益認識会計基準第86項に定める方法を適用し、当事業年度の期首より前までに従前の取扱いに従ってほとんどすべての収益の額を認識した契約に、新たな会計方針を遡及適用していません。また、収益認識会計基準第86項また書き(1)に定める方法を適用し、当事業年度の期首より前までに行われた契約変更について、すべての契約変更を反映した後の契約条件に基づき、会計処理を行い、その累積的影響額を当事業年度の期首の利益剰余金に加減しております。

この結果、当事業年度の売上高は33,586千円増加し、営業損失、経常損失及び税引前当期純損失はそれぞれ33,586千円減少しております。また、利益剰余金の当期首残高は53,615千円減少しております。

収益認識会計基準等を適用したため、前事業年度の貸借対照表において、「流動資産」に表示していた「売掛金」は、当事業年度より「売掛金及び契約資産」に含めて表示することといたしました。なお、収益認識会計基準第89-2項に定める経過的な取扱いに従って、前事業年度について新たな表示方法により組替えを行っておりません。また、「収益認識に関する会計基準」第89-3項に定める経過的な取扱いに従って、前事業年度に係る「収益認識関係」注記を記載していません。

(時価の算定に関する会計基準等の適用)

「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。)等を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 2019年7月4日)第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することとしております。これによる時価の算定方法に重要な変更はありません。

(表示方法の変更)

(貸借対照表関係)

前事業年度において、「流動資産」の「その他」に含めていた「未収入金」、及び、「投資その他の資産」の「その他」に含めていた「差入保証金」は、金額的重要性が増したため、当事業年度より独立掲記することとしました。この表示方法の変更を反映させるため、前事業年度の財務諸表の組替えを行っております。

この結果、前事業年度の貸借対照表において「流動資産」の「その他」に表示していた30,905千円は、「未収入金」11,427千円、「その他」19,477千円として組替えております。また、「投資その他の資産」の「その他」に表示していた41,955千円は、「差入保証金」29,890千円、「その他」12,065千円として組替えております。

(追加情報)

(従業員等に対して権利確定条件付き有償新株予約権を付与する取引に関する取扱い等の適用)

「従業員等に対して権利確定条件付き有償新株予約権を付与する取引に関する取扱い」(実務対応報告第36号2018年1月12日。以下「実務対応報告第36号」という。)等の適用日より前に従業員等に対して権利確定条件付き有償新株予約権を付与した取引については、実務対応報告第36号第10項(3)に基づいて、従来採用していた会計処理を継続しております。

1. 権利確定条件付き有償新株予約権の概要

(1) 権利確定条件付き有償新株予約権の内容

連結財務諸表「注記事項(ストック・オプション等関係)」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

2. 採用している会計処理の概要

新株予約権を発行したときは、その発行に伴う払込金額を、純資産の部に新株予約権として計上しております。新株予約権が行使され、新株を発行するときは、当該新株予約権の発行に伴う払込金額と新株予約権の行使に伴う払込金額を、資本金及び資本準備金に振り替えます。

なお、新株予約権が失効したときは、当該失効に対応する額を失効が確定した会計期間の利益として処理しております。

(貸借対照表関係)

1 圧縮記帳

国庫補助金等により有形固定資産の取得価額から控除している圧縮記帳額は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (2021年12月31日)	当連結会計年度 (2022年12月31日)
建物附属設備	- 千円	194,518千円
計	-	194,518

2 担保に供している資産及び担保に係る債務

担保に供している資産

	前事業年度 (2021年12月31日)	当事業年度 (2022年12月31日)
現金及び預金	- 千円	- 千円
関係会社株式	349,854千円	- 千円
計	349,854	-

担保に係る債務

	前事業年度 (2021年12月31日)	当事業年度 (2022年12月31日)
1年内返済予定の長期借入金	49,992千円	- 千円
長期借入金	200,008	315,000
計	250,000	315,000

3 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務(区分表示されたものを除く)

	前事業年度 (2021年12月31日)	当事業年度 (2022年12月31日)
短期金銭債権	51,326千円	61,710千円
短期金銭債務	10,302	11,300

4 当座貸越契約

当社は、運転資金の効率的な調達を行うため、取引金融機関2行と当座貸越契約を締結しております。当該契約に基づく事業年度末の借入未実行残高は次のとおりであります。

	前事業年度 (2021年12月31日)	当事業年度 (2022年12月31日)
当座貸越契約の総額	300,000千円	300,000千円
借入実行残高	9,900	9,900
差引額	290,100	290,100

5 コミットメント型シンジケートローン契約

当社は、設備投資そのほかの所要資金調達のため、2022年12月27日付で株式会社三井住友銀行をアレンジャーとする取引銀行等7社と総額1,500,000千円のコミットメント型シンジケートローン契約を締結しております。当該契約に基づく当事業年度末の借入未実行残高は次のとおりであります。

なお、本契約につきましては、以下の財務制限条項が付されております。

2023年12月期末日及びそれ以降の各事業年度末日における連結貸借対照表に記載される純資産の部の合計金額を、2022年12月期末日における連結貸借対照表に記載される純資産の部の合計金額の75%に相当する金額、又は直近の事業年度末日における連結貸借対照表に記載される純資産の部の合計金額の75%に相当する金額のうち、いずれか高いほうの金額以上に維持すること。

2023年12月期末日及び2024年12月期末日における連結損益計算書に記載される経常損益を連続して損失としないこと。

	前事業年度 (2021年12月31日)	当事業年度 (2022年12月31日)
コミットメント型シンジケートローンの借入限度額	- 千円	1,500,000千円
借入実行残高	-	315,000
差引額	-	1,185,000

(損益計算書関係)

1 関係会社との取引に係るものが次のとおり含まれております。

	前事業年度 (自 2021年1月1日 至 2021年12月31日)	当事業年度 (自 2022年1月1日 至 2022年12月31日)
営業取引		
売上高	126,844千円	135,079千円
売上原価	18,721	35,457
販売費及び一般管理費	75,915	103,297
営業取引以外の取引		
受取手数料	10,600	18,600
受取利息	6,000	8,588

2 販売費に属する費用のおおよその割合は前事業年度58%、当事業年度53%、一般管理費に属する費用のおおよその割合は前事業年度42%、当事業年度47%であります。

販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。

	前事業年度 (自 2021年1月1日 至 2021年12月31日)	当事業年度 (自 2022年1月1日 至 2022年12月31日)
給料及び手当	393,740千円	536,136千円
業務委託費	272,907	534,494
広告宣伝費	101,544	638,260
販売手数料	754,037	890,091
減価償却費	13,710	16,294
のれん償却額	-	53,892
貸倒引当金繰入額	18,324	5,120
販売促進引当金繰入額	505,506	380,847

3 固定資産売却益の内容は次のとおりであります。

	前事業年度 (自 2021年1月1日 至 2021年12月31日)	当事業年度 (自 2022年1月1日 至 2022年12月31日)
工具器具備品	- 千円	493千円
計	-	493

4 固定資産除却損の内容は次のとおりであります。

	前事業年度 (自 2021年1月1日 至 2021年12月31日)	当事業年度 (自 2022年1月1日 至 2022年12月31日)
建物	- 千円	765千円
建物附属設備	-	204
工具器具備品	-	376
計	-	1,346

(有価証券関係)

子会社株式及び関連会社株式

前事業年度(2021年12月31日)

時価を把握することが極めて困難と認められる子会社株式及び関連会社株式の貸借対照表計上額

区分	前事業年度 (千円)
関係会社株式	509,979
関係会社出資金	288,470

当事業年度(2022年12月31日)

市場価格のない株式等の貸借対照表計上額

区分	当事業年度 (千円)
関係会社株式	168,595
関係会社出資金	712,447

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前事業年度 (2021年12月31日)	当事業年度 (2022年12月31日)
繰延税金資産		
税務上の繰越欠損金	115,330千円	456,428千円
ソフトウェア	40,566	95,525
関係会社株式	18,839	18,824
貸倒引当金	29,942	11,021
販売促進引当金	154,810	137,501
投資事業組合運用損	-	79,053
資産調整勘定	-	154,511
その他	16,266	4,304
繰延税金資産小計	375,755	957,169
税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額	115,330	456,428
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	260,424	217,211
評価性引当額小計	375,755	673,639
繰延税金資産合計	-	283,529
繰延税金負債		
その他有価証券評価差額金	-	13,902
のれん	-	282,823
繰延税金負債合計	-	296,725
繰延税金負債の純額	-	13,196

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

前事業年度及び当事業年度においては、税引前当期純損失が計上されているため記載を省略しております。

(企業結合等関係)

連結財務諸表「注記事項(企業結合等関係)」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

(収益認識関係)

顧客との契約から生じる収益を理解するための情報

顧客との契約から生じる収益を理解するための情報は、「注記事項(重要な会計方針)(4)収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

(重要な後発事象)

(資本金の額の減少)

当社は、2023年2月24日開催の取締役会において、2023年3月30日開催の第8期定時株主総会に資本金の額の減少について付議することを決議し、同株主総会において承認可決されました。

1. 減資の目的

資本政策の柔軟性及び機動性の確保を目的として、会社法第447条第1項の規定に基づき、資本金の額を減少させ、その他資本剰余金に振り替えるものであります。

2. 減資の要領

(1) 減少する資本金の額

資本金の額3,061,665千円を3,051,665千円減少して10,000千円といたします。なお、当社が発行しているストック・オプション等の新株予約権が減資の効力発生日までに行使された場合等により、資本金の額及び減少後の資本金の額が変動することがあります。

(2) 減資の方法

払戻を行わない無償減資とし、発行済株式総数の変更は行わず、資本金の額のみを減少し、減少する資本金の額3,051,665千円の全額をその他資本剰余金に振り替えるものであります。

3. 減資の日程

取締役会決議日 2023年2月24日

定時株主総会決議日 2023年3月30日

債権者異議申述最終期日 2023年5月8日(予定)

効力発生日 2023年5月12日(予定)

4. 今後の見通し

本件は純資産の部における勘定科目間の振替処理であり、純資産の変動はなく、当社の業績に与える影響はありません。

【附属明細表】

【有価証券明細表】

財務諸表等規則第121条第1項第1号に定める有価証券明細表については、同条第3項により、記載を省略しております。

【有形固定資産等明細表】

区分	資産の種類	当期首残高 (千円)	当期増加額 (千円)	当期減少額 (千円)	当期償却額 (千円)	当期末残高 (千円)	減価償却累 計額 (千円)
有形 固定資産	建物	6,153	-	969	5,183	-	-
	建物附属設備	-	206,526	194,518	333	11,675	333
	工具、器具及び備品	9,035	42,534	408	14,743	36,417	34,195
	リース資産	-	25,693	-	1,360	24,333	1,360
	建設仮勘定	-	31,764	-	-	31,764	-
	計	15,189	306,518	195,896	21,620	104,190	35,888
無形 固定資産	ソフトウェア	55,486	43,476	-	26,261	72,701	-
	ソフトウェア仮勘定	38,441	36,744	43,476	-	31,709	-
	のれん	-	977,548	-	53,892	923,655	-
	その他の無形固定資産	-	2,112	-	35	2,077	-
	計	93,928	1,059,881	43,476	80,189	1,030,144	-

(注) 1. 当期増加額のうち主なものは次のとおりであります。

工具、器具及び備品	PCの購入	40,961千円
建物附属設備	EV充電機器の機器及び工事代	206,526千円
ソフトウェア	EMAP PAYMENT、JNE開発	43,476千円
ソフトウェア仮勘定	EVアプリ開発	19,167千円
のれん	オーベラス株式会社の吸収合併	350,676千円
	アユダンテ株式会社からのEVsmart事業の事業譲受	297,887千円
	SMAP ENERGY LIMITEDからのエネチェンジクラウドDR事業の事業譲受	233,280千円

2. 当期減少額のうち主なものは次のとおりであります。

ソフトウェア仮勘定	ソフトウェアへの振替額	43,476千円
建物附属設備	充電インフラ設備の圧縮記帳額	194,518千円

【引当金明細表】

科目	当期首残高 (千円)	当期増加額 (千円)	当期減少額 (千円)	当期末残高 (千円)
貸倒引当金	97,770	27,175	88,953	35,993
販売促進引当金	505,506	402,785	459,233	449,057

(2) 【主な資産及び負債の内容】

連結財務諸表を作成しているため、記載を省略しております。

(3) 【その他】

該当事項はありません。

第6【提出会社の株式事務の概要】

事業年度	毎年1月1日から12月31日まで
定時株主総会	毎年3月
基準日	毎年12月31日
剰余金の配当の基準日	毎年6月30日 毎年12月31日
1単元の株式数	100株
単元未満株式の買取り	
取扱場所	東京都千代田区丸の内一丁目3番3号 みずほ信託銀行株式会社本店証券代行部
株主名簿管理人	東京都千代田区丸の内一丁目3番3号 みずほ信託銀行株式会社
取次所	-
買取手数料	株式の売買の委託に係る手数料相当額として別途定める金額
公告掲載方法	電子公告により行う。事故その他やむを得ない事由により、電子公告による ことができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。 公告掲載URL https://enechange.co.jp/
株主に対する特典	該当事項はありません。

(注) 当会社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない旨、定款に定めております。

- (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- (2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
- (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利

第7【提出会社の参考情報】

1【提出会社の親会社等の情報】

当社は、金融商品取引法第24条の7第1項に規定する親会社等はありません。

2【その他の参考情報】

当事業年度の開始日から有価証券報告書提出日までの間に、次の書類を提出しております。

- (1) 有価証券報告書及びその添付書類並びに確認書
事業年度（第7期）（自 2021年1月1日 至 2021年12月31日）2022年3月30日関東財務局長に提出
- (2) 内部統制報告書及びその添付書類
2022年3月30日関東財務局長に提出
- (3) 四半期報告書及び確認書
（第8期第1四半期）（自 2022年1月1日 至 2022年3月31日）2022年5月13日関東財務局長に提出
（第8期第2四半期）（自 2022年4月1日 至 2022年6月30日）2022年8月12日関東財務局長に提出
（第8期第3四半期）（自 2022年7月1日 至 2022年9月30日）2022年11月11日関東財務局長に提出
- (4) 臨時報告書
2022年3月30日関東財務局長に提出
企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2（株主総会における議決権行使の結果）に基づく臨時報告書であります。
2022年7月8日関東財務局長に提出
企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第8号の2（子会社の取得に関する事項）に基づく臨時報告書であります。
2022年8月26日関東財務局長に提出
企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第8号（事業の譲受けに関する事項）に基づく臨時報告書であります。
2022年11月11日関東財務局長に提出
企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第7号の3（吸収合併に関する事項）に基づく臨時報告書であります。
- (5) 有価証券報告書の訂正報告書及びその添付書類並びに確認書
2023年1月13日関東財務局長に提出
事業年度（第7期）（自 2021年1月1日 至 2021年12月31日）の有価証券報告書に係る訂正報告書及びその添付書類並びに確認書であります。

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書

2023年3月30日

ENECHANGE株式会社

取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 杉山正樹
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 比留間郁夫
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているENECHANGE株式会社の2022年1月1日から2022年12月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書、連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項、その他の注記及び連結附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ENECHANGE株式会社及び連結子会社の2022年12月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査上の主要な検討事項

監査上の主要な検討事項とは、当連結会計年度の連結財務諸表の監査において、監査人が職業的専門家として特に重要であると判断した事項である。監査上の主要な検討事項は、連結財務諸表全体に対する監査の実施過程及び監査意見の形成において対応した事項であり、当監査法人は、当該事項に対して個別に意見を表明するものではない。

オーベラス・ジャパン株式会社の株式取得により生じたのれんの減損の兆候に関する判断の妥当性	
監査上の主要な検討事項の内容及び決定理由	監査上の対応
<p>ENECHANGE株式会社の当連結会計年度の連結貸借対照表に計上されているのれん702,039千円には、注記事項「(重要な会計上の見積り)ののれんの評価」に記載されているとおり、オーベラス・ジャパン株式会社の株式取得により生じたのれん314,653千円が含まれており、総資産の4.7%を占めている。なお、オーベラス・ジャパン株式会社については、完全子会社化した後、吸収合併している。</p> <p>のれんについては定期的に償却されるが、減損の兆候があると認められる場合には、割引前将来キャッシュ・フローの総額と帳簿価額を比較することによって、減損損失の認識の要否を判定する必要がある。</p> <p>減損の兆候に該当するかどうかは、主として営業活動から生ずる損益又はキャッシュ・フローの継続的なマイナス、経営環境の著しい悪化に該当するかどうかにより判断される。なお、当連結会計年度において、同社ののれんについて減損の兆候は認められないが、株式取得時に見込まれていた将来の成長が達成されない場合や事業計画の前提となった経営環境に著しい悪化が認められた場合、あるいはそのような見込みがある場合には減損の兆候があると認められ、減損損失の認識の判定が必要となる。</p> <p>事業計画の基礎となる売上高は、ユーザー契約の継続率の一定水準での維持、及び新電力の市場環境を踏まえた需要推移を主要な仮定としており、当該仮定は、不確実性を伴うため、これらの経営者による判断が重要な影響を及ぼす。</p> <p>以上から、当監査法人は、オーベラス・ジャパン株式会社の株式取得により生じたのれんの減損の兆候に関する判断の妥当性が、当連結会計年度の連結財務諸表監査において特に重要であり、「監査上の主要な検討事項」に該当すると判断した。</p>	<p>当監査法人は、オーベラス・ジャパン株式会社の株式取得により生じたのれんの減損の兆候に関する判断の妥当性を評価するため、主に以下の監査手続を実施した。</p> <p>(1) 内部統制の評価</p> <p>のれんの減損の兆候の把握に関連する内部統制の整備状況及び運用状況の有効性を評価した。</p> <p>評価に当たっては、特に減損の兆候に該当する事実の有無を把握するための事業計画と実績の差異分析、事業計画の仮定で用いる情報を収集する統制に、焦点を当てた。</p> <p>(2) 減損の兆候に関する判断の妥当性の評価</p> <p>オーベラス・ジャパン株式会社の株式取得に係るのれんの減損の兆候に関する判断の妥当性を評価するため、経営者に対して質問するとともに、主に以下の手続を実施した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 取締役会等の各議事録を閲覧し、経営環境の悪化の有無を確認した。 ・ 取得時の事業計画及び翌連結会計年度以降の事業計画について、それぞれの指標を比較するとともに、採用された主要な仮定について、以下の手続を実施した。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 電力・ガス切替後のユーザー契約継続率の見込みに関して、ユーザー契約状況と電力・ガス会社からの実績契約データ等を照合した。 ・ 最終保障供給へ移行した電力需要家の新電力市場への回帰見込について、外部機関の公表数値との整合性を確認した。 ・ 過去の事業計画の達成状況及び差異の原因についての検討結果等を踏まえて、取得時の事業計画の仮定の合理性を検討した。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書に含まれる情報のうち、連結財務諸表及び財務諸表並びにこれらの監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうかを検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結財務諸表の注記事項が適切でない場合は、連結財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結財務諸表の表示、構成及び内容、並びに連結財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結財務諸表に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結財務諸表の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会と協議した事項のうち、当連結会計年度の連結財務諸表の監査で特に重要であると判断した事項を監査上の主要な検討事項と決定し、監査報告書において記載する。ただし、法令等により当該事項の公表が禁止されている場合や、極めて限定的ではあるが、監査報告書において報告することにより生じる不利益が公共の利益を上回ると合理的に見込まれるため、監査人が報告すべきでないと判断した場合は、当該事項を記載しない。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1. 上記の監査報告書の原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。
2. X B R L データは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

2023年3月30日

ENECHANGE株式会社

取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 杉山正樹
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 比留間郁夫
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているENECHANGE株式会社の2022年1月1日から2022年12月31日までの第8期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ENECHANGE株式会社の2022年12月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査上の主要な検討事項

監査上の主要な検討事項とは、当事業年度の財務諸表の監査において、監査人が職業的専門家として特に重要であると判断した事項である。監査上の主要な検討事項は、財務諸表全体に対する監査の実施過程及び監査意見の形成において対応した事項であり、当監査法人は、当該事項に対して個別に意見を表明するものではない。

(オーベラス・ジャパン株式会社の株式取得により生じたのれんの減損の兆候に関する判断の妥当性)

個別財務諸表の監査報告書に記載すべき監査上の主要な検討事項「オーベラス・ジャパン株式会社の株式取得により生じたのれんの減損の兆候に関する判断の妥当性」は、連結財務諸表の監査報告書に記載されている監査上の主要な検討事項「オーベラス・ジャパン株式会社の株式取得により生じたのれんの減損の兆候に関する判断の妥当性」と実質的に同一の内容である。このため、個別財務諸表の監査報告書では、これに関する記載を省略する。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書に含まれる情報のうち、連結財務諸表及び財務諸表並びにこれらの監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうかを検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうかを注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会と協議した事項のうち、当事業年度の財務諸表の監査で特に重要であると判断した事項を監査上の主要な検討事項と決定し、監査報告書において記載する。ただし、法令等により当該事項の公表が禁止されている場合や、極めて限定的ではあるが、監査報告書において報告することにより生じる不利益が公共の利益を上回ると合理的に見込まれるため、監査人が報告すべきでないと判断した場合は、当該事項を記載しない。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- (注) 1 . 上記の監査報告書の原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。
2 . X B R L データは監査の対象には含まれていません。